

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年9月11日

【中間会計期間】 2026年度中（自 2026年1月1日 至 2026年6月28日）

【会社名】 ファイザー・インク
(Pfizer Inc.)

【代表者の役職氏名】 上席副社長兼秘書役、チーフ・ガバナンス・カウンセル
マーガレット・M・マデン
(Margaret M. Madden, Senior Vice President and Corporate
Secretary, Chief Governance Counsel)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国10001-2192 ニューヨーク州
ニューヨーク、ハドソン・ブルバード・イースト 66
(66 Hudson Boulevard East, New York, N.Y. 10001-2192, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 03-6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 03-6271-9900

【縦覧に供する場所】 なし

注(1) 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「ファイザー」、「当社」、又は「ファイザー社」とは、ファイザー・インク及びその子会社を指す。米国外で営業を行う子会社についてのファイザーの四半期は、2026年5月24日及び2025年5月25日現在並びに同日に終了する3か月間及び6か月間であり、米国子会社についての四半期は、2026年6月28日及び2025年6月29日現在並びに同日に終了する3か月間及び6か月間である。「注記」とは、本書記載の要約連結財務諸表又は当社の2025年度有価証券報告書に記載の連結財務諸表の注記を指す。また、本書及び/又は注記において、以下に説明又は定義する用語も使用される。

*	計算に実質的な意味がないか、結果が100%より大きいことを示す。
2025年度有価証券報告書	2026年6月12日付で関東財務局長に提出された有価証券報告書（様式第8号）
340Bプログラム	340B薬価プログラム
3SBio社	スリー・エス・バイオ・インク（3SBio, Inc.）並びにその子会社Shenyang Sunshine Pharmaceutical Co., Ltd. 及び 3S Guojian Pharmaceutical (Shanghai) Co., Ltd.
アビングワース	アビングワースLLP (Abingworth LLP)
AI	人工知能

ALK	未分化リンパ腫キナーゼ
提携による収益	他社又は当社が創薬又は開発した製品を当社が共同販促活動する提携契約による収益
アステラス社	Astellas Pharma Inc.、Astellas US LLC 及び Astellas Pharma US, Inc.
ATTR-CM	トランスサイレチン型心アミロイドーシス（アミロイド心筋症）
ビオンテック社、バイオ ンテック社	ビオンテックSE(BioNTech SE)
バイオフーマ BMS	グローバル・バイオフーマシューティカルズ・ビジネス ブリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー（Bristol-Myers Squibb Company）
CODM	最高意思決定者
コミナティ（Comirnaty）	別段の注記がない場合、2020年12月中に米国において緊急使用許可（EUA）に基づき初めて許可された、該当するコミナティ（COVID-19ワクチン、mRNA）2026-2027 ^(a) 現行処方及び全ての過去に許可又は承認された処方をいう。
COVID-19 先進国市場	2019年の新型コロナウイルス疾患 以下の市場を含むが、限定されない：西ヨーロッパ、日本、中欧、カナダ、オーストラリア、北欧諸国、一部東欧諸国、韓国及びニュージーランド
EMA	欧州医薬品庁
新興成長市場	以下の市場を含むが、限定されない：アジア（日本及び韓国を除く）、ラテンアメリカ、東欧諸国（バルカン半島及び一定のその他諸国を除く）、アフリカ、中東及びトルコ
EPS	1株当たり利益
EU	欧州連合
EUA	緊急使用許可
証券取引法	1934年証券取引法（その後の改正を含む）
FASB	米国財務会計基準審議会
FDA	米国食品医薬品局
GAAP	米国一般会計原則
GILTI（NCTI）	グローバル無形資産低課税所得（2025年12月31日より後に開始する課税年度については「純被支配外国法人（CFC）対象所得（NCTI）」に名称変更）
GSK	GSKピーエルシー（GSK plc）
ヘイリオン社	ヘイリオン・ピーエルシー（Haleon plc）
HRR	相同組換え修復
イノベント社	イノベント・バイオロジックス・インク（Innovent Biologics, Inc.）
IPR&D	仕掛研究開発活動
IRA	2022年インフレ削減法
IRS	米国内国歳入庁
JV	合併会社、合併事業
キング社	キング・ファーマシューティカルズLLC（King Pharmaceuticals LLC（旧：King Pharmaceuticals, Inc.））
LPS	1株当たり損失
mCC	転移性子宮頸がん
mCRC	転移性大腸がん
mCRPC	転移性去勢抵抗性前立腺がん
mCSPC	転移性去勢感受性前立腺がん
広域訴訟、MDL	広域係属訴訟（Multi-District Litigation）
メディケア・パートD	メディケア加入者向け処方薬保険プログラム
メツセラ社	メツセラ・インク（Metsera, Inc.）
MIBC	筋層浸潤性膀胱がん
ムーディーズ	ムーディーズ・レーティングス（旧：ムーディーズ・インベスターズ・サービス）

mRNA	メッセンジャーRNA、メッセンジャーリボ核酸、伝令RNA
nmCRPC	非転移性去勢抵抗性前立腺がん
nmCSPC	非転移性去勢感受性前立腺がん
NSCLC	非小細胞肺がん
OBBA	1つの大きく美しい法案 (One Big Beautiful Bill Act)
ODT	口腔内崩壊錠
OTC	市販薬
Paxlovid (パキロビッド) ^(b)	経口COVID-19治療薬 (ニルマトレルビル錠及びリトナビル錠)
PCI	ファイザー・センターワン
ファルマシア	ファルマシアLLC (Pharmacia LLC (旧: Pharmacia Corporation))
プレブナー製品群	プレブナー20/プレベナー20 (小児及び成人用) 及びプレブナー13/プレベナー13 (小児及び成人用) を含む
PsA	乾癬性関節炎
QTD	四半期初めよりの累計、3か月間
RA	リウマチ性関節炎
R&D	研究開発
RSV	呼吸器合胞体ウイルス、RSウイルス
S&P	S&Pグローバル (旧: スタンダード&プアーズ)
SCD	鎌状赤血球症
サイウィンド・バイオサイエンス社、Sciwind Biosciences社	杭州サイウィンド・バイオサイエンス・カンパニー・リミテッド (Hangzhou Sciwind Biosciences Co., Ltd.)
シージェン、シージェン社	シージェン・インク(Seagen Inc.)及びその子会社
SEC	米国証券取引委員会
SI&A	販売、IT関連及び一般管理費用
武田	武田薬品工業株式会社
減税及び雇用法又はTCJA	「2017年税制改革法」と通常呼ばれている法律
UC	潰瘍性大腸炎
U.K.	英国
U.S.	アメリカ合衆国、米国
ヴィーブ社、ViiV	ViiVヘルスケア・リミテッド (ViiV Healthcare Limited)
ビンダケル製品群	ビンダケル、ビンダマックス、ビンマックを含む
ワイス社	ワイスLLC (Wyeth LLC) (旧: ワイス (Wyeth))
ヤオファーマ社、YaoPharma	ヤオファーマ・カンパニー・リミテッド (YaoPharma Co., Ltd.)
YTD	年初よりの累計、上半期、6か月間

(a) 欧州委員会により承認されており、米国では承認待ちである。

(b) パキロビッドは、承認されていないが、入院又は死亡を含むCOVID-19の重症化リスクが高い小児患者（12歳以上、体重40キログラム以上）の軽度から中等度のCOVID-19の治療を目的として、EUAの下でFDAにより緊急使用の認可を受けている。関連する小児集団におけるパキロビッドの緊急使用は、米国連邦食品・医薬品・化粧品法のセクション564(b)(1)（合衆国法典第21編第360bbb-3(b)(1)条）に基づくCOVID-19のパンデミック中の医薬品の緊急使用の許可を正当化する状況が存在する宣言の期間中にのみ許可される。2026年6月30日、米国保健福祉省は、医薬品及び生物学的製剤に係るCOVID-19のEUAの宣言を2027年6月29日付で終了することを発表した。www.covid19oralrx.comのEUAファクトシートを参照のこと。

注(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=160.02円の換算率（2026年8月31日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場仲値）により換算されている。

注(3) 本書の一部の金額は、四捨五入の関係で合計と一致しない。全てのパーセンテージは、四捨五入していない金額を使用して計算されている。記載されている全ての商標は、それぞれの所有者に帰属する。

- 注(4) 当社のウェブサイト、フェイスブック、インスタグラム、YouTube、LinkedInのページ、又は当社のX（前Twitter）のアカウント、又は第三者のウェブサイトに含まれる情報は、参照することにより本書に組み込まれるものではない。
- 注(5) 本書で取り上げた製品及び製品候補の中には、ファイザーの権利が市場によって異なる他社と提携して共同研究、共同開発、及び/又は共同販促を行っているものや、ファイザーが特定の市場で商業化権を有する契約の対象となっているものがある。
- 注(6) 本書は各種既存製品及び/又は製品候補に関する一定の臨床研究の説明を含む。これらの研究は典型的にはかかる製品又は製品候補に関するより大きな臨床データ体系の一部であり、本書での説明はより大きなデータ体系との関連で検討すべきである。さらに、臨床検査データは異なる解釈を受けることもあり、当社がデータは製品候補又は既存製品の新適応の安全性及び/又は効能を裏付けるのに十分であると考える場合でも、規制当局は当社の見解を共有しない可能性があり、追加データを要求する又は承認そのものを拒否する可能性がある。

留意事項

本半期報告書（以下「本書」という。）に含まれる当社に関する一部の情報は、2026年6月28日に終了した四半期に関する当社のForm 10-Q様式による四半期報告書を含む、米国証券取引委員会（SEC）に提出された当社の報告書及び提出書類から抽出されたものである。当社は、2026年6月28日より後の進展を反映するために、これらの情報の一部を更新しているが、全ての情報を更新しているわけではなく、また当社は当該情報を更に更新する義務を負わない。従って、本書の情報が、関東財務局長に提出される時点において、全ての重要な点において正確であることを保証するものではない。当社の報告書及びSECへの提出書類は、当社ウェブサイトwww.pfizer.comにて閲覧できる。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

当該上半期において、2025年度有価証券報告書（2026年6月12日提出）の「第1 本国における法制等の概要」の記載に重要な変更はなかった。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(上段：1株当たり金額を除いて百万ドル、下段：1株当たり金額を除いて百万円)

	終了年度又は半期/現在				
	2026年6月28日 終了の半期/ 6月28日現在	2025年度/ 年度末現在	2025年6月29日 終了の半期/ 6月29日現在	2024年度/ 年度末現在	2024年6月30日 終了の半期/ 6月30日現在
総収益(総売上高) ^(a)	\$ 29,484 (4,718,030)	\$ 62,579 (10,013,892)	\$ 28,367 (4,539,287)	\$ 63,627 (10,181,593)	\$ 28,162 (4,506,483)
ファイザー社に帰属する 当期純利益	2,440 (390,449)	7,771 (1,243,515)	5,877 (940,438)	8,031 (1,285,121)	3,156 (505,023)
資本金	482 (77,130)	481 (76,970)	481 (76,970)	480 (76,810)	480 (76,810)
発行済み普通株式数 (百万株)	9,641	9,621	9,620	9,593	9,592
ファイザー社株主に帰属 する資本合計	85,190 (13,632,104)	86,476 (13,837,890)	88,695 (14,192,974)	88,203 (14,114,244)	87,700 (14,033,754)
資本の部合計 ^(b)	85,492 (13,680,430)	86,775 (13,885,736)	89,012 (14,243,700)	88,497 (14,161,290)	87,975 (14,077,760)
総資産	201,131 (32,184,983)	208,160 (33,309,763)	206,095 (32,979,322)	213,396 (34,147,628)	216,193 (34,595,204)
1株当たり純利益 - 基本的 (上段：ドル)(下段：円)	0.43 (69)	1.37 (219)	1.03 (165)	1.42 (227)	0.56 (90)
1株当たり純利益 - 希薄化後 (上段：ドル)(下段：円)	0.43 (69)	1.36 (218)	1.03 (165)	1.41 (226)	0.55 (88)
自己資本率	42.51%	41.69%	43.19%	41.47%	40.69%
1株当たり現金配当金 (上段：ドル)(下段：円)	0.86 (138)	1.72 (275)	0.86 (138)	1.68 (269)	0.84 (134)
営業活動により生じた (使用された) キャッ シュ・フロー	3,450 (552,069)	11,704 (1,872,874)	1,753 (280,515)	12,744 (2,039,295)	(691) ((110,574))
投資活動により生じた (使用された) キャッ シュ・フロー	2,891 (462,618)	(1,351) ((216,187))	7,225 (1,156,145)	2,652 (424,373)	6,332 (1,013,247)
財務活動により生じた (使用された) キャッ シュ・フロー	(6,519) ((1,043,170))	(10,304) ((1,648,846))	(8,423) ((1,347,848))	(17,140) ((2,742,743))	(7,390) ((1,182,548))
現金及び現金同等物	976 (156,180)	1,142 (182,743)	1,638 (262,113)	1,043 (166,901)	1,052 (168,341)
従業員数	約73,643人	約75,000人	約79,000人	約81,000人	約84,000人

(a) 2024年度第1四半期より、ロイヤリティー収入を「その他の(収益)費用 - 純額」から再分類し、連結損益計算書上、ロイヤリティー収入を総収益(総売上高)の中の独立した項目として表示することを開始した。表示されている全期間の「総収益(総売上高)」にはこのような再分類調整が反映されている。

(b) 「資本の部合計」の欄には、「ファイザー社株主に帰属する資本合計」と「非支配持分」の合計を記載している。

2 【事業の内容】

当該上半期において、重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

当該上半期中に、当社の重要な子会社及び関連会社に重要な変更はなかった。

4 【従業員の状況】

イノベーションを重視する当社の事業において、従業員は、成功の決め手となる重要な要因である。当社は、当社と従業員との関係は良好であると一般に確信している。2026年6月28日現在、当社は、世界中で約73,643名を当社の業務に雇用していた。

第3 【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項に記載の将来に関する記述については、本書「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」の「将来の見通しに関する情報及び将来の業績に影響を与える可能性のある要因」も参照のこと。

本書の本項「第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」又は本書のその他の箇所に記載するものを除き、当該半期中において、当社の2025年度有価証券報告書に開示した対処すべき課題から重大な変更はなかった。

当社の事業

当社（Pfizer Inc.）は研究に基づいた世界的なバイオ医薬品企業である。当社は、世界におけるバイオ医薬品の研究、開発、製造、販売及び流通を通じて科学と当社のグローバルなリソースを活用し、人々の生命を延ばし、生活を大幅に改善する治療法を人々に提供する。

セグメント — 当社は2026年第1四半期より、2つの営業セグメントからなるグローバル体制を通じて当社の商業事業運営を管理する：すなわち、「バイオフーマ」及び「PCI」である。バイオフーマは唯一の報告セグメントである。本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表に対する注記13Aを参照のこと。

当社の事業、戦略及び経営環境に関する詳細は、当社の2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を参照のこと。

再編成プログラム

コストベース再調整プログラム — 当社は2026年第3四半期において、商業、研究開発（R&D）及び管理支援機能全般にわたるテクノロジー活用及び簡素化の取組みによる更なる生産性向上を原動力として、本プログラムに関連する追加的な正味コスト削減効果として10億ドルを見込んでいることを公表した。これらの追加的な正味コスト削減効果は、販売、IT関連及び一般管理費用（SI&A）の更なる削減につながるが見込まれており、2027年から2029年にかけて実現する見込みである。また、当該追加的なコスト削減を実現するための一時的費用は2029年まで発生する見込みであり、その総額は約20億ドルとなる見込みである。

製造最適化プログラム — 2026年度第3四半期には、当社は、ネットワーク構造の変更、製品ポートフォリオの強化及び更なる業務効率化に重点を置き、売上原価の削減を目的とした複数年プログラムの次の段階を公表した。当該取組みにより、2029年までに追加的に約15億ドルのコスト削減効果が見込まれており、その一部は2027年から実現し始める見込みである。プログラムの本段階に関連するコスト削減を実現するための一時的費用は約40億ドルとなる見込みであり、現金以外の支出の約60%である。これらのコスト削減を実現するための費用は2029年まで発生する見込みである。

これらのプログラムに関連する節減予想額の説明については、本書「第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「原価及び費用—事業再編費用並びに買収及びコスト削減／生産性向上イニシアチブに関連するその他の費用」、並びにこれらのプログラムの予想及び実際のコストについては、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表に対する注記3を参照のこと。

事業開発イニシアチブ

当社は、主に当社自身の製品パイプラインを前進させ、当社の既存製品の価値を最大化するとともに、様々な事業開発活動を通じて成長機会の活用に戦略的に全力で取り組む。2026年2月26日までのより重要な最近の取引についての説明は、2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第6 経理の状況」の連結財務諸表に対する注記2を参照のこと。さらに、2025年11月の当社によるメツェラ社の取得及びその他の最近の事業開発イニシアチブについては、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表に対する注記2及び以下を参照のこと。

イノベント社との提携契約 — 2026年5月、当社は、中国のバイオ医薬品企業であるイノベント社との間で、12件の初期段階及び新規（de novo）のがん治療薬の研究開発に関する戦略的なグローバルライセンス及び提携契約を締結した。本提携には、新規かつ差別化されたペイロードを有する抗体薬物複合体（ADC）及び多重特異性抗体から成る多様なポートフォリオを対象としたライセンス供与、共同開発及び共同販売の機会が含まれる。契約条件に基づき、イノベント社は650百万ドルの前払金を受領し、さらに開発、規制当局による承認及び商業化の各マイルストーン達成に応じて、最大98.5億ドルのマイルストーン支払いを受ける権利を有する。また、イノベント社は、承認された場合に各ライセンス製品の売上高に応じて、最大で2桁台のロイヤリティーを受領する。当社及びイノベント社が共同開発及び共同販売を行う4つのプログラムについては、両社が米国、英国及び欧州連合（EU）における利益を分配する。本取引は2026年7月10日に完了した。

当社の営業環境

当社は医薬品業界の他社同様、一定の業界固有の課題に直面している。これらにはとりわけ、以下に挙げた課題がある。当社の2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「政府の規制及び価格統制」及び「当社の営業環境」並びに「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因」も参照のこと。

知的財産権及び提携/使用許諾権 — 知的財産権の喪失、満了又は無効化、特許訴訟の和解及び判決並びに共同販促及び使用許諾権の満了は、当社の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、そのインライン製品のいくつかがこれらの失効を迎えるため、2026年から2030年にかけて特許に基づく又は規制上の独占権の失効による大きな収益減少を予想しており、今後数年間にわたり、特許に基づく又は規制上の独占権の失効に起因する売上高の減少ペースが大幅に加速するものと見込んでいる。2026年においては、当社は現在、特許に基づく又は規制上の独占権の失効に起因する売上高へのマイナス影響が約11億ドルとなることを見込んでいる。

米国、主要欧州諸国及び日本の基本製品の特許満了年度を含む、当社事業全体に最も重要と当社が考える特許権に関する詳細については、当社の2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容」の「特許及びその他の知的財産権」を参照のこと。当社製品の一部に関係する特許訴訟に関する最近の展開については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記12A1及び12A5を参照のこと。

規制環境/価格設定及び入手経路 - 政府及びその他の支払人グループからの圧力 - 世界各国の政府による薬価及び市場アクセスに対する圧力に加え、米国における民間の第三者支払人による同様の圧力が、引き続き当社のグローバル事業に影響を及ぼしている。米国に関しては、米国政府及び州は、医薬品価格及び医薬品へのアクセスの規制（最恵国待遇（MFN）の薬価を含む国際的な基準価格の設定が含まれるがこれに限定されない。）に引き続き注力すると当社は予想している。当社は、インフレ削減法（IRA）の施行状況について引き続き監視及び評価を行っている。その対象には、メディケア薬価交渉プログラム（MDPNP）及び同プログラムに基づく政府設定の最大公正価格（MFP）が含まれる。エリキュースについては、当該MFPが2026年1月1日に発効した。イブランス及びエクスタンジについて交渉された価格は、2027年に発効する予定である。ゼルヤンツについては、2028年まで選定対象医薬品であり続けるものの、米国メディケア&メディケイドサービスセンター（CMS）は、ゼルヤンツの後発医薬品について実質的な販売活動が引き続き存在すると判断している。したがって、ゼルヤンツについてはMFPが最終決定されることも、発効することもない。また、IRAはメディケア・パートD給付制度の設計に大幅な変更（IRAメディケア・パートD再設計）を加えており、当該変更は2025年から施行されている。当社は、IRAによるメディケア・パートD再設計が、2025年を基準として、2026年において重要な追加的影響を及ぼすことはないの見込んでいる。さらに、340Bプログラムに関する連邦レベル又は州レベルでの法的又は立法上の進展を含む、メディケイド医薬品リベートプログラム又は340Bプログラムの変更は、当社の事業に重大な影響を与える可能性がある。詳細については、当社の2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容」の「価格圧力及び管理医療組織」、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因—価格設定及び保険料返還」、並びに「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「政府の規制及び価格統制」及び「当社の営業環境」並びに本書の下記の「グローバルな経済環境」の「グローバルな貿易環境」を参照のこと。

政策/規制環境 - 米国大統領政権、議会及び州による新規及び潜在的な政策、規制上又はその他の変更（特に、規制要件の増加、減少、撤回若しくはライセンスの要件の変更を含む新たな規制要件、当社のワクチン及び医薬品に関する推奨、還付及び規制上の承認及び適用の変更、遅延又はそれらを取得できないこと、並びに米国外の市場における当社の活動に対する潜在的な影響を含む。）は、当社の事業、収益、キャッシュフロー、流動性及び財務ガイダンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

製品供給 ― 当社は製品の自主回収及び自然災害又は人災によるものを含めて、供給遅延、混乱及び不足に定期的に遭遇している。

2026年上半期及び2026年8月4日（ファイザーの2026年度第2四半期報告書（Form 10-Q）提出日）に至るまでサプライチェーンに重大な混乱は発生しておらず、世界中の全ての製造施設は通常の又はそれに近い水準で稼働を続けている。当社は、地政学的及び貿易上の情勢の進展によるサプライチェーンへの潜在的な影響について、引き続き注視している。当社は2026年に原材料の入手可能性が当社の業務に重要な影響を与えるとは予想しないが、進行中の地政学的及び貿易交渉の結果としてサプライチェーンが混乱する可能性を監視しており、これはとりわけコストに影響を及ぼす可能性がある。製品製造に関わるリスクの詳細については、当社の2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因―製品の製造、販売及びマーケティングに関するリスク」を参照のこと。

グローバルな経済環境

上述の業界特有の要因に加え、当社は、当社と同規模及び世界的な広がりで行う他の企業同様、経済サイクル並びにより広範な地政学的及び規制環境の変化にかかるリスクを有する。当社の2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因―グローバルな業務」及び「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「グローバルな経済環境」を参照のこと。

グローバルな貿易環境 ― 関税又はその他貿易若しくは外交政策に関する発令若しくは今後発令される大統領令又はその他の新たな法律、規制、政策若しくはそれらの変更は、当社の事業、収益、キャッシュフロー、流動性及び財務ガイダンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。米国最高裁判所が2026年2月に下した、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税賦課に関する大統領権限についての判決は、当社の連結財務諸表に重大な影響を与えなかったが、規制環境は引き続き変化している。具体的には、2026年4月2日、米国政府は、サプライチェーンの海外依存に関する国家安全保障上の懸念に対処するため、輸入された特許医薬品及びその原料に対して最大100%の関税を課す、通商拡大法第232条に基づく措置を発表した（2026年4月2日付第232条大統領令）。当該措置には、米国内での製造及び投資に関するコミットメントを行う場合の免除措置が含まれており、当社に対しては2026年7月31日に発効した。当社は、2025年9月に初めて公表した内容を正式化するため、米国政府との最終的かつ法的拘束力を有する契約を締結した。当該契約に基づき、当社は、自主的に、米国の患者が負担する特定の医薬品価格を他の先進国における価格水準とより近いものとするための措置を講じること、米国の患者が一部の医薬品を現在の小売価格から大幅に割り引かれた価格で購入できるようにすること、及び米国内の製造への投資をさらに拡大することを約束した。当該契約に従い、2026年4月2日付第232条大統領令に基づいて当社製品に適用される関税率は、2029年1月20日まで0%となる。当社は、今後も関連する動向並びに将来の財務業績及び事業への潜在的な影響を継続的に注視していく。当社のグローバルな業務及び法令変更に関連するリスクに関するさらなる情報については、当社の2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因」中の「グローバルな業務」及び「法律及び会計基準の変更」の項を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

将来の見通しに関する情報及び将来の業績に影響を与える可能性のある要因

本書は、将来の見通しに関する見解を含んでいる。当社はまた、当社が公表するその他文書並びに口頭による公表においても、将来の見通しに関する見解を提供する。将来の見通しという性質に鑑み、これらの記述には、多大なリスク、不確実性及び正確ではない仮定の可能性が伴う。

これらの記述は、「であろう」、「場合がある」、「可能性がある」、「見込みがある」、「継続中の」、「予測する」、「見積る」、「見込まれる」、「予想する」、「意向である」、「計画する」、「確信する」、「仮定する」、「目標にする」、「見通しを立てる」、「ガイダンス」、「目標」、「目的」、「意図」、「努める」、「可能性」及び「期待する」といった表現を使用することにより識別可能であるが、前述の語句又は表現がなくとも記述が将来の見通しに関するものでないということではない。

当社は、いくつかの話題の中で特に、以下についての説明において将来の見通しに関する情報を含めた。

- ・予測される当社の経営成績及び財務成績（財務ガイダンス及び予測を含む。）、
- ・組織再編、経営計画、戦略、目標及び見通し、
- ・製品パイプライン（既に完了した買収又は将来見込まれる買収により取得した製品を含む。）、既存製品及び製品候補の予想（規制当局への予測される提出、データの読み取り、研究開始、承認、発売、臨床開発計画、中止、臨床試験の結果及びその他開発データ、収益への貢献と予測、価格設定及び補償、需要、市場規模及び利用率を含む市場ダイナミクス、並びに成長、実績、独占権の時期及び期間並びに潜在的利益を含む。）、
- ・戦略的見直し、レバレッジ及び資本配分目標、配当及び株式買戻し、
- ・買収、事業売却及びその他事業開発活動の計画及び見通し、並びに成長の機会及び見込みから成功裏に利益を得る当社の能力、
- ・販売、費用、金利、外国為替レート及び訴訟等の偶発事象の結果、
- ・既存の及び新たな政府の規制、法律又は政策の影響又はそれらの変更に関する予想、
- ・マクロ経済、地政学的、医療及び産業の傾向、パンデミック、戦争行為及びその他の大規模危機を予想し、対応する当社の能力、並びにそれらの影響に対する当社の予想、
- ・製造及び製品供給。

特に、本書の将来の見通しに関する情報には、とりわけ、当社の事業運営の組織変更により期待される利益、予想される経営成績及び財務成績、COVID-19が当社事業、業務及び財務実績へ与える影響に関する予想、当社の特定の製品に対する予想される収益、需要の季節性及び段階的拡大、予想特許期間、特許の失効並びにジェネリック及びバイオシミラーとの競合の予想される影響、IRAメディケア・パートD再設計の予想される影響、当社の製品に対する予想される価格圧力及び当社事業への影響の予想、当社の事業開発取引（特にメツェラ社及びシージェンの買収並びに3SBio社、ヤオファーマ社及びイノベント社との契約を含む。）から期待される利益、原材料の入手可能性、関税及び価格動向が当社の事業及び業務に及ぼす影響、及び潜在的な影響を軽減するための取り組み、世界的な経済情勢及び／又は地政学的情勢の不安定化、為替レートの変動並びにインフレ圧力、当社のキャッシュフロー及び流動性ポジションの予想、当社の特定のイニシアチブから予測されるコスト、節減及び利益の可能性（当社全体の「コストベース再調整プログラム」及び売上原価を削減するために設計された「製造最適化プログラム」を含む。）、米国の患者の医薬品費用を引き下げると共に、特定の当社製品をTrumpRx.govプラットフォームに掲載するべく設計された当社と米国政府との自主的な合意、当社による米国内製造への追加投資計画及び関税の潜在的な影響、製品供給に関する当社の見通し、AIに関する当社の見通し及びAI施策を成功裏に統合・拡大する当社の能力、当社の資本支出計画、当社の資本配分フレームワーク、レバレッジに関する当社の見通し、法的手続き並びに現行の及び将来予想される法令等の遵守に関する見通し等の、今後の具体的な活動、実績及び効果に関する記述を含む。

これらの性質を考慮すると、当社はこれらの将来の見通しに関する記述で表明されたいかなる潜在的な結果も全体として、又はその一部が実現されると保証することはできない。実際の結果は、過去の結果及び予想、推定、暗示若しくは予測された結果と大きく異なる可能性がある。これらの将来の見通しに関する記述は、不正確又は不完全であると判断する可能性のある裏付けとなる仮定、又は、本項及び2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因」に記載されたものを含め、既知の又は未知のリスクや不確実性による影響を受ける可能性がある。

従って、投資家は将来の見通しに関する記述に過度に依存すべきではないことに注意されたい。これは本書日付現在のものである。当社は、新たな情報、将来の事象又はその他にかかわらず、適用ある証券法に定められるものを除き、将来の見通しに関する記述の更新を行う義務を負わない。しかしながら、関連事項に関し当社が行う新たな開示の参照を推奨する。

実際の業績等を異ならせる可能性のある要因を以下に挙げるが、2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因」及び本書「第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載したものもある。当社は、1995年民事証券訴訟改革法によって認められる通り、投資家のためにこれらの要因に言及する。以下に特定されたリスク、2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「リスク要因」又は本書「第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されたリスクのいずれかの発生、又は現在未知のその他のリスクの発生は、当社の事業、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、又は当社は偶発事象に対する引当金を増加させる必要がある可能性がある。かかる要因をすべて予測したり特定したりすることは不可能である。従って、以下を全ての潜在的なリスクや不確実性についての完全な説明とみなすべきではない：

当社の事業、業界及び業務並びに事業開発に関連するリスク

- ・ R&D活動の結果、予想されている前臨床若しくは臨床評価項目を満たす能力、前臨床試験若しくは臨床試験の開始日及び/又は終了日、規制当局への提出日、並びに/又は規制当局の承認及び/又は発売日、望ましくない前臨床試験及び臨床試験結果（好ましくない新しい前臨床若しくは臨床データの可能性及び既存の前臨床若しくは臨床データの追加分析）の可能性、予備的、初期段階又は中間データに関連するリスク、一般的に科学界において、及び規制当局により、相互評価/公表過程の期間中を含み、前臨床試験と臨床試験のデータが異なる解釈と評価の対象となるリスク、当社のパイプラインプログラムからの追加データが科学雑誌の出版物に発表されるか否か、いつ発表されるか、また発表される場合、いつ、どのような修正と解釈を加えて発表されるか、また、当社の製品候補が将来の試験や開発段階に進むか否か、若しくはいつ進むか、又は当社の製品候補のいずれかが規制当局に申請されるか否か、若しくはいつ申請されるか等、次世代肺炎球菌結合型ワクチン候補といった当社のワクチン候補を含め、当社の製品候補の今後の開発に影響を及ぼし得る臨床試験データ又は規制当局による決定若しくはフィードバックの結果として生じる事象を含め、当社の製品候補の将来の開発に関する不確実性を含む。
- ・ 当社がFDA又はEMA等の規制当局から受けたコメントにうまく対処する能力又は適時に若しくはそもそも規制当局からの新製品及び適応の承認を得る能力。
- ・ 添付文書、承認又は認可（指示された患者の年齢の範囲、製品の用量、製造プロセス、安全性及び/又はその他事項を含む。）に影響を与える規制当局の決定（潜在的な製品不純物に関する発生する進展に関連する決定を含む。）、技術委員会又は諮問委員会による勧告を取得又は維持する能力及びその範囲に関する不確実性、並びに価格設定/補償の承認及び製品発売の時期及び取得する能力。これら全てが当社製品及び製品候補の入手可能性又は商業的可能性に影響を与える可能性がある。
- ・ 既存製品及び製品候補の安全性又は効能に対して起こりうる請求及び懸念事項。承認後の臨床検査、医薬品安全性監視、又はリスク評価・軽減戦略の実施又は結果から生ずる請求及び懸念事項を含み、これは販売承認、製品の添付文書、その他のインライン製品及び製品候補、及び/又は入手可能性若しくは商品化の可能性に影響を与える可能性がある。
- ・ 社外的な事業開発活動の成功及び影響、並びに可能性のある事業開発の機会を特定し実行する能力に関連するリスク及び不確実性、取引がクローズしない可能性を含め、期待された期間内で(又はそもそも)かかる取引の完了条件を満足する能力、当該取引から予想される利益を適時に又はそもそも実現する能力、並びにレバレッジの増加及び/又は信用格付けの格下げを過去においてもたらしたことがあり、将来もたらす可能性があり、及び将来の資金獲得能力を制限する可能性があるこれらの機会を追求するために追加で株式又は債務による資金調達の潜在的必要性及びそれらの影響、事業及び業務を統合する課題、事業又は業務関係の中断、一部の取得製品若しくは提携製品の収益の達成又は増加に関連するリスク、重要な取引コスト及び未知の負債。
- ・ 競争。当社の既存製品及び製品候補により治療若しくは予防を意図するものと類似の疾患及び病状を治療若しくは予防する、新製品の参入、既存ブランド商品、ジェネリック医薬品、自社ブランド製品、バイオシミラー及び製品候補による競争を含む。
- ・ バイオシミラーを含む、新製品及び既存製品の販売に成功する能力。
- ・ 製造、販売又はマーケティング上の困難又は遅延、当社施設若しくは当社が依拠する第三者の施設における供給の中断、不足又は欠品、及び法律上若しくは規制上の措置。
- ・ 公衆衛生上の大流行、エピソード又はパンデミックが、当社の事業、業務運営及び財政状態及び経営成績に与える影響、これには当社の従業員、製造、サプライチェーン、販売及びマーケティング、R&D並びに臨床試験を含む。

- ・ コミナティ及びパキロビッド、又は潜在的な将来のCOVID-19ワクチン、治療薬若しくは併用療法に関連するリスク及び不確実性。それには特に、COVID-19製品の市場が風土病性及び季節性にとどまるため、及び/又はCOVID-19の感染率が過去のパターンに従わず、COVID-19製品に対する需要が減少若しくは期待に沿わなくなっている、又は引き続きそうなる可能性があるリスクを含み、その結果、収益の減少、在庫の過剰又はその他の予期せぬ費用が過去に発生しており、引き続きそうなる可能性がある。変異型に適応したワクチン、併用療法及び/又は治療薬を開発し、規制当局からの承認を受領し、商業化する当社の能力に関するリスク、ワクチン、ブースター、治療薬、又は併用療法に対する勧告及び保険適用範囲並びに一般市民の支持に関連する不確実性（推奨患者集団の絞り込みによる潜在的な影響に関する不確実性を含む。）、当社のライセンスが終了、取消し又は変更されるか否か、コミナティ及びパキロビッド又は今後開発若しくは販売される可能性のあるCOVID-19ワクチン若しくは治療薬に係る売上高見通しを正確に予測し、又はこれを達成する能力に関連するリスク、並びにコミナティ及びパキロビッドに関する第三者のロイヤリティー又はその他請求の可能性。
- ・ 管理医療及び医療費の抑制傾向、並びに当社製品についての適時又は十分な価格設定又は処方薬集への有利な掲載を獲得又は維持する当社の能力。
- ・ 金利及び外国為替レートの変動。世界貿易の緊張、並びに高いインフレ率若しくはデフレ率を経験している国における通貨切下げ及び通貨政策の措置の影響を含む。
- ・ 当社の最大級の卸売業者が関与する重要な問題。当該業者は当社の収益の重要な部分を占める。
- ・ 医薬品のサプライチェーンにおける偽造薬品（不正医薬品、ワクチン又はその他製品）増加の影響。
- ・ 第三者への一部業務及び従業員機能のアウトソーシングに関連する重要な問題。
- ・ 当社のJV及びその他第三者との事業の取決めに関連する重要な問題。政府やその他の支払人を含む顧客との供給契約又はその他契約に関連する変更又は紛争を含む。
- ・ 経済状況、政治情勢、景気、産業の状況、規制状況及び市況の全般に関連する不確実性。これには、当社、当社の顧客、サプライヤー及び貸し手並びに当社の外国為替及び金利契約の相手方に対する、困難なグローバルな経済環境（インフレーション又は金利の変動等）並びに世界の金融市場の変化の影響に関連する不確実性を含むがそれらに限定されない。
- ・ 資本規制及び外為規制の可能性、経済状態、収用、制裁、関税及び/又はその他の政府による制限的措置、知的財産権の法的保護及び救済措置の変更、不安定な政府及び法制度、並びに政府間の紛争に当社の営業が全世界でさらされること。
- ・ 関税若しくはその他貿易又は外交政策、及び/又は米国政府機関の閉鎖による政府機関への影響を含む、米国政府の閉鎖の可能性による影響に関する発令若しくは将来の大統領令、又は法律、規制若しくは政策の新設又は変更に関連するリスク及び不確実性。
- ・ 関税が当社事業に及ぼすリスク及び影響。貿易制限、当該関税の発効日及び期間、関税の範囲に含まれる国、関税額の変更、並びに他国による潜在的な報復関税又はその他報復措置を含むがこれらに限定されない数多くの要因の影響を受ける。
- ・ 気候変動及び自然災害に関連する混乱の影響。
- ・ 実際のテロリストの活動、地政学的不安定性、政治不安、市民の暴動若しくは軍事行動又はそれらの恐れによる、景気、政治情勢及び経済状況の変化及びそれに起因する経済的又はその他の影響を含む。

- ・ 製品リコール、撤退及びその他異常項目の影響、規制当局の指示するリスク評価及び査定（ニトロソアミンの存在や生成の可能性について当社の製品ポートフォリオの継続的評価等）に関連する不確実性を含む。
- ・ 貿易の購入パターン。
- ・ 当社の無形資産、のれん又は持分法投資に関連する減損費用のリスク。
- ・ リストラクチャリング及び社内の組織再編、その他の戦略的イニシアチブ及び成長戦略、コスト削減や生産性向上などのイニシアチブ（将来のフェーズの可能性を含む。）の影響、並びにそれに関するリスク及び不確実性。これらはそれぞれに先行費用がかかるが、想定した利益が得られず、予期せぬコスト、組織の混乱、従業員の士気への悪影響、定着率の問題又はその他の予期せぬ結果を招く可能性がある。
- ・ 気候関連目標の達成に成功し、当社の環境及びその他のサステナビリティ優先事項を進展させる能力。

政府の規制及び法的手続きに関連するリスク

- ・ 大統領令又はその他の法律、規制若しくは政策の変更を含む米国の医療制度改革若しくは立法、又はメディケア、メディケイド、340Bプログラム若しくはその他公的に資金拠出若しくは補助金を受ける医療プログラムに影響を与える重要な支出削減若しくは費用制御の努力、又は実施される可能性のある雇用主拠出の医療保険の課税取扱いの変更（IRA及びIRAメディケア・パートD再設計、米国政府によるACA（医療保険制度改革法）に基づく保険料補助金の削減を含む。）の影響。
- ・ 米国の患者の医薬品費用を引き下げること及び特定の当社製品をTrumpRx.govプラットフォームに掲載することを目的とした当社と米国政府との自主的な合意の影響、当社による米国内の製造への追加投資計画及び関税の潜在的な影響に関連するリスク及び不確実性。
- ・ 米国の連邦又は州の法律上若しくは規制上の措置及び/又は政策の努力。これらは、とりわけ、国際基準価格設定(最恵国待遇薬価を含む。)を含む医薬品の価格決定、知的財産権、製品の承認手続き及び承認経路、当社医薬品及びワクチンに関する立替払若しくはアクセス又は推奨事項、税制の変更又はその他米国の消費者向け直接広告の制約、医療従事者及びその他の業界の利害関係者との関係に対する制限、並びに競争が非常に激しいバイオ医薬品市場の結果による当社製品への価格圧力に影響を与える。
- ・ とりわけ、中国をはじめとする米国外の市場における当社の事業活動に影響を及ぼす米国の連邦又は州の法令若しくは規制措置及び/又は政策上の取組み（臨床試験活動並びに当社がバイオテクノロジー分野への投資その他の取引を実行する能力を含むが、これらに限定されない。）。
- ・ 米国におけるワクチン政策その他の医療政策の変更に関連するリスク及び不確実性。これには、(i) 変化し続けるワクチンを取り巻く環境並びにワクチン需要、市場規模及び利用率への影響に関するリスク及び不確実性、並びに (ii) 未承認の医薬品候補に関する完全回答書（Complete Response Letter（CRL））を開示するというFDAが最近採用した方針、並びにそれに伴う営業秘密又は秘密の商業情報が開示されるリスクが含まれる。
- ・ 医薬品の価格決定、知的財産権、医療規制、環境保護、データ保護及びサイバーセキュリティ、立替払若しくはアクセスに関連する法律を含むがそれらに限定されない、米国外の市場（中国又は欧州等）における法律上又は規制上の措置及び/又は政策上の取組み（特に、これらの市場におけるコストを抑制するための一部の製品に対する、政府による強制的な価格引下げ及びアクセスの制限の継続を含む。）。
- ・ 法的手続き及び実際の又は申立てによる環境汚染に関連するものを含むがそれらに限定されない、訴訟防御費用、保険費用、関連する費用及び偶発事象を含む和解金額。

- ・ 法的手続きに関連する不利な決定若しくは和解のリスク及び影響並びに引当金の妥当性のリスク。
- ・ 税務関連訴訟及び調査のリスク及び影響。
- ・ IRAを含むがこれに限定されない、当社の業務に影響を与える政府の法律、規制及び政策、並びにかかる法律、規制若しくは政策又はそれらの解釈の変更。これにはとりわけ、2025年7月4日に制定され、なお更なるガイダンスの対象となるOBBAを含む国際的な及び米国内の関税、税法及び規則の新設又は変更、2024年1月1日以降大半の法域で一般的に有効となった米国外でのグローバル・ミニマム課税要件の採用、政府のコスト削減措置並びに特に政府の人員、リソース及び規制上若しくはその他の提出を適時に審査及び処理する能力に対する関連する影響、データセキュリティ、データ・ローカライゼーション及び越境データ移転規制を含む、一定のデータ転送及び一定の国が関与する取引に関する制限、米国大統領政権及び議会によるものを含む米国内並びに他国における現行の税法、関税又はその他の法律、規制若しくは政策の改正の可能性を含む。

知的財産権、技術及びサイバーセキュリティに関連するリスク

- ・ 当社が現在申請中の特許権又は将来申請する特許権が、適時に付与されない又は全く付与されないリスク、又は当社が求める特許期間の延長が適時に付与されない若しくは全く付与されないリスク。
- ・ 当社の製品、特許及びその他知的財産に関する以下のようなリスク：（i）特許保護範囲の喪失をもたらす可能性のある無効の主張、（ii）主張された及び/又は主張されていない知的財産権を含む、特許侵害の主張、（iii）第三者が保有する知的財産権に対し当社が申し立てる可能性のある主張（iv）提携先又はライセンスパートナーによる特許権の有効性に関し直面する課題、（v）当社が知的財産権の保護を求めない、又は当社製品に関する知的財産権を行使しないことに同意する若しくは行使を制限される結果となる可能性がある、さまざまな利害関係者若しくは政府による圧力又は法律的若しくは規制上の行為。
- ・ 当社の情報技術システム及びインフラストラクチャー（クラウドサービスを含む。）の重要な故障又は中断。
- ・ 事業の中断、秘密若しくは機密情報の盗難、施設若しくはインフラストラクチャーへのセキュリティの脅威、サイバー攻撃（敵対的なAI技術を使用するものを含む可能性がある。）から生ずる恐喝や完全性の侵害、又は国家、従業員、ビジネスパートナー若しくはその他による（ただし、これらに限定されない。）その他の不正行為。
- ・ AIベースの機能及びその他の新興技術を含む、自社開発ソフトウェア又は第三者製ソフトウェア、システム及びサービス（クラウドサービスを含む。）の利用に関連するリスクと課題。これには、AIツール及びAIモデルの出力が不正確、偏向的その他欠陥のあるものとなるリスク、AIシステムにおいて使用され又は生成される独自データ及び機密情報の保護に関するリスク、創薬、臨床開発、製造、商業活動又は患者向けアプリケーションにおけるAIの利用に関連するレピュテーションリスク、並びにAI、自動化及びデジタル活用の取組みによって見込まれるコスト削減が、期待される金額で又は期待される時期に実現しないリスクがある。

法的手続

当社が関係する特定の法的手続きについては、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記12Aにおいて説明する。

リスク要因

本書「第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「当社の営業環境」及び「グローバルな経済環境」、及び本項の上記「将来の見通しに関する情報及び将来の業績に影響を与える可能性のある要因」並びに2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「当社の営業環境」及び「グローバルな経済環境」、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」の「将来の見通しに関する情報及び将来の業績に影響を与える可能性のある要因」及び「リスク要因」を参照のこと。

2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 事業等のリスク」に記載されたリスク要因から重大な変更はない。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載の将来に関する記述については、本書「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」の「将来の見通しに関する情報及び将来の業績に影響を与える可能性のある要因」を参照のこと。

2026年度上半期の業績

総収益

2026年度上半期の総収益は、2025年度上半期の284億ドルから11億ドル（4%）増加し295億ドルとなった。これは、営業収益の469百万ドル（2%）の増加、及び外国為替による有利な影響648百万ドル（2%）を反映した。営業収益の増加は、エリキュース、パドセフ、ビンダケル製品群、ローブレナ、Nurtec ODT/Vydura、オンコロジー・バイオシミラー及び複数のカテゴリーにわたるその他いくつかの製品の成長によるものであったが、COVID-19製品の収益及び複数の製品カテゴリーにわたるその他いくつかの製品の減少により一部相殺された。コミナティ及びパキロビッドによる寄与を除くと、総収益は営業ベースで6%増加した。

当社の一部製品の収益実績の主たる要因の説明を含む詳細については、本項の下記「要約連結損益計算書の分析」の「地域別総収益」及び「総収益—代表的な製品の説明」の項を参照のこと。

法人税／(税務便益)等調整前継続事業利益／(損失)

2026年度上半期の法人税／(税務便益)等調整前継続事業利益の2025年度上半期の58億ドルから2026年度上半期の25億ドルへの33億ドルの減少は、主に、(i)無形資産に係る減損費用及び特定の法的事項に関する費用並びに条件付対価負債の公正価値の増加（いずれも「その他の（収益）費用—純額」に計上）並びに(ii)売上原価及び研究開発費の増加によるものであり、これらは、(iii)ヴィーブ社に対する当社の従前の投資の売却による2026年の純利益（「その他の（収益）費用—純額」に計上）及び(iv)収益増加によって一部相殺された。

本項の下記「要約連結損益計算書の分析」及び本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記3及び注記4を参照のこと。当社の法人税引当金及び実効税率については、本項の下記「法人税等引当金／(税務便益)」及び本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記5を参照のこと。

要約連結損益計算書の分析

地域別総収益

地域別の全世界における総収益は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ドル)	以下の日付で終了した6か月						全世界	米国	海外
	全世界		米国		海外				
	2026年	2025年	2026年	2025年	2026年	2025年			
	6月28日	6月29日	6月28日	6月29日	6月28日	6月29日			
増減率(%)									
営業セグメント：									
バイオフーマ	\$28,822	\$27,746	\$17,416	\$17,078	\$11,406	\$10,668	4	2	7
ファイザー・セン									
ターワン ^(a)	662	622	172	190	490	432	7	(10)	14
総収益	\$29,484	\$28,367	\$17,588	\$17,268	\$11,896	\$11,100	4	2	7

(a) これには、旧ファイザー・イグナイト営業セグメントの縮小に伴う収益が含まれているが、当該収益はいずれの表示期間においても重大ではなかった。当期の表示方法に合わせるため、過年度の金額を再表示した。

製品収益からの控除項目

当社の製品総売上高は、通常見積金額であり、収益が認識された同期間に計上される様々な値引きに左右される。これらの値引きは、関連する債務の見積額であるため、これらの製品収益からの控除項目がもたらす計上期間の総売上高への影響を見積る場合、知識や判断が必要となる。従来、実績又は最新予測を反映したこれらの見積額の調整は、当社の事業全体にとって重大となっておらず、通常収益の1%未満である。しかしながら、製品特有のリベートは、前年比の製品別収益成長傾向に多大な影響を及ぼす可能性がある。

以下は、製品収益からの控除項目に関する情報を示している。

(単位：百万ドル)	以下の日付で終了した6か月	
	2026年6月28日	2025年6月29日
メディケアに基づくリベート	\$ 1,964	\$ 2,171
メディケイド及び州の関連プログラムに基づくリベート	792	787
業績に基づいた契約のリベート	3,410	3,274
チャージバック	6,782	6,143
売上割引	3,413	3,555
返品引当金及び現金割引	919	639
合計	\$ 17,280	\$ 16,569

製品収益控除は、主として、製品販売量、販売される製品の構成、契約上又は法律上の割引及びリベートの影響を受ける。

製品収益控除の未払費用に関する詳細は、これらの未払費用の貸借対照表での分類も含め、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記1Bを参照のこと。

総収益—代表的な製品の説明

バイオファーマ

(単位：百万ドル)

製品	期間	全世界収益	地域別	収益		増減率 (%)		営業成績に関する説明
				2026年 6月28日	2025年 6月29日	合計	営業	
エリキュース	QTD	\$2,425	米国	\$ 1,651	\$ 1,322	25		成長の主な要因は、主としてリベートの減少及び有利なチャネル構成を含む価格設定動向による米国における正味価格の上昇、並びに世界的な需要の増加であったが、一部の海外市場におけるジェネリックの参入及び価格下落による減少によって一部相殺された。
			海外	773	681	14	8	
		19% (増)						
	YTD	(営業)	全世界	\$ 2,425	\$ 2,003	21	19	
		\$4,591	米国	\$ 3,087	\$ 2,621	18		
			海外	1,504	1,305	15	6	
ピンダケル製品群	QTD	(営業)	全世界	\$ 4,591	\$ 3,926	17	14	成長の主な要因は： ・米国における市場の継続的な拡大、並びに海外市場にわたる患者診断の継続的な取り込み及び一部の海外市場におけるアクセスの改善による強力な需要 これは、以下により一部相殺された： ・新たな支払者契約の結果としての米国における正味価格の下落
		\$1,762	米国	\$ 1,064	\$ 990	7		
		8% (増)	海外	698	626	12	8	
	YTD	(営業)	全世界	\$ 1,762	\$ 1,615	9	8	
		\$3,364	米国	\$ 1,975	\$ 1,976	-		
			海外	1,389	1,125	23	16	
プレブナー製品群	QTD	(営業)	全世界	\$ 3,364	\$ 3,101	8	6	QTD及びYTDの減少の主な要因は： ・米国における小児適応及び成人適応のワクチン接種率の低下、並びに米国における成人適応での市場シェアの低下 これは、以下により一部相殺された： ・成人適応及び小児適応の双方において需要の継続的な増加を主因とする一部の海外市場での成長 また、YTDの減少は、主として米国における、小児適応向け製品に関連する有利な納入時期によっても一部相殺された。
		\$1,337	米国	\$ 748	\$ 860	(13)		
			海外	589	523	13	10	
	YTD	(営業)	全世界	\$ 1,337	\$ 1,383	(3)	(4)	
		\$3,027	米国	\$ 1,801	\$ 2,030	(11)		
			海外	1,226	1,013	21	15	
		2% (減)						
		(営業)	全世界	\$ 3,027	\$ 3,043	(1)	(2)	

イブランス	QTD	\$1,058	米国	\$ 707	\$ 696	2	(4)	QTDの業績は、主として米国及び先進国市場における需要の増加によるものであったが、米国における不利な購買パターン、一部の新興市場における競争圧力及び一部海外市場における出荷のタイミングによって相殺された。
		変化なし	海外	351	353	(1)		
	YTD	(営業)	全世界	\$ 1,058	\$ 1,049	1		
		\$2,066	米国	\$ 1,339	\$ 1,354	(1)		
パドセブ	QTD	変化なし	海外	728	671	8	23	YTDの業績は、主として米国及び先進国市場における需要の増加、並びに過年度に係る海外市場向けリベート引当金の有利な調整によるものであったが、主としてチャージバックに起因する米国における正味価格の低下、並びに一部の新興市場における不利な購入パターン及び競争圧力によって相殺された。
		(営業)	全世界	\$ 2,066	\$ 2,026	2		
	YTD	\$667	米国	\$ 648	\$ 534	21		
		23% (増)	海外	19	7	*		
イクスタンジ	QTD	(営業)	全世界	\$ 667	\$ 542	23	68	成長の主な要因は、局所進行性又は転移性尿路上皮がん (la/mUC) の一次治療における市場シェアの拡大、並びに筋層浸潤性膀胱がんのシスプラチン不適格患者向け適応における上市後の取り込みによるものであり、前年度に米国で卸売販売モデルへ移行したことに伴う1回限りの有利な影響によって一部相殺された。
		\$1,258	米国	\$ 1,233	\$ 953	29		
	YTD	30% (増)	海外	26	14	78		
		(営業)	全世界	\$ 1,258	\$ 967	30		
Nurtec ODT/Vydura	QTD	\$534	米国	\$ 534	\$ 566	(6)	(4)	減少の主な要因は、米国における正味価格低下であったが、需要の増加により一部相殺された。
		6% (減)	海外	-	-	-		
	YTD	(営業)	全世界	\$ 534	\$ 566	(6)		
		\$978	米国	\$ 978	\$ 1,023	(4)		
Nurtec ODT/Vydura	QTD	4% (減)	海外	-	-	-	17	QTD及びYTDの増加の主な要因は、米国における強力な需要、並びに一部の海外市場における上市後の取り込みによるものであった。
		(営業)	全世界	\$ 978	\$ 1,023	(4)		
	YTD	\$421	米国	\$ 365	\$ 333	10		
		17% (増)	海外	56	25	*		
Nurtec ODT/Vydura	QTD	(営業)	全世界	\$ 421	\$ 359	18	27	QTDの増加は、返品及びリベートの増加による米国における正味価格の低下によって一部相殺された。
		\$774	米国	\$ 677	\$ 561	21		
	YTD	27% (増)	海外	97	46	*		
		(営業)	全世界	\$ 774	\$ 607	28		

ロープレナ	QTD	\$354	米国	\$	133	\$	100	33	増加の主な要因は、米国、中国及びその他一部の海外市場におけるALK+ 転移性非小細胞肺癌（NSCLC）の一次治療において患者シェアが拡大したことであった。
			海外		221		151	46	
		37% (増)						40	
	YTD	(営業)	全世界	\$	354	\$	251	41	
		\$659	米国	\$	248	\$	192	30	
			海外		410		281	46	
コミナティ	QTD	35% (増)							QTD及びYTDの減少の主な要因は、返品引当金の有利な調整額が減少したこと、並びに主としてワクチン接種に関する推奨範囲の縮小による米国での使用量の減少であった。YTDの減少は、一部の海外市場における契約納品量の減少によってもたらされた。
		(営業)	全世界	\$	659	\$	473	39	
		\$261	米国	\$	38	\$	176	(79)	
	YTD		海外		223		205	9	
		34% (減)						4	
		(営業)	全世界	\$	261	\$	381	(32)	
	QTD	\$493	米国	\$	169	\$	406	(58)	(34) (43)
			海外		324		540	(40)	
		49% (減)							
	YTD	(営業)	全世界	\$	493	\$	945	(48)	
								(49)	

アブリスボ	QTD	\$208	米国	\$	55	\$	101	(46)	QTDの増加の主な要因は： ・一部の海外市場における上市後の取り込み ・一部の海外市場における妊産婦向け適応症製品の有利な納入時期 ・米国における有利な購買パターン これは、以下により一部相殺された： ・2025年第2四半期における返品引当金の有利な調整 ・米国におけるワクチン接種率の低下 YTDの増加の主な要因は、一部の海外市場における上市後の取り込み及び米国における有利な購買パターンであったが、米国におけるワクチン接種率の低下及び市場シェアの低下により一部相殺された。	
			海外		153		42	*		*
	43% (増)									
	(営業)	全世界	\$	208	\$	143	46	43		
	YTD	\$388	米国	\$	139	\$	164	(15)		
		海外		249		110	*	*		
	38% (増)									
	(営業)	全世界	\$	388	\$	274	42	38		
パキロビッド	QTD	\$21	米国	\$	-	\$	328	(100)	減少の主な要因は、米国及び海外市場全般におけるCOVID-19感染者数の減少、並びに一部の海外市場における政府購入の減少であった。	
			海外		20		99	(80)		(81)
		95% (減)								
	(営業)	全世界	\$	21	\$	427	(95)	(95)		
	\$207	米国	\$	136	\$	675	(80)			
		海外		71		244	(71)	(73)		
	78% (減)									
YTD	(営業)	全世界	\$	207	\$	918	(77)	(78)		

ファイザー・センターワン

PCI	QTD	\$373	米国	\$ 67	\$ 101	(34)			成長は、製造・供給契約に基づく第三者製品の製造増加、及び原薬売上高の増加に牽引された。
			海外	306	247	24	21		
		5% (増)							
	YTD	(営業)	全世界	\$ 373	\$ 348	7	5		
		\$662	米国	\$ 172	\$ 190	(10)			
			海外	490	432	14	9		
		3% (増)							
		(営業)	全世界	\$ 662	\$ 622	7	3		

様々な特許権の失効に関する情報については、2025年度有価証券報告書の「第2 企業の概況、3 事業の内容」の「特許及びその他の知的財産権」、一部の上記製品に関連する特許及び製品の訴訟についての最近の進展については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記12、上記の代表的な製品の第一次適応又は種類については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記13Cを参照のこと。

原価及び費用

(単位：百万ドル)	以下の日付で終了した6か月		
	2026年6月28日	2025年6月29日	変動率
売上原価	\$ 7,640	\$ 6,624	15%
総収益に対する割合	25.9%	23.4%	
販売費、IT関連費及び一般管理費	6,372	6,446	(1)%
研究開発費	5,299	4,685	13%
取得した仕掛研究開発費	153	11	*
無形資産償却費	2,368	2,421	(2)%
事業再編費用及び一部の買収関連費用	557	660	(16)%
その他の(収益)費用－純額	4,577	1,692	*

2026年度上半期対2025年度上半期

売上原価

2026年度上半期の売上原価は、主に以下により、10億ドル増加した。

- ・ 2025年第1四半期の未払ロイヤリティー見積額の有利な見直しが当期にはなかったこと。
- ・ 外国為替の不利な影響350百万ドル。
- ・ 販売構成の100百万ドルの不利な変更。

2026年上半期における収益に対する売上原価の割合の上昇は、主として、2025年第1四半期における未払ロイヤリティー見積額の有利な見直しが当期にはなかったこと、及び為替変動の不利な影響によるものであった。

コミナティを含む当社のワクチンの一部は、需要に季節性があり、収益及び関連売上原価の大部分を秋及び冬の季節に見込んでいる。

販売費、IT関連費及び一般管理費

2026年度上半期の販売費、IT関連費及び一般管理費は、主に、以下を反映して、74百万ドル減少した。

- ・ 企業支援機能の130百万ドルの支出減少。
- ・ より重点を絞った投資及び継続的な生産性向上により、様々な製品について、マーケティング及び販売促進支出の100百万ドルの減少。

これは、以下により一部相殺された：

- ・ 外国為替の不利な影響90百万ドル。
- ・ 当社のコスト再編成プログラムに関連する実施費用における70百万ドルの増加。

研究開発費

2026年度上半期の研究開発費は614百万ドル増加したが、これは主に予想された一定のオンコロジー及び肥満向け製品候補における420百万ドルの支出増加による。

取得した仕掛研究開発費

取得した仕掛研究開発費用は、特定のインライセンス契約に基づく前払金及びマイルストーン支払いを反映し、2026年上半期に142百万ドル増加した。

事業再編費用並びに買収及びコスト削減／生産性向上イニシアチブに関連するその他の費用

コストベース再編成プログラム — 2026年第3四半期に、当社は本プログラムに関連して追加の予想正味コスト削減10億ドルを発表した。当該削減は、営業、研究開発及び支援機能全体における技術及び簡素化の取組みによるさらなる生産性向上により実現されるものである。これらの追加的な正味削減額は、SI&Aにおけるさらなるコスト削減につながると見込まれており、2027年から2029年にかけて実現される見込みである。当社はこれまでに、本プログラムによる予想正味コスト削減約57億ドルを2026年にかけて実現する見込みであることを公表している（2025年までに51億ドルを達成しており、残りの予想削減額600百万ドルは2026年末までに達成される見込みである。）。追加的な予想削減額により、当社は現在、本プログラムによる正味コスト削減総額は2029年までに約67億ドルと見込んでいる。

さらに、当社は、デジタル能力の拡充を含むパイプラインの重点化及び最適化施策により約500百万ドルのコスト削減を達成しており、当該削減分は2026年末までにR&Dプログラムに再投資される見込みである。

製造最適化プログラム — 2026年第3四半期に、当社は売上原価の削減を目的とする本プログラムの次段階を発表した。この段階では、ネットワーク構造の変更、製品ポートフォリオの強化及びさらなる業務効率化に重点を置いており、2029年までに追加で約15億ドルの削減をもたらすことが見込まれ、その一部は2027年から実現し始めると見込まれている。当社はこれまでに、本プログラムの第1段階による予想正味コスト削減約15億ドルを2027年末までに実現する見通しであることを公表している（このうち約13億ドルの正味コスト削減額は2026年末までに実現する見込みである。）。追加的な予想削減額により、当社は現在、本プログラムによる正味コスト削減総額は2029年までに約30億ドルと見込んでいる。

これらのプログラムの特定の適格費用は開始からの全期間に計上され、「特定の重要事項」として反映され、非GAAP財務評価（調整後利益）から除外される。本書の下記「非GAAP財務評価法：調整後利益」の項を参照のこと。

当社のプログラム並びに予想費用及び現実の費用に関する情報については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記3A及び3Bを参照のこと。上記で述べたプログラムによる節減額については、四捨五入し、近似値を表す場合がある。これらのプログラムに加え、当社は、とりわけ特許に基づく又は規制上の独占権喪失及び様々な製品の提携契約の満了を考慮し、コスト削減及び／又は生産性機会に向けて、継続的に当社の事業を監視している。売上総利益率の長期的な改善は、今後数年間、当社の重要な焦点であり続ける。

メツェラ社の買収 — 当社のメツェラ社の買収に関連して、当社は合併会社にとり適切なコスト構造を実現することに全力を注いでいる。2026年末までに年間約600百万ドルのコストシナジーの創出を達成する予定である。これらのシナジー効果を生み出すための一時的な費用は約700百万ドルと見込まれ、主に2025年から2027年にかけて発生する。

その他の(収益)費用—純額

2026年上半期の29億ドルの対前期比の不利な変動は、主に、(i)無形資産の減損費用、(ii)特定の法的問題に対する費用、及び(iii)条件付対価負債の公正価値の増加によるものであり、これは(iv)ヴィーブ社に対する当社の従前の投資売却による2026年の純利益により一部相殺された。詳細については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記4及び7Aを参照のこと。

法人税等引当金／(税務便益)

(単位：百万ドル)	以下の日付で終了した6か月		
	2026年6月28日	2025年6月29日	変動率
法人税等引当金／(税務便益)	\$ 54	\$ (48)	*
継続事業の実効税率	2.1%	(0.8)%	

実効税率並びに期間の変動に影響を与えた事象及び状況、並びに当社の法人税等引当金に影響を与えた個別の要素の詳細については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記5を参照のこと。

納税法人税（受領還付金控除後）の情報については、当社の2025年度有価証券報告書の「第6 経理の状況」の連結財務諸表注記の注記5Aを参照のこと。

税法の変更 — 米国以外の多くの国は、経済協力開発機構（OECD）の税源浸食及び利益移転の「第2の柱」プロジェクトの結果、グローバル・ミニマム課税法を制定した。この規定は概ね2024年以降ファイザーに対し発効するが、規定に関する重要な詳細及びガイダンスはまだ保留中である。当社が事業を行っている国でこの法律が施行されると、法人税費用が影響を受ける可能性があり、かかる影響は当社の業績に重大な影響を与える可能性がある。当社は、保留中のOECDガイダンス並びに各国による法律の制定及び実施を引き続き監視する。

2025年7月4日、米国においてOBBAが制定された。OBBAには、減税及び雇用法の一部の期限切れ規定の恒久的延長並びに米国の国際課税枠組みの修正等、重要な税務規定が含まれている。企業にとって有利な規定としては、国内の研究開発費の恒久的な費用化、恒久的なボーナス償却、適格生産財産の全額費用化、及びGILTI（現在はNCTI）として外国源泉所得に適用される税率が2026年度以降13.125%から12.6%へ引き下げられることなどがある。この法律には様々な発効日が含まれており、一部の規定は2025年及び残りは2026年に発効する。一定のOBBA税規定に関しては、米国政府からさらなるガイダンスが発表される可能性があると予想している。

当社の2025年度有価証券報告書の「第3 事業の状況、4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「法人税等」を参照のこと。

製品開発

ファイザーの開発パイプラインの包括的な更新は2026年8月4日に行われ、当社のウェブサイト(www.pfizer.com/science/drug-product-pipeline)で閲覧が可能である。ウェブサイトには、当社の研究概要及び目標とする適応症と開発段階と共に開発中の化合物リスト並びに第1相の一部の候補薬及び第2相試験から登録段階にある全ての候補薬の作用機序が公開されている。

下記は、2026年2月26日以降、FDA及びEMAによる重要な販売申請関連の規制措置及び提出され承認された申請に関する本書提出日現在の情報を示している。

承認：

製品	適応	日付/販売
Veppanu (vepdegestrant) ^(a)	FDAが承認した検査によりESR1変異が確認されたER+/HER2-の進行性又は転移性乳がんの成人患者であって、少なくとも1ラインの内分泌療法後に病勢進行が認められた患者の治療	2026年5月 (米国)
ヒムペブジ(マルスタシマブ-hncq)	FVIIIインヒビターを有する血友病A又はFIXインヒビターを有する血友病Bの12歳以上の成人及び小児患者	2026年5月 (EU) 2026年6月 (米国)
	FVIIIインヒビターの有無を問わない血友病A又はFIXインヒビターの有無を問わない血友病Bの6歳超12歳未満の小児患者	2026年6月 (米国)
ビラフトビ(エンコラフェニブ)	成人患者におけるBRAF V600E-変異型mCRCの一次治療のためのアービタックス ^{®(b)} (セツキシマブ) 及びFOLFOXとの併用	2026年6月 (EU)
イブランス(パルボシクリブ) ^(c)	成人患者における導入療法後のHR陽性、HER2陽性の局所進行性又は転移性乳がんの維持療法のためのトラスツズマブ (ペルツズマブの併用の有無を問わない) 及び内分泌療法との併用	2026年6月 (米国)
パドセブ(エンホルツマブパドチン) ^(d)	成人患者におけるシスプラチン含有化学療法不適格の切除可能な筋層浸潤性膀胱がん (MIBC) の治療のための術前補助療法として投与し、その後、根治的膀胱摘除術後に術後補助療法として継続投与するペムプロリズマブとの併用	2026年6月 (EU)
	成人患者における筋層浸潤性膀胱がん (MIBC) の治療のための術前補助療法として投与し、その後、膀胱摘除術後に術後補助療法として継続投与するペムプロリズマブとの併用	2026年7月 (米国)
コミナティ (COVID-19 ワクチン、 mRNA) 2026-2027 年 処方 JN.1 ^(e)	生後6か月以上のSARS-CoV-2によるCOVID-19を予防するための能動免疫	2026年7月 (EU)

- (a) vepdegestrantは、アルピナス・インクと共同開発中である。2026年5月、アルピナス及びファイザーは、vepdegestrantの商業化権をRigel Pharmaceuticals, Inc.にアウトライセンスすることについて共同で合意した。
- (b) アービタックス[®]はImClone LLCの登録商標である。当社は、米国、カナダ及び一部の新興市場においてビラフトビの独占権を有している。ピエール・ファーブル・メディカメントSASはヨーロッパにおいてビラフトビを商業化する独占権を有しており、小野薬品工業株式会社は日本においてビラフトビを商業化する独占権を有している。
- (c) 転移性乳がんに対するイブランスは、Alliance Foundation Trials, LLCと共同開発中である。
- (d) パドセブは米国ではアステラス社と共同開発及び商業化中である。米国以外では、当社が北米及び南米のすべての国で、アステラス社がそれ以外の国で商業化権を有している。
- (e) コミナティはビオンテック社と開発及び商業化中である。

規制上の申請：

製品	適応	日付 [△] /販売
ツカイザ（ツカチニブ）	成人患者における切除不能な局所進行性又は転移性HER2+乳がんの維持療法としてトラスツズマブ及びペルツズマブとの併用	2026年2月 (米国) 2026年4月 (EU)
パドセブ(エンホルツマブベドチン) ^(a)	成人患者におけるシスプラチン適格筋層浸潤性膀胱がん(MIBC)の周術期治療としてペムプロリズマブとの併用	2026年3月 (EU)
コミナティ（COVID-19ワクチン、mRNA）2026-2027年処方JN.1 ^(b)	65歳以上、又はCOVID-19による重症化リスクが高い少なくとも1つの基礎疾患を有する5歳から64歳までのSARS-CoV-2によるCOVID-19を予防するための能動免疫	2026年6月 (米国)
ターゼナ(タラヅパリブ)	DNA損傷修復不全のmCSPCのためのイクスタンジ(エンザルタミド)との併用	2026年7月 (米国)

△ 米国については、申請日はFDAが当社の申請を受理した日である。EUに関しては、申請日はEMAが当社の申請の正当性を確認した日である。

- (a) パドセブは米国ではアステラス社と共同開発及び商業化中である。米国以外では、当社が北米及び南米のすべての国で、アステラス社がそれ以外の国で商業化権を有している。
- (b) コミナティはピオンテック社と開発及び商業化中である。

以下は、2026年2月26日以降の後期開発段階にある追加の適応症及び新薬候補の更新情報である。

	製品/候補薬	提案中の疾病分野
既存製品及び登録済製品の追加使用及び投薬形態のための後期臨床プログラム	パドセブ(エンホルツマブベドチン) ^(a)	筋層浸潤性膀胱がん(MIBC)の膀胱温存療法
後期開発段階の新薬候補	PF-07872412	肺炎球菌感染症—小児

- (a) パドセブは米国ではアステラス社と共同開発及び商業化中である。米国以外では、当社が北米及び南米のすべての国で、アステラス社がそれ以外の国で商業化権を有している。

2025年度有価証券報告書に記載の通り、2024年9月、ファイザーは、鎌状赤血球症の治療薬であるOxbryta (voxelotor) の全ロットを、承認されている全ての市場において自主的に回収すると発表した。また、ファイザーは、世界中で現在実施中のvoxelotorの臨床試験及び拡大アクセスプログラムをすべて中止した。ファイザーのこの決定は、当時入手可能な臨床試験及びレジストリデータの全体像に基づいていた。

データの全体像の包括的なレビュー及び分析を踏まえ、ファイザーは、更新された分析をEMA、FDA及びその他の規制当局に提出した。EUにおいては、EMAの照会手続きは2025年10月に終了し、EMAは、鎌状赤血球症に起因する溶血性貧血の治療を目的としたOxbrytaについて、ベネフィット-リスクに関する否定的見解を採択し、本製品の販売承認を引き続き停止状態とすることを勧告した。2026年7月、ファイザーはFDAと協議を行い、FDAによる当該データの評価について検討した結果、Oxbrytaを米国市場に再投入するための実行可能な経路は存在しないとの結論に至った。FDAの勧告に従い、ファイザーは2026年7月31日、Oxbrytaに係る新薬承認申請(NDA)を自主的に取り下げる旨をFDAに通知した。

2024年12月、FDAは、osivelotorの部分的な臨床試験保留命令を発令した。これにより、ファイザーはosivelotorの臨床試験への新規参加者の登録を禁止された。その後、FDAはosivelotorに関する試験の開始を認め、サハラ以南のアフリカ以外の地域において、かつ過去6か月以内にサハラ以南のアフリカから移住していない参加者を対象として登録を実施することが可能であることを確認した。新規参加者の登録は、2026年第1四半期に開始された。

2026年6月、当社は、治験中の抗体薬物複合体であるsigvotatug vedotinについて、既治療の局所進行性で切除不能又は転移性非扁平上皮非小細胞肺癌（NSCLC）の患者を対象として評価した第3相SigVie-002試験の主要な試験結果を公表した。当該試験は、ドセタキセルとの比較において、主要評価項目である全生存期間の統計学的に有意な改善を達成できなかった。sigvotatug vedotinの安全性プロファイルは管理可能なものであり、過去の試験と整合していた。

当社のR&D組織の詳細については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記13及び2025年度有価証券報告書の「第2 企業の概況、3 事業の内容」の「研究開発」を参照のこと。後期開発段階の追加適応症及び新薬候補並びに特定の規制当局における係属中の申請の詳細については、2025年度有価証券報告書の「第3 事業の状況、6 研究開発活動」を参照のこと。

非GAAP財務評価法：調整後利益

調整後利益は、経営陣が当社全体の業績を評価するため、GAAP報告業績測定基準を補完するものとして用いるもう一つの測定基準である。そのため、当社は、この測定方法の開示により、当社の業績に対する投資家のより深い理解が得られるものと確信する。当社は、下記のとおり、損益計算書の一部項目の影響考慮前における全世界におけるバイオ医薬品の創薬、開発、製造、マーケティング、販売及び流通といった当社の主要業務の実績を示すために、調整後利益、その一定の構成要素及び調整後希薄化後EPSを使用する。

指標	定義	指標の業績との関連性
調整後利益	無形資産償却費、一定の買収関連項目、非継続事業及び特定の重要項目の影響前の「ファイザー・インク普通株式株主に帰属する純利益」 ^(a)	・投資家に有用な情報を提供する。 ・通常の経常的営業活動及びその構成要素を比較できる前年同期比で評価する。 ・標準化ベースで、将来予想される業績をモデル化するのに役立つ。
調整後売上原価、調整後販売費、IT関連費及び一般管理費、調整後研究開発費、調整後その他の(収益)費用－(純額)	調整後利益の評価法の構成要素である無形資産償却費、一定の買収関連項目、非継続事業及び特定の重要項目の影響前の、それぞれ「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」、「研究開発費」並びに「その他の(収益)費用－(純額)」 ^(a)	・予算編成と予測の管理方法、経常的業務の評価及び管理方法、上級経営陣への報酬と支払いの方法について、投資家に洞察を提供する。 ^(b)
調整後希薄化後EPS	無形資産償却費、一定の買収関連項目、非継続事業及び特定の重要項目の影響前の「ファイザー・インク普通株式株主に帰属する希薄化後1株当たりEPS」 ^(a)	

(a) 直接的に最も比較可能なGAAP評価指標

(b) 世界中の営業チーム以外の実質上全従業員向け短期インセンティブプランは、3つの予算財務指標に対し大部分が測定される業績、並びに非財務パイプライン指標の一部に対する業績で、さらに当社の報酬委員会によるその他の要因の評価によって修正される可能性がある業績に基づき、プールから資金供給されている。3つの財務指標の1つは、調整後利益（毎年のインセンティブ報酬目的のために定義される。）であり、財務実績に結びつく賞与プール積立ての40%を占める。取得IPR&Dにかかる費用は非GAAP調整後の業績に含まれるが、年次インセンティブ報酬目的の財務業績については、これらの費用の一部を除外する。さらに、業績株式報奨の支払いは、調整後利益から算出される調整後希薄化後EPSによって部分的に決定される。

調整後利益、その構成要素及び調整後希薄化後EPSは、GAAPに規定される標準化された意味を持たない非GAAP財務評価法であるため、投資家にとって有用性には限度がある。基準外定義であるため、他社の同様の測定方法による計算と比較することができない可能性があり、経営陣が業績をどのように評価しているかについて、投資家がより詳しく理解するために表示される。これらの評価法の限界とは、ある期間内の全事象を包含することなく、当社の経営の概要を提供しており、同業他社とを比較した見解を示していないことにある。これらの指標は、それぞれ最も直接比較可能なGAAPの指標である「ファイザー・インク普通株主に帰属する純利益」、「ファイザー・インクの普通株主に帰属する純利益」の構成要素、及び「ファイザー・インクの普通株主に帰属する希薄化後EPS」に代わるものとはみなされておらず、またみなされるべきではない。

当社は、業績の社内評価法としてこれらの測定法には限界があることについても認識しており、当社の業績管理プロセスをこの評価基準のみに限定していない。また当社は、最高水準の業績確保を意図したその他の手段も用いる。例えば、当社のR&D組織は、生産性目標を立て、それに基づき効率性を測定する。さらに、絶対的な株主総利回り及び市場で取引されている医薬品株の指数との相対的な株主総利回りの両方が、当社のインセンティブ報酬制度に基づく支払いの決定に際して、重要な役割を果たしている。

調整後利益及び調整後希薄化後EPS

無形資産償却 — 調整後利益は、無形資産償却費の全額を除外する。

買収関連項目 — 調整後利益は、企業結合の取引費用、統合費用、事業再編費用及び追加償却費用から構成される一部の買収関連費用を除外する。その理由は、こうした費用が取引ごとに特有で、買収による事業の再編成及び統合のために発生した費用を示しているためである。当社は、結果として生じる相乗効果の調整は行っていない。買収関連項目には、パーチェス会計の影響が含まれる場合がある。例えば、公正価値まで引き上げられた取得棚卸資産の売却による売上原価の増額費用、取得固定資産の公正価値の増加／減少に関連する減価償却、取得負債の公正価値の増加に関連した償却、偶発対価の公正価値の変動等である。

非継続事業 — 調整後利益は、非継続事業の業績、並びに当該事業の関連売却損益を除外する。当社は、当社の業務との戦略的適合を諮って当社の製品ポートフォリオの見直しを行う一方で、当社事業の一部を廃止する意図をもって事業を構築又は運営していないため、こうした表示を行うことは投資家にとって意味があると考える。非継続事業による再表示は、報酬に影響を与えず、再表示期間の報酬に対する調整後利益による測定方法も変更されないが、全期間にわたり一貫性を保持し表示されている。

特定の重要項目 — 調整後利益は、定量的及び定性的に個々に評価される実質的及び/又は異常な項目を表す特定の重要項目を除外する。特定の重要項目は非常に変動が大きく予測が難しい場合がある。さらに、場合により将来の期間に再発する十分な可能性がある。例えば、主な非買収関連コスト削減プログラムは確定期間の事象若しくは目標に特有の性質であるが、当社は事業再編、コスト生産性に基づく又はジェネリック若しくはバイオシミラーの参入若しくは経済状態に対応したその後のプログラムを持つかもしれない。訴訟を解決する法的費用もまた特定のケースに関連し、これは特定の事実及び状況であり、場合により買収日現在、計り知れない、起こりそうにない、若しくは解決していない被買収会社の訴訟事項の結果、又は処分済みの製品若しくは事業に通常関係する訴訟事項でもある可能性がある。持分証券に係る損益、並びに年金及び退職後の数理計算上の再測定損益は本質的な市場ボラティリティを持ち、これを当社は一定程度の確実性をもって管理又は予測できず、当社はこれらの損益を含めることが当社の事業についての投資家の理解の助けとなる、又は当社の中核的な運営及び事業を反映するとは考えられないからである。異常項目は、当社の継続事業の一部でない項目であり、その性質又は規模のため、当社の日常業務の一部として通常発生が見込まれない項目、経常外項目、又は当社が現在販売していない製品に関連する項目を示す。全てではないが、特定の重要項目のリストについては、下記の「GAAPに基づき計上された情報の非GAAPに基づき調整された情報への調整 - 一部の内訳項目」、並びに2025年度有価証券報告書の「第3 事業の状況、4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「非GAAP財務評価法—調整後利益」を参照のこと。

GAAPに基づき計上された情報の非GAAPに基づき調整された情報への調整 - 一部の内訳項目

2026年6月28日に終了した6か月					
表示のデータは（あらゆる場合において）合計に一致しない （単位：株式1株当たりを除き、百万ドル）	売上原価 ^(a)	販売費、IT関連費及び一般管理費 ^(a)	その他の（収益）費用－（純額） ^(a)	ファイザー・インク普通株主に帰属する当期純利益 ^{(a)、(b)}	ファイザー・インク普通株主に帰属する普通株式1株当たり利益 - 希薄化後
計上されたGAAP	\$ 7,640	\$ 6,372	\$ 4,577	\$ 2,440	\$ 0.43
無形資産償却費	—	—	—	2,368	
買収関連項目	(454)	(10)	(549)	1,173	
非継続事業	—	—	—	(16)	
特定の重要項目：					
再編費用/クレジット、棚卸資産の評価損、実施費用及び追加減価償却費用 - 資産再構築 ^(d)	(99)	(91)	—	717	
特定の資産減損 ^(e)	—	—	(4,325)	4,325	
持分証券による利益/損失	—	—	(46)	46	
数理計算上の差異並びにその他年金及び退職後制度の利益/損失	—	—	(11)	11	
その他 ^(f)	(25)	(11)	850	(809)	
法人税等引当金 - 非GAAP項目				(1,526)	
非GAAPに基づく調整済	\$ 7,061	\$ 6,259	\$ 496	\$ 8,730	\$ 1.52

2025年6月29日に終了した6か月					
表示のデータは（あらゆる場合において）合計に一致しない （単位：株式1株当たりを除き、百万ドル）	売上原価 ^(a)	販売費、IT関連費及び一般管理費 ^(a)	その他の（収益）費用－（純額） ^(a)	ファイザー・インク普通株主に帰属する当期純利益 ^{(a)、(b)}	ファイザー・インク普通株主に帰属する普通株式1株当たり利益－希薄化後
計上されたGAAP	\$ 6,624	\$ 6,446	\$ 1,692	\$ 5,877	\$ 1.03
無形資産償却費	—	—	—	2,421	
買収関連項目	(449)	(1)	(39)	620	
非継続事業	—	—	—	(25)	
特定の重要項目：					
再編費用/クレジット及び実施費用及び追加減価償却費用－資産再構築 ^(d)	(53)	(20)	—	670	
特定の資産減損 ^(e)	—	—	(317)	317	
持分証券による利益/損失	—	—	(295)	295	
数理計算上の差異並びにその他年金及び退職後制度の利益/損失	—	—	68	(68)	
その他 ^(f)	(26)	(20)	(678)	730	
法人税等引当金－非GAAP項目				(1,167)	
非GAAPに基づく調整済	\$ 6,096	\$ 6,404	\$ 431	\$ 9,671	\$ 1.69

- (a) GAAPに基づき計上された情報を非GAAPに基づき調整された残高へ調整する項目は税引前で表示されている。継続事業のGAAPに基づく報告利益（損失）に対する実効税率は、2026年6月28日に終了した6か月間は2.1%、2025年6月29日に終了した6か月間は(0.8)%であった。本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記5を参照のこと。非GAAP調整後利益に対する実効税率は、2026年6月28日に終了した6か月間においては、15.5%、2025年6月29日に終了した6か月間においては、10.3%であった。
- (b) 非GAAP連結業績に重要でない研究開発費の調整額を含む。
- (c) 買収関連ではないコスト削減及び生産性向上イニシアチブに関連する従業員解雇費用、資産減損及びその他の撤退コストを含む。本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記3を参照のこと。
- (d) 本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記4を参照のこと。
- (e) 2026年度上半期の「その他の（収益）費用－（純額）」調整額合計850百万ドルには、主に、(i)ヴィーブ社に対する当社の従前の投資の売却による上半期の純利益18.70億ドルが含まれており、これは(ii)特定の法的事項（主に一定の製造物責任及びその他の法律上の費用）に対する上半期の費用10億ドルによって一部相殺された。2025年度上半期の「その他の（収益）費用－（純額）」調整額合計678百万ドルには、主に、特定の法的事項（主に一定の製造物責任及びその他の法律上の費用）に対する上半期の564百万ドルの費用を含む。

要約連結キャッシュ・フロー計算書の分析

(単位：百万ドル)	下記の日に終了した6か月		変動要因
	2026年6月28日	2025年6月29日	
調達した(使用した)資金：			
営業活動	\$ 3,450	\$ 1,753	変動は主に、通常の事業過程における回収と支払いのタイミング及び無形資産の減損の影響を含む非現金項目を調整した純利益の変動によるものであり、ヴィーブ社に対する当社の投資の売却による純利益によって一部相殺された。
投資活動	\$ 2,891	\$ 7,225	変動は主に、ヘイリオン社への従前の投資の残りの部分の売却手取金の63億ドルが今期はなかったことによるものであり、ヴィーブ社に対する当社の投資の売却からの手取金19億ドルにより、一部相殺された。
財務活動	\$ (6,519)	\$ (8,423)	変動は主に、短期借入金の純返済額の30億ドル減少及び長期債務の返済額の25億ドル減少によるものであり、37億ドルの長期債務発行が今期はなかったことにより、一部相殺された。

財政状態、流動性、資本の源泉及び市場リスクの分析

当社は、当社の金融資産、資本市場へのアクセス、リボルビング・クレジット契約並びに利用可能な信用枠に加え、当社の継続的な営業キャッシュ・フローにより、予測可能な将来について、継続的な事業運営、当社の資金割当目標及び契約その他の義務を支えるための流動性ニーズを充足する能力を有しており、今後も引き続き有すると考えている。当社の資金及び資本資源の源泉及び使用に関する詳細、並びに当社の営業キャッシュ・フローについては、本書「第6 経理の状況」の要約連結キャッシュ・フロー計算書、要約連結貸借対照表及び要約連結株主持分計算書、並びに本項上記の「要約連結キャッシュ・フロー計算書の分析」を参照のこと。マネーマーケットファンド、売却可能証券及び長期債務については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記7を参照のこと。

当社の多様な資金源、簿外債務、契約及びその他債務、世界経済の状況並びに市場リスクの情報については、2025年度有価証券報告書の「第3 事業の状況、4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「財務状況、流動性、資本源泉及び市場リスクの分析」を参照のこと。保証及び免責については、本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記12Bを参照のこと。

信用格付

資金調達のコスト及び利用可能性は、信用格付の影響を受け、当社の信用格付の上下は当社の資金調達に有利な又は不利な効果を持つ可能性がある。当社の長期債務はS&P及びムーディーズの両社により高格付を受けている。

2026年8月4日（ファイザーの2026年度第2四半期Form 10-Qの提出日）現在、当社のコマーシャル・ペーパー及び無担保長期優先債に対して以下の格付が付与されている。

格付会社	ファイザー短期格付	ファイザー長期格付	アウトルック/ ウォッチ
ムーディーズ	P-1	A2	アウトルック 「安定的」
S&P	A-1	A	アウトルック 「安定的」

これらの格付は、有価証券の購入、売却又は保有の推奨を行うものではなく、当該格付は、格付機関によりいかなる時も変更される又は取り下げられる可能性がある。各格付は、他の格付と切り離して評価されるべきである。

債務負担能力－信用枠

2026年8月4日（ファイザーの2026年度第2四半期Form 10-Qの提出日）現在、当社は、2030年10月に満期を迎える70億ドルのリボルビング・クレジット枠を利用可能であり、これはグローバルのコマーシャルペーパーによる借入の支援を含み、一般事業目的で使用可能である。リボルビング・クレジット枠に加えて、当社の貸主は、さらに226百万ドルの信用枠を提供しており、これはほぼ全てが1年以内に失効する。基本的に全ての信用枠は2026年8月4日現在全額が未使用であった。

資本配分の枠組み

当社の資本配分の枠組みは、長期株主価値を向上させるために設計されたもので、3つの柱、すなわち事業への再投資、配当の維持及び長期にわたる増加、並びに将来的にはバランスシートのデレバレッジ後の自社株買いの可能性に基づいている。今後数年間に予想される特許権又は規制上の独占権の失効による不利な影響を踏まえ、当社は、この移行期間を通じてレバレッジが現在の水準付近、又はそれを若干上回る水準にとどまると見込んでいる。時間の経過とともに、当社は、バランスの取れた資本配分戦略を維持するため、慎重な方法でデレバレッジを継続する予定である。

配当 — 2026年4月、当社の取締役会は、2026年5月8日の営業終了時点の登録株主に対し、1株当たり0.43ドルの配当を宣言し、2026年6月12日にこれを支払った。2026年6月、当社の取締役会は、2026年7月24日の営業終了時点の登録株主に対し、1株当たり0.43ドルの配当を宣言し、2026年9月1日にこれを支払った。

普通株式購入 — 2026年6月28日現在、当社の残りの自社株取得権限は33億ドルであり、2026年度上半期は買戻しを行わなかった。当社の公表した株式取得計画に関する情報については、当社の2025年度有価証券報告書の「第6 経理の状況」の連結財務諸表注記の注記12を参照のこと。

投資売却 — 2026年度第2四半期に当たる2026年3月31日、ファイザーはヴィーブ社に対する11.7%の投資の売却を完了し、現金手取金18.75億ドルを受領した。本書「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記の注記2及び4を参照のこと。

新会計基準

最近公表されたが2026年6月28日現在適用されていない会計基準

基準/詳細	発効日	財務書類への影響
2024年11月、FASBは損益計算書の費用項目に含まれる費用の特定のカテゴリについて、内訳を明示することを求める最終指針を発行した。この開示は、年次及び中間期において求められている。また、この指針では、販売費の総額の開示、及び年次ベースで販売費の定義について開示することが求められている。当該指針は、将来適用又は遡及適用のいずれかにより適用することが可能である。	年次報告書については2027年。 半期報告書については2028年。 早期適用が認められている。	当該新指針は当社の連結財務諸表注記の開示を増加させることになる。
2025年9月、FASBは、自社利用ソフトウェア費用に係る会計処理を現代化するための最終指針を公表した。当該指針は、(1) 経営陣がソフトウェアプロジェクトへの資金拠出を承認し、コミットしており、かつ(2) 当該プロジェクトが完了し、ソフトウェアが意図された機能を実行するために使用される可能性が高い場合に、企業が適格なコストの資産計上を開始することを求めている。かかる指針は、将来適用、進行中プロジェクトに対する修正後ベースによる適用、又は遡及適用のいずれかにより適用することができる。	2028年1月1日。 ただし早期適用が認められている。	当社はかかる影響について評価を行っているが、現時点では、この新たな指針が当社の連結財務諸表に重大な影響を与えることを見込んでいない。

4 【重要な契約等】

該当なし。

5 【研究開発活動】

本書「第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「製品開発」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当該半期中において重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

(2026年6月28日現在)

	発行可能株式総数	発行済株式総数	未発行株式数
記名式額面普通株式 (1株当たり額面金額 0.05ドル)	12,000百万株	9,641百万株	2,359百万株
記名式無額面優先株式	27百万株	0株	27百万株

② 【発行済株式】

(2026年6月28日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式(1株当たり額 面金額 0.05ドル)	普通 株式	9,641 百万	ニューヨーク証券取引所	普通株式の各保有者は、株主が投票するすべての議案について、保有する1株当たり1つの議決権を有する。
記名式無額面株式	優先 株式	0株	—	優先株式(取締役会によって随時決定される特別指示、権限、優先権及び権利が与えられる)

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 残高(株)	資本金 増減額	資本金残高	増減理由
2025年12月31日		9,621百万		481百万ドル	
	20百万		1百万 ドル		株式に基づく報酬の支払い による20百万株及び1百万ド ルの増加
2026年6月28日		9,641百万		482百万ドル	

優先株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 残高(株)	資本金 増減額	資本金残高	増減理由
2025年12月31日		0		0百万ドル	
	0		0百万 ドル		
2026年6月28日		0		0百万ドル	

当社の発行した新株予約権、制限株式ユニット（RSU）、ポートフォリオ・パフォーマンス株式、株主投資収益ユニット及び業績株式報奨の2026年度上半期末日現在の状況は、以下のとおりである。

新株予約権の残高	新株予約権の行使により 発行する株式の発行価額	新株予約権の行使により 発行する株式の資本組入額
8,397,496個	265,553,355.79ドル	419,874.80ドル

制限株式ユニット（RSU）の残高	RSUの行使（権利確定）により 発行する株式の発行価格	RSUの行使（権利確定）により 発行する株式の資本組入額
55,783,450個	0ドル	0ドル

ポートフォリオ・パフォーマンス 株式の残高	ポートフォリオ・パフォーマンス 株式の行使（権利確定）により 発行する株式の発行価格	ポートフォリオ・パフォーマンス 株式の行使（権利確定）により 発行する株式の資本組入額
18,394,822個	0ドル	0ドル

株主投資収益ユニットの残高	株主投資収益ユニットの行使(清算)に より発行する株式の発行価格	株主投資収益ユニットの行使(清算) により発行する株式の資本組入額
159,098,460個	0ドル	0ドル

業績株式報奨の残高	業績株式報奨の行使(ペイアウト) により発行する株式の発行価格	業績株式報奨の行使(ペイアウト) により発行する株式の資本組入額
5,832,394個	0ドル	0ドル

(4) 【大株主の状況】

SEC規則は発行体に対し10-Q報告書において大株主の状況を報告することを求めている。従って、2026年6月28日に終了した四半期に関する当社の10-Q報告書において大株主は報告されなかった。

2 【役員の状況】

退任業務執行役員

氏名	役職名	退任年月日
デヴィッド・デントン	最高財務責任者兼業務執行副社長	2026年8月15日

役職を異動した業務執行役員

氏名（年齢）	異動年月日	旧役職名	新役職名
セシル・ゲガン（55歳）	2026年8月16日	バイオフィーマグループ財務担当 上席副社長	暫定最高財務責任者兼業務執行 副社長

本書提出日現在の取締役及び業務執行役員の構成は以下のとおりである。

取締役

男性 10名 女性 2名（全取締役のうち女性の比率：17%）

業務執行役員

男性 7名 女性 2名（全業務執行役員のうち女性の比率：22%）

第6 【経理の状況】

(イ) ファイザー社及びその子会社（以下、「当社」という）は、本国において、1934年制定の米国証券取引法及びニューヨーク証券取引所の規定に基づき、米国において一般に認められた会計処理及び手続の基準並びに用語及び様式に準拠して要約連結財務諸表を作成し、年度末を除く四半期ごとに四半期報告書様式10-Qを米国証券取引委員会（The Securities and Exchange Commission, SEC）に提出している。当社は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という）第328条第1項の規定に基づき、これらの財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを認められている。

(ロ) 以下に記載されている当社の中間財務書類は、2026年度第2四半期の報告書様式10-Qに記載された要約連結財務諸表（2026年6月28日及び2025年6月29日をもって終了する3か月間のものを除く）を邦文に翻訳したものである。

(ハ) 中間財務書類の作成にあたっては、財務諸表等規則に基づき、主要な係数については、2026年8月31日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場仲値、1米ドル=160.02円の為替レートにより邦貨への換算を行い、百万円未満は四捨五入している。したがって、合計数値は関係数値の総和と必ずしも一致しない。

(ニ) なお、本項末尾の「日米の会計慣行の相違」に関する記載は、財務諸表等規則に基づくものである。

(ホ) この中間財務書類は独立登録会計事務所による監査を受けていない。

1 【中間財務書類】

(1) 要約連結損益計算書（非監査）

科目	期間		2025年6月29日をもって 終了する6か月間	
	2026年6月28日をもって 終了する6か月間		百万ドル	百万円
売上高				
製品売上高	23,578	3,772,952	23,248	3,720,145
提携による収益	5,036	805,861	4,386	701,848
ロイヤリティー収入	870	139,217	734	117,455
総売上高	29,484	4,718,030	28,367	4,539,287
原価及び費用				
売上原価 ^(a)	7,640	1,222,553	6,624	1,059,972
販売費、IT関連費及び一般管理費 ^(a)	6,372	1,019,647	6,446	1,031,489
研究開発費 ^(a)	5,299	847,946	4,685	749,694
取得した仕掛研究開発費	153	24,483	11	1,760
無形資産償却費	2,368	378,927	2,421	387,408
再編費用及び買収関連費用	557	89,131	660	105,613
その他の（収益）費用－純額	4,577	732,412	1,692	270,754
税引前継続事業利益	2,517	402,770	5,828	932,597
法人税等	54	8,641	(48)	(7,681)
継続事業利益	2,463	394,129	5,876	940,278
非継続事業－税引後	(5)	(800)	25	4,001
非支配持分分配前当期純利益	2,458	393,329	5,901	944,278
控除：非支配持分に帰属する当期純利益	19	3,040	24	3,840
ファイザー社普通株主に帰属する当期純利益	2,440	390,449	5,877	940,438

(続く)

(1) 要約連結損益計算書（非監査）（続き）

科目	期間		2025年6月29日をもって 終了する6か月間	
	ドル	円	ドル	円
普通株式一株当たり利益－基本的：				
ファイザー社普通株主に帰属する継続事業利益	0.43	68.81	1.03	164.82
非継続事業－税引後	-	-	-	-
ファイザー社普通株主に帰属する純利益	0.43	68.81	1.03	164.82
普通株式一株当たり利益－希薄化後：				
ファイザー社普通株主に帰属する継続事業利益	0.43	68.81	1.03	164.82
非継続事業－税引後	-	-	-	-
ファイザー社普通株主に帰属する純利益	0.43	68.81	1.03	164.82
加重平均株式数：（単位：百万株）				
基本的		5,695		5,680
希薄化後		5,733		5,708

(a) 無形資産の償却費は含まれない。

後掲の注記参照

(2) 要約連結包括利益計算書（非監査）

科目	期間		2025年6月29日をもって 終了する6か月間	
	2026年6月28日をもって 終了する6か月間		百万ドル	百万円
非支配持分分配前当期純利益	2,458	393,329	5,901	944,278
為替換算調整勘定（純額）	882	141,138	(430)	(68,809)
デリバティブ取引に係る未実現保有益（損失）（純額）	85	13,602	(395)	(63,208)
当期純利益に含められた（利益）損失に係る組替調整額 (a)	(2)	(320)	(419)	(67,048)
	83	13,282	(814)	(130,256)
売却可能有価証券に係る未実現保有益（損失）（純額）	(19)	(3,040)	135	21,603
当期純利益に含められた（利益）損失に係る組替調整額 (b)	43	6,881	72	11,521
	24	3,840	207	33,124
過去勤務費用及びその他の償却に係る組替調整額（純額）	(13)	(2,080)	(55)	(8,801)
過去勤務費用及びその他の縮小に係る組替調整額（純額）	(4)	(640)	(44)	(7,041)
	(18)	(2,880)	(99)	(15,842)
税引前その他の包括利益（損失）	970	155,219	(1,136)	(181,783)
その他の包括利益（損失）に係る税金費用（収益）	134	21,443	(538)	(86,091)
非支配持分分配前その他の包括利益（損失）	837	133,937	(598)	(95,692)
非支配持分分配前包括利益（損失）	3,295	527,266	5,303	848,586
控除：非支配持分に帰属する包括利益（損失）	4	640	22	3,520
ファイザー社に帰属する包括利益（損失）	3,291	526,626	5,282	845,226

(a) 「その他の（収益）費用－純額」及び「売上原価」に組み替えられている。注記7Eを参照。

(b) 「その他の（収益）費用－純額」に組み替えられている。

後掲の注記参照

(3) 要約連結貸借対照表(非監査)

科目	貸借対照表日		2025年12月31日	
	2026年6月28日 (非監査)			
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産の部				
現金及び現金同等物	976	156,180	1,142	182,743
短期投資	10,723	1,715,894	12,454	1,992,889
売掛金(以下の貸倒引当金控除後)	12,490	1,998,650	11,874	1,900,077
2026年 423百万ドル(67,688百万円)				
2025年 427百万ドル(68,329百万円)				
棚卸資産	9,945	1,591,399	10,654	1,704,853
短期税金資産	3,702	592,394	3,967	634,799
その他の流動資産	3,522	563,590	2,808	449,336
流動資産合計	41,358	6,618,107	42,898	6,864,538
長期投資	1,559	249,471	1,621	259,392
有形固定資産(以下の減価償却累計額控除後)	19,029	3,045,021	19,317	3,091,106
2026年 18,104百万ドル(2,897,002百万円)				
2025年 17,386百万ドル(2,782,108百万円)				
識別可能無形資産(純額)	47,053	7,529,421	53,731	8,598,035
のれん	71,419	11,428,468	71,264	11,403,665
長期繰延税金資産及びその他の長期税金資産	10,774	1,724,055	9,699	1,552,034
その他の非流動資産	9,939	1,590,439	9,631	1,541,153
資産の部合計	201,131	32,184,983	208,160	33,309,763

(続く)

(3) 要約連結貸借対照表(非監査) (続き)

貸借対照表日 科目	2026年6月28日		2025年12月31日	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
負債及び資本の部				
短期借入債務 (以下の一年以内返済予定長期債務を含む) 2026年 2,605百万ドル (416,852百万円) 2025年 2,997百万ドル (479,580百万円)	2,699	431,894	3,154	504,703
買掛金	4,581	733,052	5,240	838,505
未払配当金	2,451	392,209	2,445	391,249
未払法人税等	653	104,493	3,103	496,542
未払給与等	2,554	408,691	3,610	577,672
その他の流動負債	19,709	3,153,834	19,432	3,109,509
流動負債合計	32,646	5,224,013	36,984	5,918,180
長期債務	60,495	9,680,410	61,641	9,863,793
年金及び退職後給付債務	1,937	309,959	2,041	326,601
長期繰延税金負債	1,964	314,279	2,401	384,208
その他未払税金	3,816	610,636	3,591	574,632
その他の非流動負債	14,780	2,365,096	14,725	2,356,295
負債の部合計	115,639	18,504,553	121,385	19,424,028
契約義務及び偶発債務				
普通株式	482	77,130	481	76,970
資本剰余金	95,033	15,207,181	94,469	15,116,929
自己株式	(115,194)	(18,433,344)	(115,015)	(18,404,700)
利益剰余金	112,087	17,936,162	114,610	18,339,892
その他の包括損失累計額	(7,218)	(1,155,024)	(8,069)	(1,291,201)
ファイザー社株主に帰属する資本合計	85,190	13,632,104	86,476	13,837,890
非支配持分に帰属する資本	302	48,326	299	47,846
資本の部合計	85,492	13,680,430	86,775	13,885,736
負債及び資本の部合計	201,131	32,184,983	208,160	33,309,763

後掲の注記参照

[次へ](#)

(4) 要約連結株主持分計算書（非監査）

科 目	ファイザー社株主に帰属する資本														非支配持分に 帰属する資本		資本合計		
	普通株式			資本剰余金		自己株式			利益剰余金		その他の 包括損失 累計額		合計						
	株数	額面価額		百万ドル	百万円	株数	原価		百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
期 間	百万株	百万ドル	百万円			百万株	百万ドル	百万円											
2026年1月1日現在 残高 当期純利益 税引後その他の 包括利益（損失） 現金配当決議額 （1株当たり:0.86ドル） 普通株式 株式に基づく報酬の 支払 その他	9,621	481	76,970	94,469	15,116,929	(3,935)	(115,015)	(18,404,700)	114,610	18,339,892	(8,069)	(1,291,201)	86,476	13,837,890	299	47,846	86,775	13,885,736	
									2,440	390,449			2,440	390,449	19	3,040	2,458	393,329	
											852	136,337	852	136,337	(15)	(2,400)	837	133,937	
										(4,902)	(784,418)			(4,902)	(784,418)			(4,902)	(784,418)
		20	1	160	564	90,251	(7)	(179)	(28,644)	(61)	(9,761)			324	51,846			324	51,846
				-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	
2026年6月28日現在 残高	9,641	482	77,130	95,033	15,207,181	(3,942)	(115,194)	(18,433,344)	112,087	17,936,162	(7,218)	(1,155,024)	85,190	13,632,104	302	48,326	85,492	13,680,430	

科 目	ファイザー社株主に帰属する資本														非支配持分に 帰属する資本		資本合計		
	普通株式			資本剰余金		自己株式			利益剰余金		その他の 包括損失 累計額		合計						
	株数	額面価額		百万ドル	百万円	株数	原価		百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
期 間	百万株	百万ドル	百万円			百万株	百万ドル	百万円											
2025年1月1日現在 残高 当期純利益 税引後その他の 包括利益 (損失) 現金配当決議額 (1株当たり:0.86ドル) 普通株式 株式に基づく報酬の 支払 その他	9,593	480	76,810	93,603	14,978,352	(3,926)	(114,763)	(18,364,375)	116,725	18,678,335	(7,842)	(1,254,877)	88,203	14,114,244	294	47,046	88,497	14,161,290	
									5,877	940,438			5,877	940,438	24	3,840	5,901	944,278	
											(596)	(95,372)	(596)	(95,372)	(3)	(480)	(598)	(95,692)	
										(4,890)	(782,498)			(4,890)	(782,498)			(4,890)	(782,498)
		28	1	160	450	72,009	(9)	(246)	(39,365)	(104)	(16,642)			101	16,162			101	16,162
				-	-	-	-	-	-	-			-	-	2	320	2	320	
2025年6月29日現在 残高	9,620	481	76,970	94,053	15,050,361	(3,935)	(115,010)	(18,403,900)	117,609	18,819,792	(8,438)	(1,350,249)	88,695	14,192,974	317	50,726	89,012	14,243,700	

[次へ](#)

(5) 要約連結キャッシュ・フロー計算書（非監査）

科目	期間		2025年6月29日をもって 終了する6か月間	
	2026年6月28日をもって 終了する6か月間	2025年6月28日をもって 終了する6か月間	2025年6月29日をもって 終了する6か月間	2025年6月29日をもって 終了する6か月間
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
非支配持分分配前当期純利益	2,458	393,329	5,901	944,278
非継続事業－税引後	(5)	(800)	25	4,001
継続事業の非支配持分分配前当期純利益	2,463	394,129	5,876	940,278
営業活動により調達した（に使用した）資金（純額）への				
非支配持分分配前の継続事業からの純利益の調整：				
減価償却費及び無形資産償却費	3,235	517,665	3,243	518,945
資産の除却及び減損損失	4,425	708,089	498	79,690
繰延税金	(1,332)	(213,147)	(935)	(149,619)
株式に基づく報酬費用	521	83,370	373	59,687
退職給付制度に係る費用/収益計上額を上回る拠出額	(285)	(45,606)	(334)	(53,447)
ヴィーブ社への投資の売却益（純額）	(1,870)	(299,237)	-	--
その他の損益項目調整（純額）	(159)	(25,443)	(61)	(9,761)
資産及び負債のその他の変動－買収及び売却の影響 控除後	(3,548)	(567,751)	(6,908)	(1,105,418)
営業活動により調達した（に使用した）資金（純額）	3,450	552,069	1,753	280,515
投資活動によるキャッシュ・フロー：				
有形固定資産の取得	(969)	(155,059)	(1,182)	(189,144)
短期投資の購入	(5,113)	(818,182)	(6,085)	(973,722)
短期投資の償還/売却による収入	6,614	1,058,372	10,500	1,680,210
短期投資（満期日までの期間が3か月以下）の償還/ 売却による（支出）収入（純額）	386	61,768	(2,668)	(426,933)
長期投資の購入	(95)	(15,202)	(86)	(13,762)
長期投資の償還/売却による収入	172	27,523	145	23,203
ヴィーブ社への投資の売却による収入	1,875	300,038	-	-
ヘイリオン社への投資の売却による収入	-	-	6,311	1,009,886
その他の投資活動（純額）	21	3,360	288	46,086
投資活動により調達した（に使用した） 資金（純額）	2,891	462,618	7,225	1,156,145

(続く)

(5) 要約連結キャッシュ・フロー計算書（非監査）（続き）

科目	期間		2025年6月29日をもって 終了する6か月間	
	2026年6月28日をもって 終了する6か月間	2025年6月28日をもって 終了する6か月間	百万ドル	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
短期借入金の返済	-	-	(2,199)	(351,884)
短期借入金（満期日までの期間が3か月以下）の増加 （減少）による（支出）収入（純額）	(63)	(10,081)	(903)	(144,498)
長期債務からの収入	-	-	3,687	589,994
長期債務の返済	(1,250)	(200,025)	(3,750)	(600,075)
支払配当金	(4,896)	(783,458)	(4,882)	(781,218)
その他の財務活動（純額）	(311)	(49,766)	(377)	(60,328)
財務活動により調達した（に使用した）資金（純額）	(6,519)	(1,043,170)	(8,423)	(1,347,848)
為替相場変動による現金及び現金同等物並びに制限付 現金及び現金同等物への影響額	15	2,400	34	5,441
現金及び現金同等物並びに制限付現金及び現金同等物の 純増（減）	(164)	(26,243)	588	94,092
現金及び現金同等物並びに制限付現金及び現金同等物一 期首残高	1,197	191,544	1,107	177,142
現金及び現金同等物並びに制限付現金及び現金同等物一 期末残高	1,034	165,461	1,694	271,074
キャッシュ・フローの補足情報				
期中現金支払額：				
法人税等	3,539	566,311	3,493	558,950
支払利息	1,541	246,591	1,483	237,310
金利ヘッジ	4	640	29	4,641

後掲の注記参照

(6) 要約連結財務諸表注記（非監査）

注記1 開示方針及び重要な会計方針

A. 開示方針

当社はU.S. GAAPに準拠して要約連結財務諸表を作成しており、当社の2025年度の報告書様式10-Kにおいて適用された基準と全ての重要な点において整合している。中間報告を行うにあたり、SECの規定で許容される限りにおいて、特定の注記事項や財務情報を要約または省略している。

この財務諸表には、中間期間の業績を適正に表示するために必要と判断される、通常継続的に行われる全ての調整が反映されている。当四半期の報告書様式10-Qに含まれる情報は、2025年度の報告書様式10-Kに含まれる連結財務諸表及びそれらに関連する注記とともに参照されたい。収益、費用、資産及び負債は四半期ごとに変動するものである。したがって、当該中間財務諸表における結果及び傾向が、必ずしも当事業年度の状況を示唆するものではない。

当社の米国外で活動している子会社の会計四半期末は、2026年5月24日及び2025年5月25日であり、経営成績はそれぞれ同日をもって終了する6か月間のものである。米国内の子会社の会計四半期末は、2026年6月28日及び2025年6月29日であり、経営成績はそれぞれ同日をもって終了する6か月間のものである。

当社は、それぞれ単一のマネージャーが率いる二つの事業セグメント（バイオフィーマ及びPCI）で事業活動を管理している。バイオフィーマは唯一の報告セグメントである。注記13Aを参照のこと。

B. 売上高及び売掛金

「収益からの控除」－メディケア、メディケイド及び関連する州制度リベート、実績連動契約リベート、チャージバック、値引き、返品、及び現金割引に係る引当金は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日	2025年12月31日
売掛金（貸倒引当金控除後）	\$ 1,741	\$ 1,803
その他の流動負債		
リベート引当金	9,293	7,909
その他の引当金	763	750
その他の非流動負債	332	1,204
リベート引当金及びその他の売上に関連する引当金合計	\$ 12,128	\$ 11,666

「売掛金」－売掛金は正味実現可能価額で表示されている。信用損失の引当金は、過去の実績、現時点の情報及び将来の経済見通しに基づいて決定された債権ポートフォリオの予想信用損失の最善の見積りを反映している。予想信用損失の見積り算定において、売掛金は市場、延滞状況、顧客タイプ（リスクが高いか低いか、政府系か非政府系か）に応じて資産プールに分類され、各プールに対して損失引当率が策定される。

売掛金の各資産プールに対する引当比率を決定するにあたって、当社は特定の顧客や顧客タイプとの過去の実績、法規制や法的環境、カンントリーリスク及び政治リスク、その他現在及び今後予想されるマクロ経済要因について検討した。経営者が信用リスクに影響を与える顧客固有の要因を認識した場合、問題となる売掛金に対して特定の引当金が計上される。

2026年6月28日及び2025年6月29日をもって終了する6か月間における、追加的な信用損失引当金の計上、顧客の売掛金の貸倒れ及び回収は、要約連結財務諸表において重要な影響はない。

売掛金に関する追加的な情報については、2025年度の報告書様式10-Kの注記1Gを参照のこと。

注記2 買収、インライセンス契約、投資の売却及び研究開発契約

A. 買収

メツェラ社

2025年11月13日、当社は肥満及び心代謝性疾患向けの次世代医薬品の開発を加速する臨床段階のバイオ医薬品企業であるメツェラ社を1株当たり65.60ドルの現金で買収した。本取引には、3つの特定の業績マイルストーン達成を条件として、1株当たり最大20.65ドルを追加で支払う条件付価値権（CVR）（最大23億ドル）が含まれる。これらの業績マイルストーンは、メツェラ社のGLP-1受容体作動薬の注射剤MET-097iとアミリン類似体MET-233iの併用に関するフェーズ3臨床試験が開始された時点で1株当たり4.60ドル、メツェラ社の月1回投与のMET-097i単剤療法についてFDAの承認を取得した時点で1株当たり6.40ドル、及びメツェラ社の月1回投与のMET-097iとMET-233iの併用についてFDAの承認を取得した時点で1株当たり9.65ドルである。移転対価の公正価値合計額は80億ドル（取得現金控除後78億ドル）であり、これにはCVRの公正価値632百万ドル及び買収以前の勤務に係る従業員株式報酬475百万ドルが含まれる。

この企業結合に関連して当社は（i）「識別可能無形資産（純額）」79億ドル（その構成は、仕掛研究開発）、（ii）「のれん」21億ドル、（iii）繰延税金負債（純額）16億ドル、及び（iv）メツェラ社から引き受けた条件付対価負債643百万ドルを暫定的に計上している。のれんは主に繰延税金負債の認識に起因するものであり、バイオファーマ・セグメントに関連している。また、当該のれんは税務上、損金算入が認められない。当該条件付対価負債は公正価値で計上されており、メツェラ社が2023年に実施したZhipp Ltd（以下、Zhipp）の買収に関連するものである。当該取引の一環として、旧Zhipp株主は、MET-097i及びMET-233iの製品候補に関して、将来の開発、規制及び商業化に係るマイルストーン・ペイメントに加え、正味製品売上高に対する1桁台前半のロイヤリティーを受領する権利を有している。取得した資産及び引き受けた負債に対する移転対価の最終的な配分は完了していない。

B. インライセンス契約

Sciwind Biosciences社とのインライセンス契約—2026年2月、当社とSciwind Biosciences社は商業化に関する戦略的連携に合意したと発表した。これにより当社は、Sciwind Biosciences社のグルカゴン様ペプチド-1（GLP-1）受容体作動薬エクノグルチドの中国本土における独占的商業化権を取得した。Sciwind Biosciences社は、製造販売業者（MAH）であることに変わりなく、当該医薬品の研究開発、登録、製造、供給の責任を負う。またSciwind Biosciences社は、アップフロント・ペイメント、規制当局の承認及び売上に応じたマイルストーン・ペイメントとして総額で最大495百万ドルを受領する権利を有する。

C. 投資の売却

ヴィーブ社への投資の売却—2026年3月31日（当社の2026年度第2四半期にあたる）、当社はヴィーブ社に対する11.7%の投資持分の処分を完了し、現金18.75億ドルを受領した。注記4及び2025年度の報告書様式10-Kの注記2Cを参照のこと。

ヴィーブ社への投資に係る配当収入は「その他の（収益）費用—純額」に計上しており、2026年6月28日をもって終了した6か月間は180百万ドル、2025年6月29日をもって終了した6か月間は111百万ドルであった（注記4を参照）。

D. 研究開発契約

アビングワースとのR&D出資契約－2026年6月、当社はアビングワースと契約を締結し、特定の治療法に関する四半期ごとの開発費用を共同で負担するため、2026年度から2029年度にかけて総額300百万ドルまでを受け取ることになっている。出資パートナーであるアビングワースへの実質的なリスクの移転があるため、当社は受領した開発資金を契約サービスの履行義務として認識している。また、受け取った開発資金は帰属モデルを用いて関連する費用の期間にわたり「研究開発費」の減少として認識している。研究開発が成功した場合、該当する臨床試験に基づき米国において規制当局からの適応症の承認取得時に、臨床試験の成功及び約18か月にわたる支払いを条件として、アビングワースは承認に基づくマイルストーン・ペイメントを最大180百万ドル受領する権利を有することになっている。規制当局からの承認後、該当する売上高の累計額が一定の水準に達すること及び約3年にわたる支払いを条件に、アビングワースは総額で最大420百万ドルの売上に基づくマイルストーン・ペイメントを受領するほか、該当する売上高の5%程度のロイヤリティーの支払いを受ける権利を有することになっているが、これには年間上限が設定されている。承認に基づくマイルストーン・ペイメント及び売上に基づくマイルストーン・ペイメントの正味現在価値は、これらが発生した場合に、無形資産として計上され、契約期間または製品の商業的な見積ライフサイクル期間のいずれか短い方の期間にわたり「無形資産償却費」として償却される。アビングワースに支払われる負債に対する利息の増加は、利息費用として「その他の（収益）費用－純額」に認識される。また、売上高に対するロイヤリティーは、関連製品の売上発生時に「売上原価」に計上される。

注記3 事業再編費用及び買収、コスト削減/生産性向上イニシアチブに関連するその他の費用

A. コスト基盤プログラムの再調整

2023年度第4四半期に当社は、長期的な売上高予測に合わせてコストの再調整をすることを目的とした数年にわたる全社規模のコスト再調整プログラムの立ち上げを発表した。当社は、2025年度第2四半期に自動化やAIを含むデジタル活用の強化及び業務プロセスの簡素化を通じて、主にSI&Aにおける費用をさらに削減するための追加的な生産性向上の機会を特定した。

これらの構成要素に関連する費用は2027年度までに発生する見込みであり、総額約47億ドルに達すると予想される。これは主に雇用終了、実施、撤退に関する現金支出、並びに現金支出を伴わない資産の減損であり、そのうち34億ドルはバイオフーマ・セグメントに関連している。

2026年度第3四半期に当社は、SI&Aの費用をさらに削減するため、商務部門、研究開発部門およびコーポレート・イネーブリング部門でのテクノロジーの活用及び簡素化の取り組みによる、追加的な生産性向上の機会を特定した。追加的なコスト削減に伴う一時費用は2029年度まで発生する見込みであり、総額約20億ドルに達すると予想される。これは主にデジタル活用の強化・導入及び雇用終了に伴う現金支出であり、そのうち800百万ドルはバイオフーマ・セグメントに関連している。

また、研究開発組織の構造を簡素化及び注力領域の特定を進める取り組みに関連して、当社は自動化やAIを含むデジタル活用の強化及び業務プロセスの簡素化を通じて生産性と業務効率を向上するための追加的な機会を特定したうえで、2025年度第1四半期にこのプログラムを拡大した。これらの取り組みの実施費用は2026年度まで発生する見込みであり、総額約600百万ドルに達すると予想される。これは主に雇用終了、デジタル活用・導入に関する現金支出であり、すべてバイオフーマ・セグメントに関連している。これらの費用の大部分は2025年度に計上され、現金支出は主に2026年度まで発生すると予想される。

当社は、このプログラムの全ての構成要素に関連する費用が総額約73億ドルに達すると見込んでおり、そのうち48億ドルはバイオフーマ・セグメントに関連している。

このプログラムの開始から2026年6月28日までの期間において、総額49億ドルの費用が発生し、そのうち38億ドルはバイオフーマ・セグメントに関連しており、33億ドルの再編費用を含んでいる。

B. 売上原価削減プログラム

2024年度第2四半期に当社は、売上原価削減プログラムの立ち上げを発表した。この原価削減プログラムは、数年を通して段階的に実施され、業務活動の効率化、ネットワーク構造の変更及び製品ポートフォリオの強化が行われる。このプログラムの第1フェーズは、主に業務活動の効率化に焦点を当てており、必要となる費用は約14億ドルであり、主に雇用終了及び実施費用に係る支出である。この支出の全てがバイオフーマ・セグメントに関連している。

2026年度第3四半期に当社はこのプログラムの次のフェーズを発表した。主にネットワーク構造の変更、製品ポートフォリオの強化、追加的な業務効率化に焦点を当てている。このフェーズに関連するコスト削減達成のための一時費用は約40億ドルとなる見込みであり、ほぼ全てバイオフーマ・セグメントに関連している。内訳は、加速償却及び資産の減損に係る現金支出を伴わない支出が約60%、雇用終了、実施、撤退に係る費用の現金支出が40%である。これらのコスト削減達成のための費用は、2029年度まで発生する見込みである。

このプログラムの2つのフェーズに関連する費用は総額約54億ドルであり、ほぼ全てがバイオフィーマ・セグメントに関連している。

このプログラムの開始から2026年6月28日までの期間において、総額11億ドルの費用が発生し、この費用のほぼ全てがバイオフィーマ・セグメントに関連している（824百万ドルの再編費用を含む）。これらの費用は主に、2025年度までに計上され、現金支出は2029年度まで行われる見込みである。

C. 重要な活動

以下は当社の買収及びコスト削減/生産性向上イニシアチブに関連して発生した費用及び収益をまとめたものである。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日をもって 終了する6か月間	2025年6月29日をもって 終了する6か月間
再編費用（収益）：		
従業員解雇	\$ 369	\$ 236
資産の減損	82	217
撤退費用	17	94
再編費用（収益）合計 ^(a)	468	547
統合費用及びその他 ^(b)	89	113
再編費用及び買収関連費用	557	660
その他の（収益）費用－純額に計上される純期間給付費用（収益）	(2)	(68)
棚卸資産の評価損－売上原価	46	—
追加の償却費－売上原価に計上される資産再編 ^(c)	14	7
実施費用（要約連結損益計算書上） ^(d) ：		
売上原価	40	46
販売費、IT関連費及び一般管理費	91	20
研究開発費	102	62
実施費用合計	233	128
買収及びコスト削減/生産性向上イニシアチブ関連費用合計	\$ 848	\$ 727

(a) 主にコスト削減イニシアチブを表している。バイオフィーマ・セグメントに関連する金額：（i）2026年6月28日をもって終了する6か月間における421百万ドルの費用（コスト基盤プログラムの再調整に係る費用464百万ドル及び売上原価削減プログラムによる控除52百万ドルを含む）、及び（ii）2025年6月29日をもって終了する6か月間における211百万ドルの費用（コスト基盤プログラムの再調整に係る費用562百万ドル及び売上原価削減プログラムによる控除412百万ドルを含む）。2025年の「従業員解雇」には、過去に計上された解雇給付未払金の見積り修正が含まれる。これらの修正は主に予想を上回る自主退職によるものである。

(b) 取得した事業を統合するのに直接要した外部の追加的な費用を表しており、主にコンサルティングやシステム及びプロセスの統合に関する費用、並びにその他の適格費用などである。

(c) 事業再編に伴う資産の見積耐用年数の変更による影響を表している。

(d) 買収に関連しないコスト削減/生産性向上イニシアチブの実行に直接関連した追加的な費用を表している。

以下は再編費用に係る引当金の構成及びその変動をまとめたものである。

	(単位：百万ドル)			
	従業員解雇費用	減損損失	撤退費用	引当金残高
2025年12月31日における残高 ^(a)	\$ 1,783	\$ —	\$ 127	\$ 1,910
引当額	369	82	17	468
使用及びその他 ^(b)	(577)	(82)	(36)	(695)
2026年6月28日における残高 ^(c)	\$ 1,575	\$ —	\$ 107	\$ 1,682

(a) 「その他の流動負債」(14億ドル)及び「その他の非流動負債」(466百万ドル)に含まれている。

(b) 「その他」には、為替換算調整勘定が含まれており、当該金額は要約連結財務諸表において重要なものではない。

(c) 「その他の流動負債」(972百万ドル)及び「その他の非流動負債」(710百万ドル)に含まれている。

注記4 その他の（収益）費用—純額

「その他の（収益）費用—純額」の構成は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間
受取利息	\$ (228)	\$ (299)
支払利息	1,336	1,308
支払利息（純額）	1,108	1,009
持分証券に係る期中に認識された（収益）費用（純額）	46	295
勤務費用を除く純期間給付費用（収益）	(155)	(260)
特定の法的事項に係る費用（純額） ^(a)	1,033	564
特定の資産に対する減損損失 ^(b)	4,325	317
ヴィーブ社への投資の売却益（純額） ^(c)	(1,870)	-
条件付対価負債の公正価値変動額 ^(d)	550	42
その他（純額） ^(e)	(460)	(275)
その他の（収益）費用—純額	\$ 4,577	\$ 1,692

(a) 2026年度上半期及び2025年度上半期は主に特定の製造物責任及びその他の法的費用を含む。

(d) 2026年度上半期はバイオファーマ・セグメントに関連する無形資産の減損損失を反映しており、内訳は以下のとおりである。(i) 仕掛研究開発資産の減損38億ドル（転移性非扁平上皮型非小細胞肺癌（NSCLC）の2次治療となるシグボタツグ・ベドチン（sigvotatug vedotin）の第3相試験に関連する）、及び(ii) オキシブリタ（voxelotor）の開発された技術権525百万ドル（2026年7月にFDAと連携してデータや分析の評価を協議した結果、米国市場にオキシブリタを再投入する実現可能な道筋はないと判断されている）。2025年度上半期は主にバイオファーマ・セグメントに関連する無形資産の減損損失210百万ドルが含まれる。これは第2相段階の耐用年数を確定できないライセンス供与された資産に関するもので、ライセンス供与先によって開発が中止されている。

(c) 注記2Cを参照。

(d) 2025年度の報告書様式10-Kの注記1D及び16D、並びに本報告書の注記7Aを参照のこと。

(e) 2026年度上半期は主に、当社がこれまで行ったヴィーブ社への投資に対する配当収入180百万ドルを含む。2025年度上半期は主に、当社がこれまで行ったヴィーブ社への投資に対する配当収入111百万ドルを含む。

2026年度に減損処理された無形資産に関する追加情報は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)				
	公正価値 ^(a)				2026年6月28日をもって終了する6か月間
	金額	レベル1	レベル2	レベル3	減損損失
仕掛研究開発資産 ^(b)	5,600	-	-	5,600	3,800
開発された技術権 ^(b)	-	-	-	-	525
合計	\$ 5,600	\$ -	\$ -	\$ 5,600	\$ 4,325

(a) 当該資産は継続的に公正価値で測定されないため、公正価値は減損された当該資産の減損処理日現在の残存公正価値を表示している。2025年度の報告書様式10-Kの注記1Eも参照のこと。

(b) 2026年度に公正価値まで減額された無形資産を反映している。公正価値はインカム・アプローチ、具体的には多期間超過収益法（別名：割引キャッシュ・フロー法）を用いて算定されている。資産の全ての予想キャッシュ・フロー（純額）に対して資産ごとの割引率を適用し、正味現在価値の金額を算出した。この方法特有の重要な見積り及び仮定としては、予想キャッシュ・フロー（純額）の発生時期及び金額（競争要因や法律及び（または）規制上の要因による製品に対する予想される影響を含む）、進行中の臨床試験の技術的及び規制上の成功確率（PTRS）に関する仮定、予想キャッシュ・フロー特有の様々なリスクを反映した割引率、予想キャッシュ・フローの地理的多様性を勘案した税率が挙げられる。

識別可能無形資産に関する詳細については、注記9を参照のこと。

注記5 税金

A. 継続事業利益（損失）に係る税金

当社の継続事業に係る実効税率は、2026年度上半期は2.1%、2025年度上半期は-0.8%であった。2025年度上半期と比較して2026年度上半期の実効税率が上昇したのは主に、税務管轄地別の所得構成比の変化のほか、有利な国際税務に関する問題の解決が発生しなかったことによるものである。

当社は2018年度の米国連邦連結所得税申告書の申告において、1986年以降留保された海外所得の本国送金税に係る負債（一括課税負債）として当初見積られた150億ドルについて、2026年までの8年にわたる支払いを選択した。本負債の最終回となる8回目の支払いは2026年4月15日の支払期日までに行われた。

当社の法人所得税支払額（還付額相殺後）については、2025年度の報告書様式10-Kの注記5Aを参照のこと。

B. 税金に係る偶発事象

当社は多くの税務管轄地において法人税の課税対象となっており、法人税に関連する資産及び負債の計上にあたっては、一定の見積りが必要となる。当社における全ての税務ポジションは、各税務管轄の税務当局から調査の対象となる。税務調査は複雑な事象や解釈、判断が絡むことがあり、特に交渉や訴訟による場合は解決に数年を要する場合もある。

米国は当社の主要な税務管轄地の一つであり、定期的に米国内国歳入庁（IRS）の税務調査を受けている。2019年から2022年の税務年度は現在、IRSによる税務調査中である。2023年から2026年の税務年度についてはいまだ税務調査が行われていない。その他全ての税務年度については終了している。また当社は一部の主要な税務管轄地において、2016年度まで遡って現在調査中の税務年度が存在し、特定の関連する調査、不服申立及び審査が行われている。

当社の2025年度の報告書様式10-Kの注記5Dを参照のこと。

C. その他の包括利益（損失）に係る税金費用（収益）

「その他の包括利益（損失）に係る税金費用（収益）」の構成には以下が含まれる。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日をもって 終了する6か月間	2025年6月29日をもって 終了する6か月間
為替換算調整勘定（純額） ^(a)	\$ 112	\$ (372)
デリバティブに係る未実現利益（損失）（純額）	16	(82)
当期純利益（損失）に含められた（利益）損失に係る組替調整額	7	(87)
	23	(169)
売却可能有価証券に係る未実現利益（損失）（純額）	(2)	17
当期純利益（損失）に含められた（利益）損失に係る組替調整額	5	9
	3	26
過去勤務費用及びその他の償却に係る組替調整額（純額）	(3)	(13)
過去勤務費用及びその他の縮小に係る組替調整額（純額）	(1)	(10)
	(5)	(23)
その他の包括利益（損失）に係る税金費用（収益）	\$ 134	\$ (538)

(a) 当社が永久的に保有することが予想される海外の子会社投資に係る為替換算調整勘定については、税金は考慮されていない。

注記6 その他の包括損失累計額（非支配持分を除く）

以下は「その他の包括損失累計額」（税引後）の変動の構成をまとめたものである。

（単位：百万ドル）

	未実現利益（損失）（純額）			年金制度		その他の 包括利益 （損失） 累計額
	為替換算 調整勘定 (a)	デリバティブ	売却可能 有価証券	過去勤務（費 用）収益及び その他		
2026年1月1日現在の残高	\$ (7,796)	\$ (321)	\$ (28)	\$ 75		\$ (8,069)
その他の包括利益（損失） ^(b)	785	60	20	(13)		852
2026年6月28日現在の残高	\$ (7,011)	\$ (261)	\$ (7)	\$ 62		\$ (7,218)

(a) 非支配持分に帰属する為替換算調整勘定を含まない。

(b) 為替換算調整額には、純投資ヘッジプログラムの影響に関連した純利益（損失）が含まれている。

注記7 金融商品

A. 公正価値評価

公正価値ヒエラルキーレベルごとに公正価値で継続的に評価される金融資産及び金融負債

					(単位:百万ドル)			
2026年6月28日					2025年12月31日			
	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3
金融資産:								
短期投資								
公正価値が容易に算定できる持分証券 ^(a)	\$ 1,630	\$ -	\$ 1,630	\$ -	\$ 2,596	\$ -	\$ 2,596	\$ -
売却可能負債証券:								
政府発行債 (米国以外)	3,989	-	3,989	-	4,859	-	4,859	-
政府発行債 (米国)	1,909	-	1,909	-	3,030	-	3,030	-
社債及びその他	1,384	-	1,384	-	1,294	-	1,294	-
	7,281	-	7,281	-	9,183	-	9,183	-
短期投資合計	8,911	-	8,911	-	11,779	-	11,779	-
その他の流動資産								
デリバティブ資産:								
金利契約	5	-	5	-	-	-	-	-
為替予約	466	-	466	-	416	-	416	-
その他の流動資産合計	471	-	471	-	416	-	416	-
長期投資								
公正価値が容易に算定できる持分証券 ^(b)	551	551	-	-	642	642	-	-
売却可能負債証券:								
政府発行債 (米国以外)	-	-	-	-	1	-	1	-
社債及びその他	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	1	-	1	-
長期投資合計	551	551	-	-	642	642	1	-
その他の非流動資産								
デリバティブ資産:								
金利契約	21	-	21	-	52	-	52	-
為替予約	164	-	164	-	64	-	64	-
デリバティブ資産合計	185	-	185	-	116	-	116	-
保険契約 ^(c)	1,073	-	1,073	-	999	-	999	-
その他の非流動資産合計	1,258	-	1,258	-	1,115	-	1,115	-
資産合計	\$ 11,191	\$ 551	\$ 10,640	\$ -	\$ 13,953	\$ 642	\$ 13,311	\$ -
金融負債								
その他の流動負債								
デリバティブ負債:								
金利契約	\$ 9	\$ -	\$ 9	\$ -	\$ 16	\$ -	\$ 16	\$ -
為替予約	225	-	225	-	412	-	412	-
条件付対価負債 ^(d)	96	-	-	96	95	-	-	95
その他の流動負債合計	330	-	234	96	523	-	428	95
その他の非流動負債								
デリバティブ負債:								
金利契約	277	-	277	-	215	-	215	-
為替予約	770	-	770	-	815	-	815	-
条件付対価負債 ^(d)	2,163	-	-	2,163	1,695	-	-	1,695
その他の非流動負債合計	3,211	-	1,048	2,163	2,725	-	1,030	1,695
負債合計	\$ 3,541	\$ -	\$ 1,281	\$ 2,259	\$ 3,248	\$ -	\$ 1,458	\$ 1,790

- (a) 主に米国債及び政府発行債に投資されるマネーマーケットファンドを含む。
- (b) 2026年6月28日現在における長期持分証券120百万ドル及び2025年12月31日現在における長期持分証券146百万ドルは、米国非適格従業員給付制度のための制限付信託により保有されているものである。
- (c) 複数の米国非適格従業員給付制度のための制限付信託において保持されている生命保険契約が含まれている。これらの契約の基礎となる運用資産は市場性のある有価証券であり、公正価値で計上され、公正価値の変動は「その他の（収益）費用－純額」で認識される（注記4を参照）。
- (d) メツェラ社の買収及び過去に行った一部の企業結合に関連する条件付対価の公正価値が含まれる。公正価値の見積りは、確率加重割引キャッシュ・フロー法により算定されている（条件付対価負債に関する詳細については、2025年度の報告書様式10-Kの注記1D及び16D、並びに本報告書の注記2Aを参照）。

重要かつ観察不能なインプットを使用して評価された、条件付対価負債の変動は以下のとおりである。

(単位:百万ドル)

	2026年6月28日をもって 終了する6か月間	2025年6月29日をもって 終了する6か月間
公正価値（期首）	\$ 1,790	\$ 517
見積公正価値の変動 ^(a)	550	42
増加	-	-
決済及びその他	(81)	(51)
レベル3への（からの）移行	-	-
公正価値（期末）	\$ 2,259	\$ 508

(a) 「その他の（収益）費用－純額」に計上されている。注記4を参照。2026年度上半期の金額は主にメツェラ社買収に関連している。

継続的に公正価値で評価されていない金融資産と金融負債

1年以内返済分を除く長期債務の帳簿価額は、2026年6月28日現在600億ドルであり、2025年12月31日現在620億ドルであった。マーケットアプローチ及びレベル2のインプットを使用した当該債務の見積公正価値は、2026年6月29日現在580億ドルであり、2025年12月31日現在600億ドルであった。

継続的に公正価値で評価されていない満期保有目的負債証券、非上場持分証券、長期債権及び短期借入債務については、2026年6月28日時点及び2025年12月31日時点において見積公正価値と帳簿価額との間に重要な差異は生じていない。当社の満期保有目的負債証券及び短期借入債務の公正価値測定は、レベル2のインプットに基づいている。当社の長期債権及び非上場持分証券の公正価値測定はレベル3のインプットに基づいている。

B. 投資

短期及び長期投資の合計

以下は、当社の投資を分類ごとにまとめたものである。

(単位：百万ドル)			
		2026年6月28日	2025年12月31日
短期投資			
公正価値が容易に算定できる持分証券	\$	1,630	\$ 2,596
売却可能負債証券		7,281	9,183
満期保有目的負債証券		1,811	675
短期投資合計	\$	10,723	\$ 12,454
長期投資			
公正価値が容易に算定できる持分証券 ^(a)	\$	551	\$ 642
売却可能負債証券		-	1
満期保有目的負債証券		49	48
原価法で評価している非上場持分証券 ^(a)		718	696
持分法投資		241	235
長期投資合計	\$	1,559	\$ 1,621

(a) ライフサイエンス事業への投資を示している。

負債証券

当社の負債性投資のポートフォリオは、多様な政府、企業及び金融機関が発行した投資適格の負債証券で構成されている。

(単位：百万ドル)											
2026年6月28日								2025年12月31日			
未実現総額				償還期限 (年)				未実現総額			
償却原価	利益	損失	公正価値	1年以内	1年超 5年以内	5年超		償却原価	利益	損失	公正価値
売却可能負債証券											
政府発行債 (米国以外)	\$ 3,997	\$ 4	\$ (12)	\$ 3,989	\$ 3,989	\$ -	\$ -	\$ 4,890	\$ 3	\$ (34)	\$ 4,859
政府発行債 (米国)	1,909	-	-	1,909	1,909	-	-	3,030	-	-	3,030
社債及びその他	1,383	1	-	1,384	1,384	-	-	1,295	-	(1)	1,294
満期保有負債証券											
社債、定期預金 及びその他	865	-	-	865	817	9	39	487	-	-	487
政府発行債 (米国以外)	996	-	-	996	994	-	1	236	-	-	236
負債証券合計	\$ 9,150	\$ 5	\$ (13)	\$ 9,142	\$ 9,093	\$ 9	\$ 40	\$ 9,938	\$ 3	\$ (35)	\$ 9,906

これらのポートフォリオに関して、予想されるいかなる信用損失も当社の財務諸表に重要な影響を及ぼさない。

持分証券

報告日時点で保有する持分証券（持分法投資を除く）に係る当期中の未実現（利益）損失は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日をもって 終了する6か月間	2025年6月29日をもって 終了する6か月間
持分証券に係る当期中に認識された（利益）損失（純額） (a)	\$ 46	\$ 295
当期中に売却した持分証券に係る当期中に認識された （利益）損失（純額）（控除）	(22)	(934)
報告日時点で保有している持分証券に関する当期中の未実 現（利益）損失（純額）	\$ 68	\$ 1,230

(a) 「その他の（収益）費用－純額」に計上されている。注記4を参照。

未実現（利益）損失（純額）には公正価値が容易に算定できない持分証券に係る観察可能な価格の変動が含まれる。2026年6月28日現在、累積減損損失及び下方修正額として469百万ドル並びに上方修正額として225百万ドルがあり、減損損失額、下方修正額及び上方修正額は2026年度上半期及び2025年度上半期において重要な影響はない。

C. 短期借入債務

短期借入債務には以下のものが含まれている。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日	2025年12月31日
1年以内返済予定長期債務（元本）	2,607	3,000
その他の短期借入債務（元本）(a)	94	157
短期借入債務合計（元本）	2,701	3,157
未償却のディスカウント、プレミアム及び債務発行費用 （純額）	(2)	(3)
「短期借入債務（1年以内返済予定長期債務を含む）」 合計（発生時入金額で評価、調整額を含む）	\$ 2,699	\$ 3,154

(a) 主に現金担保が含まれている。注記7Fを参照。

D. 長期債務

当社の優先無担保長期債務の元本合計及び長期債務表示額への調整の概要は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日	2025年12月31日
長期債務元本合計	\$ 60,265	\$ 61,293
ヘッジ会計及びパーチェス法による会計処理に関連した公正価値の調整額（純額）	695	834
未償却のディスカウント、プレミアム及び債務発行費用（純額）	(465)	(486)
長期債務合計（発生時入金額で評価、調整額を含む）	\$ 60,495	\$ 61,641

E. デリバティブ金融商品及びヘッジ活動

為替リスク

海外関係会社の売上高、損益、及び純投資の大部分は為替リスクにさらされている。為替リスクが他のエクスポージャーによって相殺されない場合、当社は為替リスクを、主にデリバティブ金融商品及び外貨建負債の利用を通じて管理している。これらの金融商品は、他国通貨への換算の結果としての純利益への影響や、現地通貨建の特定取引の米ドル建換算による影響を緩和することに寄与している。

デリバティブ金融商品は、主として、ユーロ、英ポンド、中国人民元、日本円、カナダドル及びスウェーデンクローナの為替エクスポージャーをヘッジまたは相殺しており、最大2年間ヘッジされる外貨建てのグループ会社間の予想製品売上の一部が含まれる。当社は在外企業体の純投資における潜在的な減少に対して防衛手段を試みる場合もある。

金利リスク

当社の利付投資、借入金は金利リスクにさらされている。ヘッジ対象の公正価値の変動に対するエクスポージャーを固定金利によりヘッジ若しくは相殺するため、または変動金利の負債若しくは投資を固定金利に転換するために、当社では、市況に応じて、金利スワップなどのデリバティブを利用することにより負債または投資の構成を変更することもある。デリバティブは、主に米ドル建固定金利負債をヘッジする。

以下は、デリバティブ金融商品の公正価値と想定元本額をまとめたものである。

(単位:百万ドル)												
	2026年6月28日						2025年12月31日					
	想定元本	公正価値		想定元本	公正価値							
		資産	負債		資産	負債						
ヘッジ手段に指定されるデリバティブ												
為替予約取引 ^(a)	\$	24,077	\$	488	\$	845	\$	22,984	\$	325	\$	1,066
金利予約取引		9,245		26		286		6,750		52		230
				515		1,132				377		1,296
ヘッジ手段に指定されないデリバティブ												
為替予約取引	\$	15,709		142		150	\$	22,777		155		162
合計			\$	656	\$	1,281			\$	532	\$	1,458

(a) 当社のグループ会社間の予想製品売上をヘッジする為替予約取引の想定元本金額は、2026年6月28日時点で49億ドル、2025年12月31日時点で50億ドルである。

以下は、営業活動における為替リスクや金利リスクへのエクスポージャーをヘッジまたは相殺するために生じた損益に係る情報をまとめたものである。

(単位：百万ドル)							
	OIDとして認識された利益 (損失) ^(a)		OCIとして認識された利益 (損失) ^(a)		OCIからOIDとCOSに振替えら れた利益 (損失) ^(a)		
	2026年6月28 日をもって終 了する 6か月間	2025年6月29 日をもって終 了する 6か月間	2026年6月 28日をもって 終了する 6か月間	2025年6月29 日をもって終 了する 6か月間	2026年6月28 日をもって終 了する 6か月間	2025年6月29 日をもって終 了する 6か月間	
キャッシュ・フロー・ヘッ ジに関連するデリバティブ:							
金利契約	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	-
為替予約取引 ^(b)	-	-	61	(427)	(22)	387	
有効性テストから除外さ れ、損益として償却され る金額 ^(c)	-	-	24	32	24	32	
公正価値ヘッジに関連する デリバティブ:							
金利契約	(96)	215	-	-	-	-	
ヘッジ対象	93	(215)	-	-	-	-	
純投資ヘッジに関連する デリバティブ:							
為替予約取引	-	-	410	(1,361)	-	-	
有効性テストから除外さ れ、損益として償却され る金額 ^(c)	-	-	54	148	113	93	
純投資ヘッジに関連する 非デリバティブ商品: ^(d)							
外貨建て短期借入債務	-	-	25	-	-	-	
外貨建て長期債務	-	-	(2)	(101)	-	-	
ヘッジとして指定されない デリバティブ:							
為替予約取引	(44)	88	-	-	-	-	
	\$ (46)	\$ 88	\$ 572	\$ (1,709)	\$ 115	\$ 512	

(a) OID=「その他の(収益)費用ー純額」は要約連結損益計算書の「その他の(収益)費用ー純額」に含まれている。COS=「売上原価」は要約連結損益計算書の「売上原価」に含まれている。OCI=「その他の包括利益(損失)」は要約連結包括利益計算書に含まれている。

(b) OCIからCOSへの振替額は、以下のとおり。

- ・2026年度上半期における純損失20百万ドル
- ・2025年度上半期における純利益93百万ドル

残額はOCIからOIDに振替えられた。変動する四半期末の為替レートを基に、当社は今後12か月以内に税引前利益72百万ドルを収益に振替えることを想定している。当社の将来の為替相場の変動に対する当社のエクスポージャーをヘッジする為替契約で、最も長期にわたるものは約17年間にわたり、外貨建債務に係るものである。

(c) OCIからの振替額はOIDに振替えられている。

(d) 長期債務は純投資ヘッジにおいて利用されている外貨建借入債務を含んでいる。長期債務の帳簿価額は2026年6月28日及び2025年12月31日現在、それぞれ856百万ドル及び879百万ドルであった。

以下は、当社の長期債務に対する公正価値ヘッジの累積ベース調整額をまとめたものである。

(単位：百万ドル)

	2026年6月28日			2025年12月31日		
	帳簿価額に対する公正価値 ヘッジ調整額の増加（減少） の累計額			帳簿価額に対する公正価値 ヘッジ調整額の増加（減少） の累計額		
	ヘッジ対象と なっている資 産／負債の帳簿 価額 (a)	継続中のヘッジ 関係	中止された ヘッジ関係	ヘッジ対象と なっている資 産／負債の帳簿 価額 (a)	継続中のヘッジ 関係	中止された ヘッジ関係
長期債務	\$ 8,688	\$ (256)	\$ 785	\$ 7,110	\$ (163)	\$ 821

(a) 帳簿価額は公正価値ヘッジ調整の累計額を含まない。

F. 信用リスク

売掛金残高の大部分は医薬品卸売業者に対する債権である。重要な顧客に関連する売掛金の詳細については、当社の2025年度の報告書様式10-Kの注記17Cを参照のこと。

2026年6月28日現在、当社のポートフォリオにおいて最大の投資エクスポージャーは主に米国政府マネーマーケットファンド、並びに米国、英国、ドイツ及び日本が発行している国債で構成されている。

金融機関とのデリバティブ契約について、当社は相手先の契約不履行による重要な損失の発生は見込んでいない。デリバティブ取引は、国際スワップ・デリバティブ協会の基本契約、及び当該契約に付属するクレジット・サポート・アネックス（CSA、エクスポージャーのレベルにより日々の引き渡し担保を求め信用極度額をゼロとする規定を含む）に基づいて行われている。そのため、信用リスクは個別の金融機関に過度に集中していない。2026年6月28日現在、正味未払ポジションにあるデリバティブの公正価値総額は880百万ドルであり、当社は935百万ドルを担保に提供しており、対応する金額は「短期投資」に計上している。2026年6月28日現在、正味未収ポジションにあるデリバティブの公正価値の総額は109百万ドルであり、当社は90百万ドルの担保を受け入れており、対応する金額は「短期借入債務（1年以内返済予定長期債務を含む）」に計上している。

注記 8 その他の財務情報**A. 棚卸資産**

以下は「棚卸資産」の構成をまとめたものである。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日	2025年12月31日
製品	\$ 3,887	\$ 4,113
仕掛品	5,160	5,634
材料及び貯蔵品	898	907
棚卸資産合計	\$ 9,945	\$ 10,654
上記に含まれていない非流動棚卸資産 ^(a)	\$ 2,419	\$ 2,370

(a) 「その他の非流動資産」に含まれている。当社における現在の見積り及び仮定を踏まえると、これらの棚卸資産の金額の回収可能性に関して問題はない。

B. サプライヤー・ファイナンス・プログラムの義務

当社は複数の金融機関との任意のサプライチェーン・ファイナンス契約を保持している。契約に基づいてプログラムに参加しているサプライヤーは、ファイザー社に対する売掛債権を金融機関に売却することを任意に選択できる。2026年6月28日及び2025年12月31日現在、当該ファイナンス契約を締結しているサプライヤーに対する当社の買掛金残高はそれぞれ、545百万ドル及び574百万ドルであった。

注記9 識別可能無形資産（純額）及びのれん

A. 識別可能無形資産

以下は「識別可能無形資産」の構成をまとめたものである。

	2026年6月28日			2025年12月31日		
	償却累計額控 除前帳簿価額	償却 累計額	識別可能無形 資産（純額）	償却累計額控 除前帳簿価額	償却 累計額	識別可能無形 資産（純額）
<u>耐用年数を確定できる無形資産：</u>						
開発された技術権 ^(a)	\$ 100,799	\$ (72,512)	\$ 28,287	\$ 100,630	\$ (70,172)	\$ 30,458
ブランド	1,035	(1,035)	-	1,035	(1,035)	-
ライセンス契約及びその他	2,364	(1,378)	986	2,341	(1,289)	1,052
	104,198	(74,925)	29,273	104,006	(72,496)	31,510
<u>耐用年数を確定できない無形資産：</u>						
仕掛研究開発 ^(a)	17,320		17,320	21,760		21,760
ライセンス契約及びその他 ^(b)	460		460	460		460
	17,780		17,780	22,221		22,221
識別可能無形資産合計 ^(c)	\$ 121,978	\$ (74,925)	\$ 47,053	\$ 126,227	\$ (72,496)	\$ 53,731

(a) 2026年6月28日現在の償却累計額控除前簿価額は、仕掛研究開発資産の減損38億ドル及び開発された技術権525百万ドルによるものである（注記4参照）。また、償却累計額控除前簿価額は、ツカイザ（tucatinib）の仕掛研究開発から開発された技術権に移された580百万ドルも反映している。

B. のれん

2026年度第1四半期にバイオフーマ事業セグメント内の商業構造の組織変更を行ったため（注記13Aを参照）、影響を受けた報告ユニットに当社ののれんを再配分することが要求される。のれんの再配分は、当社の旧組織体制及び新組織体制における各報告ユニット並びに移管対象部分の公正価値の算定等を必要とする複雑なプロセスである。のれんの再配分は当事業年度中に完了する予定である。のれんは引き続き、全額バイオフーマ報告セグメントに割り当てられる。

注記10 年金及び退職後給付制度

以下は純期間給付費用（収益）をまとめたものである。

（単位：百万ドル）

	年金制度				退職後給付制度	
	米国		海外			
	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間
勤務費用	\$ -	\$ -	\$ 49	\$ 50	\$ 8	\$ 8
利息費用	253	265	149	143	14	13
期待運用収益	(374)	(368)	(164)	(161)	(31)	(28)
過去勤務費用（収益）の償却費	-	-	2	2	(16)	(57)
数理計算上の差異（利益）損失	4	-	8	-	-	-
年金制度の縮小	-	-	(3)	(9)	(7)	(59)
特別な雇用終了給付	-	-	9	-	-	-
収益に計上された純期間退職給付費用（収益）	\$ (116)	\$ (102)	\$ 50	\$ 26	\$ (32)	\$ (123)

勤務費用を除く純期間給付費用（収益）は主に「その他の（収益）費用－純額」に含まれている（注記4を参照）。

2026年6月28日をもって終了する6か月間、当社は一般資産から、84百万ドル及び100百万ドルを米国年金制度、海外年金制度にそれぞれに拠出した。これらには、雇用者の直接的な給付支払額が含まれている。

注記11 普通株主に帰属する普通株式一株当たり利益

「一株当たり利益」について、計算の詳細は以下のとおりである。

(単位：百万ドルまたは百万株)

	2026年6月28日を もって終了する 6か月間	2025年6月29日を もって終了する 6か月間
一株当たり利益 分子：		
ファイザー社普通株主に帰属する継続事業利益	\$ 2,444	\$ 5,852
非継続事業－税引後	(5)	25
ファイザー社普通株主に帰属する当期純利益	\$ 2,440	\$ 5,877
一株当たり利益 分母：		
加重平均発行済普通株式数－基本的	5,695	5,680
潜在的普通株式	38	28
加重平均発行済普通株式数－希薄化後	5,733	5,708
希薄化効果がない潜在的普通株式 ^(a)	11	12

(a) この潜在的普通株式は表示されている期間において存在しているが、希薄化効果がないため、各期間ともに希薄化後一株当たり利益（損失）の算定には含めていない。

[前へ](#)

[次へ](#)

注記12 偶発事象及び特定のコミットメント

当社及び当社の一部の子会社は、税務的及び法律的偶発事象、保証及び免責を含め、通常の事業の過程において生じる多数の偶発事象の対象となっている。以下は当社の法律的偶発事象、保証及び免責について記載したものである。当社の税金に係る偶発事象については、注記5Bを参照のこと。

A. 訴訟

当社の法律的な偶発事象には、以下が含まれるがこれらに限定されない。

- ・ 様々な製品、製法又は投与形態に関する特許の保護範囲及び/又は有効性に対する申立てに関わる特許訴訟。不利な結果は、製品に対する特許保護を喪失させ、製品からの収益が大幅に減少し、又は関連資産価値の減損を招くおそれがある。当社は、これらほとんどの訴訟において原告となっている。
- ・ とりわけ人身傷害、消費者への不適切行為、FDA認可外の販売促進、証券、独占禁止法及び契約違反を含む、製造物責任及びその他の現在若しくは過去の製品に関する製品関連訴訟。これは、医学的因果関係、ラベル警告及び当該警告への依存、科学的証拠及び発見、実際に立証可能な被害、並びにその他の事項に関連する極めて複雑な問題を伴う場合が多い。
- ・ 商事及びその他の断定されていた若しくは断定されていない事項。これは、買収、ライセンス、知的財産権、共同研究又は共同販促関連の申立て及び製品価格設定に関する申立て、並びに環境に関する申立て及び法的手続きを含み、案件ごとに異なる複雑性を伴う可能性がある。
- ・ 米国及びその他の法域における国、州及び地方の政府機関による医薬品会社への広範囲にわたる規制に関連した政府調査。

これらの一部の偶発事象により、費用の増加、並びに/又は（相当な額となる可能性の）損害賠償、ロイヤリティの支払い、罰金及び/若しくは民事罰、並びに/又は刑事責任を含む、損失が生じる可能性がある。

当社は、当社が被告である問題における当社の主張及び防御は十分であると考えているが、訴訟は本質的に予測不可能であり、厳しい評決が下される。当社は、その諸問題のいずれによっても、当社の財政状態に著しく不利な影響が及ぶとは考えていない。しかしながら、当社は、判決を受け、和解に合意し、又は事項の判決に対する当社の予想を修正する可能性があり、その結果、当社の経営成績、及び/又は当該金額の未払計上又は支払いを行った期間のキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、発生が想定されかつ合理的に見積もり可能な損失について、未払計上を行っている。当社の偶発事象の実質上全てが、重要な不確実性にさらされるため、損失の可能性及び/又は損失の測定の判断は複雑となる。したがって、未払計上額を超える潜在的損失の範囲を見積もることは不可能である。当社の評価は、将来の事象及び不確実性について行う一連の複雑な判断により行われ、経営陣が合理的であるとみなした見積もり及び仮定に基づいているが、それらは、不完全又は不正確と判明する可能性があり、また、予想外の事象及び状況が生じ、当社は、それらの見積もり及び仮定を変更せざるを得なくなる可能性がある。

法律及び環境に関する偶発事象に対して計上した金額は、将来の事象及び不確実性に関する一連の複雑な判断によることができ、見積もり及び仮定に大きく依存し得る。政府機関が当事者となっている環境法に基づく訴訟について、当社は、政府による潜在的又は実際の金銭的制裁額が100万ドルを超えるかを基準とする開示基準を採用した。

当社が当事者となっている係属中の重要な案件は、下記のとおりである。係属中の案件が重要な案件か否かを判断するにあたり、当社は、特に、特定されていれば求められる損害賠償金額及びその他の救済措置の性質、申立ての法的根拠及び当社の抗弁が容れられる見込に対する見解、訴訟がクラスアクションである若しくはそれを意図するものであるか否か及び認証されていない場合、裁判所がクラスを認証する見込みについての当社の見解、法的手続きが係属中である法域、関連訴訟が広域訴訟に移送されたかどうか、当社又は当社の知る限りにおいて他社が行っている類似した法的手続きの実績、当社の財務諸表の読者が入手可能な情報を全て考慮した上で、訴訟の開示が当社の財務諸表に関する読者の判断を変えるか否かを含め、訴訟の開示が当社の財務諸表の読者にとって重要であるか、当社の評判に対する法的手続きの潜在的影響、並びに案件に対する一般の関心の程度といった、重要性評価のための定量的及び定性的要因の両方を考慮する。さらに、当社は、当社が原告である特許案件について、特に問題の特許により保護されている製品の財務的重要性を考慮する。下記に記載する案件には、未払計上額を超える潜在的損失の可能性はほとんどないと経営陣が考えているものも含まれる。

A1. 訴訟 - 特許訴訟

当社は、下記を含むがそれに限定されない当社の特許（又は当社がライセンス又は共同販促権を有する、当社の提携/ライセンス・パートナーの特許）に関する訴訟に関与している。当社は、当社の製品（又は当社がライセンス又は共同販促権を有する、かつ当社が当事者である場合若しくは当事者ではない場合の、当社の提携/ライセンス・パートナーの製品）、製法又は剤型を対象とする特許が無効である及び/又はジェネリック医薬品メーカーの製品を対象としていないという、ジェネリック医薬品メーカーによる申立てに直面している。また、様々な個別の訴訟に加え、一部の製品に関する特許権の請求事項又は特許権を行使しようとする試みが不正競争及び/又は独占禁止法に違反していると主張して、反訴も提起されている。下記に記載する米国における特許に対する申立てのみならず、その他様々な法域においても、一部の当社製品又は当社の提携/ライセンス・パートナーの製品に対する特許権について、訴訟が提起されている。当社の提携又はライセンス・パートナーのいくつかは、米国以外の法域において自社の特許権の有効性について申立てに直面している。例えば、BMSは一部の米国外の法域において、エリキュースに関する特許上の異議申立てに直面している。これらの問題に対する不利な判断は、当社の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、様々な法域において、特許損害賠償訴訟の当事者でもあり、これによりジェネリック医薬品メーカー、支払人、政府又はその他当事者が、彼らの申立てによるとジェネリック医薬品業界への参入を遅れさせたとして、当社に損害賠償を求めている。

当社はまた、米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁若しくはその他の海外担当組織における、当事者系レビュー、付与後異議申立て、再審査又は異議申立て手続などのその他訴訟、並びに当社の又は他社の知的財産権に関連する訴訟手続き（当社が開始した当該権利に対する異議申立てを含む。）にもしばしば関係している（又は影響を受ける場合がある）。また、かかる訴訟において当社の特許の一つ又は当社の独占権の一つ（又は当社の提携/ライセンス・パートナーの特許/権利の一つ）が無効であるとされた場合、ジェネリック製品又は競合する製品が市場に導入され、結果として当社の既存製品の売上げを侵食する可能性がある。例えば、2026年4月、Teva GmbHは、タファミジス後発医薬品に係る販売承認申請の審査受付を拒否したEMAの決定の取消しを求めてEMAに対する訴訟を提起しており、当該訴訟は現在も継続している。

当社はまた、1乃至複数の第三者が当社の商業上又はその他活動によりその特許権が侵害されていると申立て、賠償請求及び/又は差止めによる救済を求めている特許訴訟の対象である。仮に市販されている当社の医薬品（又は当社がライセンス若しくは共同販促権を有する当社の提携/ライセンス・パートナーの医薬品）の一つが第三者の有効な特許権を侵害していると判明した場合、かかる第三者はかなりの金額の損害賠償若しくはロイヤリティーの支払いが認められる可能性、又は当社はかかる製品をその後販売ができなくなる可能性がある。当社又は当社の子会社の一つが第三者の有効な特許権を故意に侵害したと判明した場合、かかる損害賠償は3倍にも跳ね上がる可能性がある。

当社が原告となっている訴訟

ビンダケル—ビンダマックス（タファミジス/タファミジスメグルミン）

2023年以降、ジェネリック製薬会社数社が、タファミジスのカプセル（61mg）又はタファミジスメグルミンのカプセル（20mg）のジェネリック版の販売許可を求めるANDAをFDAに提出したことを当社に通知した。これらの会社は、ビンダマックス（タファミジス）及びビンダケル（タファミジスメグルミン）についてFDAのオレンジブックに記載されている特許の一部又は全部に異議申立てを行っている。スクリプス研究所（以下「スクリプス」という。）は、この製品を対象とする物質組成特許及び治療方法特許を所有しており、ファイザーが独占的ライセンシーである。ファイザーは結晶形特許を別途所有している。2023年より、当社及びスクリプスは、デラウェア州連邦地方裁判所において、当該特許の有効性及び侵害を主張して、ジェネリック医薬品申請者に対する特許侵害訴訟を提起した。2026年5月、当社は、Apotex Corp.を除く全てのジェネリック医薬品申請者との間で、ビンダマックス及びビンダケルに係る特許訴訟について和解した。追加の情報については、「A5.訴訟—2026年上半期中に解決した事項」を参照のこと。ビンダマックスに関するApotex Corp.との特許侵害訴訟は、デラウェア州連邦地方裁判所において現在も継続している。

Oxbryta (voxelotor)

2024年、Zydus Pharmaceuticals (USA) Inc.、Zydus Lifesciences Limited及びZydus Worldwide DMCC（以下、合わせて「ザイダス」という。）並びにMSN Pharmaceuticals Inc.及びMSN Laboratories Private Ltd.（以下、合わせて「MSN」という。）は、FDAのオレンジブックに記載されているOxbryta (voxelotor錠300mg、500mg及び/又は経口懸濁液）の特許の一部について、非侵害を理由に異議申立てを行い、voxelotor錠のジェネリック版の販売承認を求めてFDAにANDAを提出したと当社に個別に通知した。2024年、当社は、異議申立てを受けた特許の有効性及び侵害を主張して、両ジェネリック医薬品申請者に対する特許侵害訴訟をデラウェア州連邦地方裁判所に提起した。ザイダス及びMSNは、Oxbrytaに関する当社の物質組成特許又は治療方法特許に対して異議申立てを行っていない。2026年7月31日、当社は、Oxbrytaに係る新薬承認申請について自主的に取り下げる旨をFDAに通知した。

Nurtec（リメゲバント）

2024年より、複数のジェネリック医薬品メーカーは、FDAのオレンジブックに記載されているNurtec（リメゲバント口腔内崩壊錠Eq 75mg基剤）の特許の一部又は全部について、非侵害を主張し及び/又はその有効性に異議申立てを行い、リメゲバント口腔内崩壊錠のジェネリック版の販売承認を求めてFDAにANDAを提出したと当社に通知した。2024年5月、当社はデラウェア州連邦地方裁判所において、ジェネリック医薬品申請者全員に対する特許侵害訴訟を提起した。

イクスタンジ（エンザルタミド）

2024年より、ジェネリック製薬会社数社が、FDAのオレンジブックに記載されているイクスタンジに関する特許の一部又は全部に異議申立てを行い、イクスタンジのジェネリック版の販売承認を求めてFDAにANDAを提出したと当社及びアステラス社に通知した。2024年より、当社及びアステラス社はニュージャージー州米国連邦地方裁判所において、ジェネリック医薬品申請者に対し、当該特許の有効性及び侵害を主張する特許侵害訴訟を提起した。

サイバインコ（アプロシチニブ）

2026年3月、Micro Labs Limited及びMicro Labs USA, Inc.（以下総称して「Micro Labs」という。）、Changzhou Pharmaceutical Factory（以下「Changzhou」という。）並びにBiocon Limited、Biocon Pharma Limited及びBiocon Pharma, Inc.（以下総称して「Biocon」という。）は、アプロシチニブのジェネリック版を販売するための承認を求めてFDAにANDAを提出し、オレンジブックに掲載されている3件の特許全てに異議を申し立てた旨を当社に通知した。当社は2026年4月、争われている特許の侵害及び有効性を主張し、Micro Labs、Changzhou及びBioconに対する特許侵害訴訟をデラウェア州連邦地方裁判所に提起した。

当社が被告となっている訴訟

コミナティ（トジラメラン）

2022年、ModernaTX, Inc.（以下「モデルナTX」という。）及びModerna US, Inc.（以下「モデルナ」という。）は、コミナティが米国特許3件を侵害しているとして、金銭的損害賠償を求めて、ファイザー及びビオンテック社の複数の事業体をマサチューセッツ州地区連邦地方裁判所に提訴した。モデルナTXは、2022年3月7日以降に発生した侵害の疑いに対して損害賠償を求めている。2024年、当該訴訟は、係争対象となっているモデルナの特許2件について、その無効を求めて米国特許商標庁（USPTO）で進められている別個のIPR（*inter partes* review）手続の結論が出るまで中断されていた。2025年3月、米国特許商標庁は2つのモデルナ特許を無効とする決定を下した。

2022年、モデルナTXは、コミナティが2つの欧州特許を侵害しているとして、ファイザー及びビオンテック社の複数の事業体に対して、ドイツで特許侵害訴訟を提起した。2025年3月、ドイツの裁判所は主張された特許の侵害を認めたが、無効に関する判決は下されなかった。2022年、モデルナTXは、英国及びオランダにおいて、ファイザー及びビオンテック社の複数の事業体に対して、同じ2つの欧州特許について特許侵害訴訟を提起した。モデルナTXは、2022年3月7日以降に発生した侵害の疑いに対して損害賠償を求めている。2024年、英国裁判所は、2件の特許のうち1件を取り消した一方で、他の1件については有効であり侵害されていると認定した。これとは別に、欧州特許庁（EPO）も同じ特許について特許を取り消し、英国裁判所と同様に他方の特許の有効性を認めた。モデルナTXはまた、他の米国外の複数の法域において、ファイザー及びビオンテック社に対する追加の特許侵害訴訟を提起した。

2023年、Arbutus Biopharma Corporation（以下「アルブータス」という。）及びGenevant Sciences GmbH（以下「ジェネバント」という。）は、ファイザー及びビオンテック社の事業体に対し、コミナティ及びその製造が米国特許5件を侵害しているとして金額不特定の金銭賠償を求める訴訟をニュージャージー州連邦地方裁判所に提起した。ジェネバント/アルブータスとファイザー/ビオンテック社との間で、追加の特許侵害訴訟が、一定のその他の米国外の法域で継続中である。

2024年4月、GlaxoSmithKline Biologicals SA及びGlaxoSmithKline LLC（以下、合わせて「GSKグループ」という。）は、ファイザー及びビオンテック社の複数の事業体に対し、コミナティが米国特許5件を侵害しているとして金額不特定の金銭的賠償を求める訴訟をデラウェア州連邦地方裁判所に提起した。2024年8月、GSKグループは追加の米国特許3件を本件訴訟に追加した。2025年7月、GSKグループは、コミナティが欧州特許3件を侵害しているとして、ファイザー及びビオンテック社の複数の事業体をアイルランド及び統一特許裁判所に提訴した。2025年9月、ファイザー及びビオンテック社は、アイルランド及び統一特許裁判所の訴訟において主張されている3件の特許に関し、英国で特許無効訴訟を提起した。

2025年1月、Promosome LLCは、ファイザー及びビオンテック社の複数の事業体に対し、コミナティがフランス、ドイツ及びスウェーデンでのみ有効な欧州特許を侵害しているとして、フランス、ドイツ及びスウェーデンにおけるコミナティの製造及び販売に関して金額不特定の金銭的賠償を求める訴訟を統一特許裁判所ミュンヘン支部に提起した。2026年7月、裁判所は、Promosome LLCの特許は侵害されておらず、また無効であると認定する判断を示した。

2026年1月、Bayer Cropscience LLC、Monsanto Company及びMonsanto Technology, LLCは、ファイザー並びにビオンテック社、BioNTech Manufacturing GmbH及びBioNTech US Inc.に対して、コミナティが1件の米国特許を侵害しているとして、金額未特定の金銭的賠償を求める訴訟をデラウェア州連邦地方裁判所に提起した。

2026年7月、Translate Bio, Inc.、Translate Bio MA, Inc.、Sanofi Vaccines US Inc.及びVaxServe, Inc.（以下、総称して「Sanofi」という。）は、コミナティが8件の米国特許を侵害していると主張し、金額を特定しない金銭的損害賠償を求めて、ファイザー及びPharmacia & Upjohn Co. LLCに対する訴訟をニュージャージー州連邦地方裁判所に提起した。

パキロビッド

2022年、Enanta Pharmaceuticals, Inc.（以下「エナンタ」という。）は、当社に対して、パキロビッドの有効成分であるニルマトレルビルが2022年に発行された米国特許1件を侵害しているとして、金額不特定の金銭的賠償を求める訴訟を米国マサチューセッツ州連邦地方裁判所に提起した。2024年、連邦地方裁判所はファイザーの略式判決の申立てを認め、エナンタの特許を無効とする判決を下した。2026年6月、米国連邦巡回区控訴裁判所は、連邦地方裁判所の判決を支持した。

2025年8月、エナンタは、ファイザーに対し、パキロビッドの有効成分であるニルマトレルビルが2025年8月に発行された欧州特許1件を侵害しているとして、金額不特定の金銭的賠償を求める特許侵害訴訟を統一特許裁判所ミュンヘン地方部に提起した。

当社及び当社の提携/ライセンス・パートナーが関与する訴訟

Orgovyx（レルゴリクス）

2025年1月より、複数のジェネリック医薬品会社がFDAにレルゴリクス（Orgovyx）のジェネリック版の販売承認を求めるANDAを提出し、ファイザーにライセンス供与されているFDAのオレンジブックに記載されているOrgovyxに関する1つ以上の特許に異議申立てを行っていることを当社に通知した。2025年3月、当社は、Sumitomo Pharma Switzerland GBBH, Sumitomo Pharma America, Inc.、武田薬品及びTakeda Pharmaceuticals International AGと共同で、デラウェア州連邦地方裁判所にジェネリック医薬品会社に対する別々の特許侵害訴訟を提起し、特許侵害及び有効性を主張している。

エリキュース（アピキサバン）

2025年12月、BMS及びファイザーは、Azurity Pharmaceuticals, Inc.（以下「アズリティ」という。）に対し、アズリティが提案するジェネリックのアピキサバン製品が、2031年に満了する製法特許を侵害しているとして、デラウェア州連邦地方裁判所に特許侵害訴訟を提起した。

A2. 訴訟 - 製造物責任に関する訴訟

当社は、当社の医薬品及びその他の製品に関連して、下記を含むがそれに限定されない多数の訴訟の被告となっている。それらの訴訟における原告は、人身傷害及び経済的損失を受けたとして、様々な根拠により損害賠償及びその他の救済を求めている。

アスベスト

ファイザー及びファイザーが以前所有していた一部の子会社を被告とする数多くの訴訟が、各地の連邦裁判所及び州裁判所で係属中であり、ファイザー及びファイザーが以前所有していた一部の子会社が販売するアスベスト及びその他有害とされる物質を含有するとされる製品への接触により人身傷害を受けたと主張して、損害賠償が求められている。

さらに、1967年から1982年の間、ワーナー・ランバート社は、呼吸保護装置及びアスベスト安全服の製造販売を行っていたアメリカン・オプティカル・コーポレーション（以下「アメリカン・オプティカル社」という。）を所有していた。ワーナー・ランバート社は、1982年のアメリカン・オプティカル社の売却に伴い、アスベスト関連及びその他の請求を含む特定の債務について、買収会社を免責することで合意した。ワーナー・ランバート社は、2000年にファイザーによって買収され、ファイザーの完全子会社である。ワーナー・ランバート社は、こうした請求に対して積極的な防御を展開しており、今後も様々な解決方法を模索していく。

ファイザー又はその子会社が所有している又は過去に所有していた工場におけるアスベストへの接触について、損害賠償を求めた少数の訴訟もまた、各地の連邦裁判所及び州裁判所で係属中である。

ザンタック

ザンタックを摂取したことにより、種々の癌を発症し、又は癌を発症する高リスクに直面しているとする原告らにより、多数の訴訟が様々な連邦裁判所及び州裁判所においてファイザーに対し提起されている。これらの訴訟の大多数において、これまでザンタックを製造及び/又は販売してきた他の会社も被告となっている。当社は2006年以降ザンタックを販売しておらず、同製品のOTC（over-the-counter、市販薬）版のみ販売している。2006年、ファイザーはザンタックのOTCの権利を含む消費者向け事業をジョンソン・エンド・ジョンソンに売却し、売却に伴い、ザンタックOTCに関連する資産・負債をジョンソン・エンド・ジョンソンに移管した。これらの訴訟の原告らは、補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償を求めている。

2020年2月、当該連邦訴訟は併合審理前手続のため、フロリダ州南部地区連邦地方裁判所（以下「連邦広域訴訟裁判所」という。）の広域訴訟に移送された。広域訴訟の原告は、ファイザー及び他の多くの被告に対して、主たる人身傷害の申立て、特に50州全ての消費者保護法に基づく請求を主張する統合消費者クラスアクションの訴状、並びに13州の法律に基づく医療監視クラスの認証を求める医療監視の申立てを提出した。2022年12月、連邦広域訴訟裁判所は、原告の専門家証言を排除する被告側のDaubertの申立て及び一般的因果関係に関する略式判決の申立てを認め、その結果訴訟における全ての訴えを却下した。原告は連邦広域訴訟裁判所の判決に上訴した。

さらに、当社は、当社及び他の被告を名指しし、被告によるカナダにおけるザンタックの販売に起因するとされる人身傷害及び経済的損失に対する補償的及び懲罰的損害賠償を求めるカナダのクラスアクションの訴状を受領した。

2021年4月、アラメダ郡のカリフォルニア州上位裁判所において、ファイザー及びその他を被告としてカリフォルニア州裁判所に提起された人身傷害訴訟を調整するために、法務協議会統合手続きが設定された。また他の州裁判所においても併合手続きが設定された。州裁判所の訴訟の大部分は、ニューキャッスル郡にあるデラウェア州上位裁判所に提起されている。

これらのザンタック関連訴訟の多くは、何年も未解決のままである。ファイザーはこれまでも随時、これらの案件の便宜主義的な和解を模索してきており、今後も模索する予定である。2026年5月現在、ファイザーは、原告がファイザー製品の使用を主張し、州裁判所に提訴された訴訟の大部分について、一定の条件付きで、和解、又は和解に向けた最終合意若しくは基本合意を締結している。残りの未解決の州裁判所訴訟は、様々な州裁判所で継続中である。

チャンティックス

2021年8月から、ファイザーがニトロソアミン、N-ニトロソーバレニクリンの含有のためにチャンティックスを自発的にリコールした後、ファイザーに対する多くの未認定クラスアクションが様々な米国連邦裁判所に提起された。原告らは、チャンティックス又はファイザーが販売するジェネリックであるバレニクリン製剤を購入した結果、経済的損害を被ったと主張する。原告らは、全国的及び州独自の集団を代表し、損害賠償や医療モニタリングを含む様々な救済を求めている。2022年12月、連邦訴訟は併合審理前手続のため、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所の広域訴訟に移送された。2026年3月、当事者らは、ファイザーにとって重要性のない条件により当該訴訟を解決することで基本合意に達した。当該合意は、裁判所の最終承認を条件としている。

Depo-Provera

避妊のためにDepo-Provera（有効成分酢酸メドロキシプロゲステロン（MPA））の注射剤を使用した原告が髄膜腫を発症したとして、ファイザー及び一部の子会社に対して、様々な連邦裁判所及び州裁判所において多数の訴訟が提起されている。これらの訴訟の一部では、避妊のための注射用MPAのジェネリック版製造業者を含む他の被告の名前も挙げられている。原告はファイザーに対し、Depo-Provera及びジェネリック版MPA製品の両方に関する請求を主張し、補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償を求めている。2025年2月、これらの連邦訴訟は併合審理前手続きのため、フロリダ州北部地区連邦地方裁判所の広域訴訟に移送された。2026年6月、当社は、Depo-Proveraに関するMDL（広域係属訴訟）の原告側代表と基本合意に達した。当社は、この合意により、係属中のMDL案件の大部分が、当社の流動性又は財政状態に重要な影響を及ぼさない条件で解決されるものと見込んでいる。また、2025年に、カリフォルニア、コネチカット、デラウェア及びニューヨークを含む複数の米国州の法域において、統合手続が設定された。

A3. 訴訟 - 商事及びその他の訴訟

モンサント関連事件

1997年、モンサント・カンパニー（以下「旧モンサント社」という。）は、新しく設立された会社ソルティア・インク（以下「ソルティア社」という。）に、化学薬品製造事業及び施設を提供し、ソルティア社の株式を分割した。2000年、旧モンサント社は、ファルマシア・アップジョン・カンパニーと合併し、ファルマシア・コーポレーション（以下「ファルマシア社」という。）を設立した。その後ファルマシア社は、新しく設立した子会社モンサント・カンパニー（以下「新モンサント社」という。）にその農業事業を譲渡し、2段階に分けて同社をスピンオフし、2002年に完了した。2003年、ファルマシア社はファイザーに買収され、ファイザーの完全所有子会社となっている。

2002年に完了したスピンオフに関連して、新モンサント社は、ファルマシア社の旧農業事業に関する一切の債務を引き受け、ファルマシア社に免責を与えることで合意した。新モンサント社は、農業事業から生じた又はそれに関連した様々な請求及び訴訟に伴い、ファルマシア社を防御してきており、及び/又は防御している。また新モンサント社は、かかる請求及び訴訟に関して法的責任が課された場合若しくは和解に達した場合、ファルマシア社を免責してきている。

1997年のスピンオフに関連して、ソルティア社は、旧モンサント社の化学事業関連の債務を引き受け、ファルマシア社に免責を与えることで合意した。合衆国破産法第11章に基づく事業再編の結果、旧モンサント社の化学事業に関連するソルティア社の免責義務は、ソルティア社が所有又は運営した施設に主に限定されている。さらに、2002年に完了したスピンオフに関連して、新モンサント社は、ソルティア社が引き受けた債務を含む、主に旧モンサント社の化学事業に関連した債務を引き受け、ファルマシア社に免責を与えることで合意した。ソルティア社及び新モンサント社によるかかる債務の引受け及びファルマシア社にかかる債務から免責する合意は、ファルマシア社が被告となっている旧モンサント社の化学事業に関連した係属中の訴訟及び将来の訴訟に適用される。この訴訟には、ポリ塩化ビフェニルへの暴露を含む、環境問題関連の請求を申し立てる訴訟が含まれる。ソルティア社及び/又は新モンサント社は、旧モンサント社の化学事業から生じた又はそれに関連した様々な請求及び訴訟に伴い、ファルマシア社を防御しており、かかる請求及び訴訟に関して法的責任が課された若しくは和解に達した場合、ファルマシア社を免責してきている。2018年、Bayer AGはモンサント社（新モンサント社）を取得し、同社は現在Bayer AGの子会社である。取得以来、新モンサント社はファルマシア社のこれらの法的責任を弁護し免責し続けている。

環境問題

2009年、ワイスの買収の一環として、当社は、ニュージャージー州バウンド・ブルックに所在するワイス・ホールディングスLLC（旧ワイス・ホールディングス・コーポレーション及び旧アメリカン・サイアナミッド・カンパニー）の操業中止状態にある工業用化学薬品工場における環境修復の責任を引き受けた。それ以来、当社はバウンド・ブルックの施設において、修復計画、撤去及び修復措置、関連する環境修復活動を実施するために、並びに天然資源に対する損害賠償の申立てを解決するために、米国環境保護庁、ニュージャージー州環境保護局並びに/又は連邦及び州の天然資源管理委員会との間で、多くの行政和解合意書、命令同意書及び/又は司法同意判決を締結し、又はその当事者となった。当社はこれらの活動の現時点での見積費用を引き当ててきた。

当社はまた、1980年包括的環境対処・補償・責任法(改正済)及びその他の州、地方又は外国の法律に基づいて提起された、その他多数の訴訟における当事者となっている。当該訴訟においては、主な救済措置として、過去及び/又は将来の改善費用の払戻しを求められている。

イラク保健省との契約

2017年、多数の米国軍人、民間人及びその家族は、ファイザー及びその子会社を含む多数の製薬会社及び医療機器会社が米国の反テロリズム法に違反したとして、コロンビア地区連邦地方裁判所に訴状を提出した。訴状によると、被告らはイラク保健省との医薬品・医療機器契約に基づく販売慣行を通じて、テロ組織に資金を供与したと主張し、金銭的な救済を求めている。2020年7月、地区裁判所は被告の棄却の申立てを認め、原告の請求を全て棄却した。2022年1月、上訴裁判所は地区裁判所の判決を差し戻した。2024年6月、最高裁判所は移送を認める命令を下し、上訴裁判所の判決を取り消し、本件を上訴裁判所に差し戻した。2026年1月、上訴裁判所は地方裁判所の判決を覆し、その後2026年2月、被告らは上訴裁判所に対して再考を求める申立てを行ったが、当該申立ては棄却された。

アラガンの損害賠償請求

2019年、ファイザーは、キング社と共に、アラガン・ファイナンスLLC（以下「アラガン社」という。）がニューヨーク州地方裁判所において提起した訴訟の被告となっている。これは、ファイザーが2010年にキング社を買収する前の2008年にキング社により短期間所有されていた、カディアンに関する損害賠償請求を主張している。当該訴訟は2021年1月、再訴可能な形で自発的に中止された。

契約違反 - コミナティ

2023年、ファイザー及びBioNTech Manufacturing GmbHは、ポーランド共和国、ルーマニア共和国及びハンガリーに対し、ベルギーのブリュッセル第一審裁判所において、2021年に締結された契約の一部として発注されたCOVID-19ワクチンの注文について、これらの国に義務を履行させることを求める正式な訴訟手続きを個別に開始した。2026年4月、ブリュッセル第一審裁判所は、ポーランド共和国及びルーマニア共和国を相手方とする訴訟について、ファイザー及びビオンテック社に有利な判決を下した。ハンガリーに対する訴訟手続は引き続き別個に進行している。

A4. 訴訟 - 政府の調査

他の多国籍製薬会社のように、当社は、米国及び当社が事業を運営している先進国市場及び多数の新興成長市場における政府機関によって、広範囲に及ぶ規制を受けている。米国及び当社が事業を行うその他法域の政府機関による調査の結果によっては、刑事責任、多額の罰金及び/又は民事罰の対象、適切な法域において事業を行う当社の能力の制限、企業インテグリティ協定又は訴追延期合意、並びに評判の毀損及び当該事項への公共の関心の増加となることもあり得る。これらの事項では、政府から自発的又は召喚による情報提供を求められることがしばしばあり、その後、政府は追跡調査や追加召喚により追加情報を求める可能性がある。加えて、政府が介入を拒否した代理訴訟において、告発者は政府を代理して民事上の損害及び民事罰の回復を求める訴訟を依然として遂行する可能性がある。政府機関による調査は、以下のとおりである。

グリーンストーン反トラスト訴訟

2019年及び2020年、50超の州及び地域の検事当局は、ファイザー及びグリーンストーン（ファイザーの旧子会社で、ジェネリック医薬品を販売していた。）を含む多数の医薬品会社に対して、コネチカット州地方裁判所において2件の訴訟を提起した。グリーンストーン及びファイザーについては、提訴は、連邦及び州の反トラスト法及び州の消費者保護法に違反する反競争的行為を主張している。検事当局の提訴は当初、ペンシルベニア州東部地区連邦地方裁判所における広域訴訟への併合審理前手続きのため移送されたが、2024年4月、コネチカット州に差し戻された。グリーンストーンの反トラスト法訴訟には、ファイザー、グリーンストーン、その他多数の被告に対し、民間及び政府系原告により連邦裁判所及び州裁判所に提起された民事訴訟も含まれる。これらの関連民事訴訟は、州検事当局が主張するものと概ね重複する申立てを主張している。関連する連邦訴訟はすべて、ペンシルバニア州で係属中の広域訴訟の一部である。

インドの事業運営に関する米司法省の調査

2020年3月、米国司法省消費者保護局から、インドのアイランガトゥコタイ（Irrungattukottai）にある当社の以前の施設を含め、インドにおける当社の製造業務に関連する文書を求める非公式な要請を受けた。2020年4月には、ニューヨーク州南部地区連邦検事局から、インドの施設での活動に関する民事調査について同様の要請を受けた。当社は、これらの要求に従って記録を提出した。

A5. 訴訟 - 2026年上半期中に解決した事項

2026年上半期において、下記の事項を含む一部の事項は、解決されたか、又は最終的な和解契約若しくは和解に関する基本合意の対象となった。

ビンダケルービンダマックス（タファミジス/タファミジスメグルミン）

2023年6月以降、当社は、複数のジェネリック医薬品メーカーから、ビンダマックス（タファミジス）及びビンダケル（タファミジスメグルミン）についてFDAのオレンジブックに掲載されている特許の一部又は全部に異議を唱え、タファミジスのカプセル（61mg）又はタファミジスメグルミンのカプセル（20mg）のジェネリック版の販売承認を求めるANDAをFDAに提出した旨の通知を受領した。スクリプス研究所（以下「スクリプス」という。）は、これらの製品を対象とする物質組成特許及び治療方法特許を保有しており、ファイザーはその独占的ライセンシーである。また、ファイザーは結晶形特許を別途保有している。2023年8月以降、当社及びスクリプスは、当該特許の有効性及び侵害を主張して、ジェネリック申請者らに対する特許侵害訴訟をデラウェア州連邦地方裁判所に提起した。結晶形特許の侵害及び有効性のみを主張する訴訟については、ファイザーが唯一の原告であった。2026年3月、当社はビンダケルに関する訴訟を、当社にとって重要性のない条件で和解した。2026年4月には、ビンダマックスに関する3件の訴訟を和解した。和解条件に基づき、ジェネリック医薬品メーカーは、ビンダマックスに関するその他の訴訟の結果に従うことを条件として、2031年6月1日からビンダマックスのカプセルのジェネリック版を発売することが認められる。

B. 保証及び免責

通常の事業の過程で、また資産及び事業の売却並びにその他取引に関連して、当社は、取引に関連して発生する可能性のある一定の債務、又は取引前・取引後の出来事若しくは活動に関する一定の債務について、取引の相手方を免責する場合が多い。免責を受ける当事者が、免責条件に従い申立てに成功した場合、当社は、損失の補償を求められる可能性がある。こうした免責には、通常様々な制約及び制限が設けられている。当社は、これまでこれらの規定に基づき高額を支払ったことはなく、2026年6月28日現在、こうした免責義務の推定公正価値は当社にとり大きな金額ではない。

さらに、当社による特定の契約締結及びその他取引に関連して、当社の相手方は当社に補償する義務を負う可能性がある。例えば、ビオンテック社とのCOVID-19感染予防を目的としたmRNAベースのコロナウイルス・ワクチンプログラム共同開発に関するグローバル契約には、コミナティに関する特定の第三者からの請求に関連して発生し得る特定の債務をビオンテック社とファイザーがそれぞれ互いに補償することに合意した、特定の補償条項が含まれている。

2025年5月にPfizer Netherlands International Finance B.V.（ファイザーの100%子会社である金融子会社）によって発行された債務及び2023年5月にPfizer Investment Enterprises Pte. Ltd.（ファイザーの100%子会社である金融子会社）によって発行された債務のファイザーによる保証に関する情報については当社の2025年度の報告書様式10-Kの注記7Dを参照のこと。当社は、一部のファイザーの子会社及び過去に買収し現在はファイザーの子会社となっている一部の会社の長期債務も保証している。

C. 買収における条件付対価

当社は、過去に行った一部のファイザーの企業結合について、将来の事象又は結果の発生を条件とした、売主に対する条件付対価の支払いを求められる可能性がある。当社はまた、ファイザーがその後買収した会社が売主に対して以前約束していた一定の条件付対価に係る負債も引き受けている。当社の2025年度の報告書様式10-Kの注記1 D及び16D並びに本報告書の注記2 A及び7 Aを参照のこと。

[前へ](#)

[次へ](#)

注記13 セグメント別、地域別及びその他の売上情報

A. セグメント情報

2026年度第1四半期より、当社は二つの事業セグメントを通じて事業活動を管理しており、それぞれ単一のマネージャーが率いている。二つの事業セグメントとはバイオフーマ及びPC1である。この体制は、2025年度におけるファイザー・イグナイト事業セグメントの段階的廃止を受けた現在の当社の経営モデルを反映している。バイオフーマは、バイオ医薬品の発見、開発、製造、マーケティング、販売及び流通を世界中で行っている。PC1は、当社の受託開発及び製造組織かつ特殊医薬品有効成分の主要サプライヤーである。バイオフーマは唯一の報告セグメントである。当社は、事業セグメント並びに経営陣が業務評価及び資源配分を行うにあたって利用するアプローチを定期的に見直している。

当社のバイオフーマ報告セグメントにおいて、商業部門は製品のマーケティング、販売及び流通を行い、グローバル・オペレーティング部門は製品の研究開発、製造及び供給の責任を負う。各事業セグメントは、世界的なコーポレート・イネープリング部門及びその他のコーポレート部門に支えられている。2026年度の初めに、当社は、主にスペシャルティ・ケア及びオンコロジーの製品ポートフォリオから、一定の特許切れブランド及びジェネリックの無菌注射剤並びにバイオシミラーを、バイオフーマ報告セグメント内の新設されたグローバル・ホスピタル及びバイオシミラー組織に移行する変更を含む、商業組織の変更を行った。2026年1月1日から、バイオフーマ報告セグメント内の商業組織は以下の通りである。

- ・ Pfizer U.S. Commercial Divisionには、グローバル・ホスピタル及びバイオシミラー組織を除く、ファイザーの全製品ポートフォリオをカバーする米国の商業組織に加え、グローバル・アクセス&バリュー、グローバル・チーフ・マーケティング・オフィス並びにプライマリ・ケア及びスペシャルティ・ケア米国メディカルアフェアーズ組織が含まれる。
- ・ Pfizer International Commercial Divisionには、一定の国際市場におけるグローバル・ホスピタル及びバイオシミラー組織を除く、すべての国際市場におけるファイザーの全製品ポートフォリオをカバーする、米国外の商業組織及びメディカルアフェアーズ組織が含まれる。
- ・ グローバル・ホスピタル及びバイオシミラー部門には、中国、香港及び一定のその他国際市場を除く、特許切れブランド及びジェネリックの無菌注射剤並びにバイオシミラーのファイザーの製品ポートフォリオをカバーする商業組織が含まれる。

「その他の事業活動及び調整項目」－その他の事業活動にはPC1の経営成績のほか、コーポレート・イネープリング部門に関連するコスト及びその他全社コストなど事業セグメントの成績に配分されない特定の税引前コストが含まれる。調整項目には事業セグメントに配分されない以下の項目、取引及び事象が含まれる。(i) 全ての無形資産の償却費、(ii) 買収関連項目、及び(iii) 経営陣によって個別に評価され、性質または規模により、定期的に通常の事業の一部として発生しないと予想される、実質的かつ（または）異常な場合によっては継続して生じる特定の重要項目。

「セグメント資産」－当社の事業資産は共有または合同運用されているため、当社は資産を、事業セグメント別ではなく、全社ベースで管理している。そのため、当社のCODMが定期的に資産情報を事業セグメント別でレビューしていないことから、当社は資産情報を事業セグメント別で報告していない。資産合計は2026年6月28日現在2,010億ドルであり、2025年12月31日現在2,080億ドルであった。

主要な損益計算書情報

下表は、報告セグメント別で主要な損益計算書情報を示している。

(単位：百万ドル)						
	売上高		利益 ^(a)		償却費 ^(b)	
	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間
報告セグメント：						
バイオファーマ ^(c)	\$ 28,822	\$ 27,746	\$ 13,725	\$ 13,960	\$ 672	\$ 671
その他の事業活動調整項目：						
無形資産償却費			(2,368)	(2,421)	2,368	2,421
買収関連項目			(1,173)	(620)	(2)	(3)
特定の重要項目 ^(e)			(4,291)	(1,944)	14	7
	\$ 29,484	\$ 28,367	\$ 2,517	\$ 5,828	\$ 3,235	\$ 3,243

(a) 「税引前継続事業利益（損失）」に計上されている。2025年度第3四半期より、従来コーポレート・イネープリング部門の経営成績に含めて報告していたコーポレート事業に係る特定の費用は、バイオファーマ報告セグメントの経営成績に含めて報告している。この報告上の変更に伴い、当期の表示方法に合わせて、2025年度上半期において約74百万ドルの「販売費、IT関連費及び一般管理費」を、その他の事業活動からバイオファーマへ組替えている。

(b) 一部の生産設備は共用されている。減価償却費は物的生産量の見積りに基づき配分されている。

(c) バイオファーマの利益には、2026年度上半期と2025年度上半期のヴィーブ社に対する過去の投資から生じた配当収入がそれぞれ180百万ドル及び111百万ドル含まれ、「その他の（収益）費用－純額」に計上されている。なお、2025年度上半期のバイオファーマの利益は、未払ロイヤリティーの見積りを見直したことに伴う「売上原価」の減少を反映している。

(d) その他の事業活動には、上述の通りPC1及び旧事業セグメントであるファイザー・イグナイトに関連する収益及び費用並びに事業セグメントに配分されない費用が含まれている。

(e) 2026年度上半期の利益には主に、(i) 43億ドルの特定資産に係る減損損失、(ii) 10億ドルの特定の法的事項に係る費用、(iii) ヴィーブ社への投資の売却による18.7億ドルの利益（以上は「その他の（収益）費用－純額」に計上されている）、並びに(iv) 717百万ドルのリストラクチャリング費用/戻入、棚卸資産評価損、導入コスト及び資産再編に伴う追加減価償却費（主に「再編費用及び買収関連費用」に計上されている）が含まれている。2025年度上半期の利益には主に、(i) 事業再編費用（収益）及び実施費用及び追加減価償却－資産の再構築670百万ドル（主に「再編費用及び買収関連費用」に計上されている）及び特定の法的事項に係る費用564百万ドル（「その他の（収益）費用－純額」に計上されている）が含まれている。注記3及び注記4を参照のこと。

下表は、CODMに定期的に提出されるバイオファーマ報告セグメントの情報を示している。

(単位：百万ドル)			
	2026年6月28日をもって終了する6か月間	2025年6月29日をもって終了する6か月間	
バイオファーマ報告セグメント			
バイオファーマ売上高合計	\$ 28,822	\$ 27,746	
控除：			
売上原価	6,222	5,389	
販売費、IT関連費及び一般管理費	4,475	4,529	
研究開発費	4,513	4,050	
取得した仕掛研究開発費	153	11	
その他の（収益）費用－純額	(267)	(193)	
バイオファーマの利益	\$ 13,725	\$ 13,960	

B. 地域別情報

地域別の売上高は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)	
	2026年6月28日をもって終了する 6か月間	2025年6月29日をもって終了する 6か月間
米国	\$ 17,588	\$ 17,268
国際：		
先進国市場	7,169	6,571
新興成長市場	4,727	4,529
売上高合計	\$ 29,484	\$ 28,367

C. その他の売上情報

重要な製品別の売上高

主要な製品の売上高に関する追加的な情報は以下のとおりである。

		(単位：百万ドル)	
製品	主な適応症または種類	2026年6月28日をもって終了する 6か月間	2025年6月29日をもって終了する 6か月間
総収益（売上高合計）		\$ 29,484	\$ 28,367
グローバル・バイオフィーマシュー ティカルズ・ビジネス（バイオ ファーマ）^(a)		\$ 28,822	\$ 27,746
プライマリ・ケア		\$ 11,046	\$ 11,226
エリキュース ^(b)	非弁膜症性心房細動、深部静脈血栓症、肺血栓症	4,591	3,926
プレベナー・ファミリー	血清型肺炎球菌による肺炎、侵襲性疾患及び中耳炎の予防を目的とした能動免疫	3,027	3,043
Nurtec ODT/Vydura	片頭痛の急性治療及び反復性片頭痛の予防	774	607
コミナティ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防を目的とした能動免疫	493	945
アブリスボ	RSウイルス感染症予防を目的とした能動免疫	388	274
タイコバック	ダニ媒介脳炎予防を目的とした能動免疫	213	172
パキロビッド	特定の高リスク患者の新型コロナウイルス感染症	207	918
その他の全てのプライマリーケア	各種適応症	1,353	1,340

オンコロジー		\$ 7,991	\$ 7,528
イブランス	HR陽性/HER2陰性転移性乳がん、及びHR陽性/HER2陽性の局所進行性または転移性乳がんの成人患者に対する一次維持療法	2,066	2,026
パドセブ	局所進行性または転移性尿路上皮がん、及びシスプラチン不適応またはシスプラチンを用いた化学療法を拒否した患者の筋層浸潤性膀胱がん	1,258	967
イクスタンジ ^(c)	転移性去勢抵抗性前立腺がん、非転移性去勢抵抗性前立腺がん、転移性去勢感受性前立腺がん、非転移性去勢感受性前立腺がん	978	1,023
ローブレナ	ALK陽性転移性非小細胞肺がん	659	473
インライタ	進行性RCC	433	462
ブラヒトビ/メクトビ	BRAF ^{V600E/K} 遺伝子変異型患者に対する 移転性メラノーマ及びBRAF ^{V600E} 遺伝子変異型患者に対する転移性非小細胞肺がん (NSCLC) の治療、並びにアービタックス® (セツキシマブ) ^(d) (既存治療後) またはセツキシマブ及びフルオロウラシルベースの化学療法との併用によるBRAF ^{V600E} 遺伝子変異型転移性大腸がんの治療	398	317
アドセトリス ^(e)	特定のリンパ腫 (古典的ホジキンリンパ腫、T細胞リンパ腫及び再発/難治性びまん性大細胞型B細胞リンパ腫を含む)	386	472
Tukysa	切除不能または転移性HER2陽性乳がん、RAS野生型HER2陽性の切除不能または転移性大腸がん	259	234
Orgovyx ^(f)	進行性前立腺がん	255	173
ボシュリフ	フィラデルフィア染色体陽性慢性骨髄性白血病	242	300
エルレフィオ	再発または難治性の多発性骨髄腫	169	145
ターゼナ	BRCA遺伝子変異陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳がんの治療、及びHRR関連遺伝子変異陽性の転移性去勢抗性前立腺成人がん患者を対象にイクスタンジ (エンザルタミド) 併用による治療	107	86
Tivdak	化学療法中または化学療法後に病勢進行を認めた再発または転移性子宮頸がん	67	79
その他の全てのオンコロジー	各種適応症	713	771

スペシャルティケア		\$ 6,292	\$ 5,705
ピンダケル・ファミリー	ATTR-CM（トランスサイレチン型心アミロイドーシス）及び多発性神経障害	3,364	3,101
ゼルヤンツ	リウマチ性関節炎、乾癬性関節炎、潰瘍性大腸炎、多関節の活動性を有する若年性特発性関節炎、強直性脊椎炎	431	450
ザヴィセフタ (米国及びカナダを除く)	細菌感染症	350	299
エンブレル (米国及びカナダを除く)	リウマチ性関節炎、若年性特発性関節炎、乾癬性関節炎、尋常性乾癬、小児尋常性乾癬、強直性脊椎炎及び体軸性脊椎関節炎	280	294
オクタガム	原発性液性免疫不全症、成人の慢性免疫性血小板減少症及び成人の皮膚筋炎	260	184
クレセンバ	侵襲性アスペルギルス症及びムーコル症	194	184
ジェノトロピン	ヒト成長ホルモンの補充	187	201
サイバインコ	アトピー性皮膚炎	171	127
その他の全てのスペシャルティケア	各種適応症	1,056	866
病院及びバイオシミラー^(a)		\$ 3,494	\$ 3,286
オンコロジーのバイオシミラー (g)	各種適応症	768	617
インフレクトラ	クローン病、小児クローン病、UC、小児UC、メトトレキサートとの組み合わせで使用するRA、強直性脊椎炎、乾癬性関節炎、尋常性乾癬	353	291
スルペラゾン（米国及びカナダ以外）	細菌感染症	315	330
ジスロマック	細菌感染症	154	213
その他全ての病院及びバイオシミラー	各種適応症	1,905	1,835
ファイザー・センターワン^(h)		\$ 662	\$ 622
バイオフーマ^(a)		\$ 28,822	\$ 27,746
Pfizer U.S. Commercial Division		15,642	15,583
Pfizer International Commercial Division		10,777	10,027
Global Hospital and Biosimilars Division ⁽ⁱ⁾		2,403	2,136
提携による収益合計（上記に含まれる）		\$ 5,036	\$ 4,386
ロイヤリティー収入合計（上記に含まれる）		\$ 870	\$ 734

(a) 2026年の初めに、当社は、主にスペシャルティ・ケア及びオンコロジーの製品ポートフォリオから、一定の特許切れブランド及びジェネリックの無菌注射剤並びにバイオシミラーを、バイオフーマ報告セグメント内の新設されたグローバル・ホスピタル及びバイオシミラー組織に移行する変更を含む、商業組織の変更を行った。上記注記13Aを参照。なお、過年度の金額については、当期の表示に合わせて組替えている。

(b) 提携による収益及び製品売上高である。

(c) 主に提携による収益及びロイヤリティー収益である。

(d) Erbitux[®] は、イムクロン社の登録商標である。

(e) 製品売上高及びロイヤリティー収入である。

(f) 提携による収益である。

(g) バイオシミラーは先発バイオ医薬品の後続品である。オンコロジー・バイオシミラーには、主にリツキシマブ、ペバシズマブ、レタクリット、トラジメラ及びフィルグラスチムが含まれている。

(h) PC 1 には、受託製造事業からの収益、医薬品有効成分の販売活動からの収益、及び従来のファイザーの事業/提携先との製造供給契約からの収益が含まれている。また、ファイザー・イグナイト事業セグメントの段階的廃止に伴う収益が含まれているが、いずれの表示期間においても重要性はない。なお、過年度の金額については、当期の表示に合わせて組替えている。

(i) 上記注記13Aを参照。

「残存履行義務」－コミナティ及びパキロビッドを顧客に供給する長期契約における確定注文に関して残存履行義務から認識されると予想される受託収益は、2026年6月28日現在それぞれ約20億ドル及び965百万ドルであり、これには、事前に受け取り繰り延べた金額、及び将来顧客への製品納品時に請求される金額が含まれる。当該金額のうち、現在の契約条件は主に2026年度から2028年度にかけての受託収益となる製品の納品に適用されるが、納期は再交渉される可能性がある。残存履行義務は、2026年度第2四半期末時点の為替レートに基づいており、当初の予想契約期間が1年未満の契約を除外している。2026年6月28日現在及び2025年12月31日現在においてその他の製品及びサービスの契約に関連する残存履行義務に重要なものはない。

「繰延収益」－当社の繰延収益は主にパキロビッド及びコミナティの供給について当社が複数の政府または政府系顧客から受領した前受金または未収入金に関連している。パキロビッド及びコミナティに関連する繰延収益の合計は2026年6月28日現在で14億ドルであり、521百万ドル及び855百万ドルがそれぞれ流動負債及び非流動負債に計上されている。パキロビッド及びコミナティに関連する繰延収益の合計は2025年12月31日現在で15億ドルであり、689百万ドル及び826百万ドルがそれぞれ流動負債及び非流動負債に計上されている。2026年度上半期中のパキロビッド及びコミナティに係る繰延収益の減少は、主に顧客への製品納品時に「製品売上高」に計上した金額の影響を受けたためである。2026年度上半期に当社は約133百万ドルの売上高を計上しているが、これは2025年12月31日現在のコミナティ及びパキロビッドに係る繰延収益残高に含まれていたものである。2026年6月28日現在のパキロビッド及びコミナティに係る繰延収益は、顧客に製品の支配を移転し契約上の履行義務を満了したときに、比例的に「製品売上高」に計上される。流動負債に含まれる金額は今後12か月の間に「製品売上高」に計上されると予想され、非流動負債に含まれる金額は主に2027年度から2028年度の間「製品売上高」に計上されると予想される。その他の製品の契約に関する繰延収益で2026年6月28日及び2025年12月31日時点において重要なものはない。

[前へ](#)

2【その他】

(a) 決算日後の状況

本書のその他の場所に記載された事項を除き、2026年度第2四半期末以降に重要な後発事象は発生していない。

(b) 訴訟等

本書の「第6 経理の状況」の要約連結財務諸表注記12「偶発事象及び特定のコミットメント」を参照。

3【日米の会計慣行の相違】

本書記載の中間財務書類は、米国で一般に認められた会計原則及び会計慣行に基づいて作成されたものである。したがって、我が国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成されたものとは相違する部分もある。主な相違点の要約は、以下のとおりである。

(a) 支払利息の資産化

米国においては、自社の使用のために建設または生産された資産に関する支払利息のうち一定の要件を満たしたものについては、これを資産化し、償却資産については耐用年数に応じて償却しなければならない。

我が国においては、利息の資産化は強制されていない。

(b) 退職給付

米国においては、予測給付債務と制度資産の公正価値の差額を貸借対照表上において認識することを要求している。さらに、年金数理計算上の仮定と実績の差から生じる未認識数理債務及び制度変更から生じる未認識過去勤務債務のうち期間年金費用として認識されていない部分については税効果考慮後の金額でその他の包括利益として認識することを要求している。

また、米国においては、コリドーアプローチを採用し、その他の包括利益に計上されている数理差異のうち、予測給付債務若しくは年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%（コリドー）の範囲内の場合は費用処理をしないことができる。コリドーの範囲を超過する額については、従業員の予測平均残存勤務期間以内の一定の年数にわたり費用処理する方法が要求される。

我が国においては、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、税効果調整後純資産の部（その他の包括利益累計額）に計上することとし、その後の期間にわたって当該部分を費用処理する方法が要求されており、コリドーアプローチは採用されていない。

また、我が国においては、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には計算基礎を変更しない等合理的な範囲で重要性による判断を認める方法（重要性基準）の適用が選択できる。

(c) 年金以外の退職後給付

米国においては、医療費給付や生命保険給付等の年金以外の退職後給付制度がある場合においては、当該退職後給付に関する費用を、従業員の予測勤務期間にわたって発生主義により計上することが求められている。

我が国においては、上記に該当する明確な基準は存在しない。

(d) 非継続事業

米国においては、ある事業が非継続事業となったときは、その事業は開示されている財務諸表の全ての期間にわたって非継続事業として表示される。

我が国においては、非継続事業としての独立掲記は要求されていない。

(e) 企業結合

米国においては、企業結合に関する基準により、取得者は原則として取得した全ての識別可能な資産、負債及び非支配持分を取得日における公正価値にて全額を認識、測定することが要求される。そして、非支配持分の公正価値と交付対価の合計と、識別可能な取得資産を比較し、非支配持分の公正価値と交付対価の合計が上回る場合にはのれんとし、下回る場合にはその差額を利益として処理することが要求される。さらに、企業結合に伴い発生した取引コストは即時費用化することとなる。

我が国においては、取得原価は原則として取得の対価となった財の企業結合日における時価で算定し、その取得原価を、識別可能資産及び負債にその時価を基礎として配分することが要求されているとともに、非支配株主持分に係るのれんの計上、すなわち全部のれんは認められていない。

(f) のれん及び無形資産

米国においては、のれんは償却せず、最低限年度ごとに減損テストを実施することが要求されている。また、耐用年数が有限の無形資産は、それぞれの見積り耐用年数にわたり定額法で償却する。耐用年数を確定できない無形資産については耐用年数が確定するまで償却を行わず、各年度で減損テストが実施される。

我が国においては、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することが要求されている。また、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産として、必要な場合に減損処理が実施される。

(g) 法人所得税の不確実性

米国においては、財務諸表における税務ポジションの認識及び測定について規定されている。この基準に基づいた場合、税務ポジションの評価は、2段階のプロセスで行われる。1段階目は、認識に関するものである。会社は、税務ポジションのテクニカル・メリットに基づき、税務ポジションが税務調査において「50%を超える可能性」で維持されるかどうかを判断する。当該判断の際には、税務ポジションが全ての関連情報について十分な知識を有している税務当局により調査されることを前提としている。2段階目は、測定に関するものである。認識基準である「50%を超える可能性」を満たした税務ポジションは、財務諸表における計上額を決定する必要がある。税務ポジションは、最終的に解決された場合に50%を超える可能性で認識される最大の税務上の便益の金額にて測定される。

我が国においては、法人所得税の不確実性に関する特定の会計基準はない。

(h) 共同契約

米国においては、共同契約に係る会計基準により、複数の企業が商業上等の目的を達成するために独立した法的事業体を設立せずに、契約に基づき共同事業を進める場合における、関連する費用及び収益の損益計算書での表示や計上区分、及び共同契約に係る事項の財務諸表での注記が定められている。なお、共同契約には、各参加者が積極的に参加し、重要なリスクと経済価値にさらされている契約が該当する。

我が国においては、上記に該当する明確な基準は存在しない。

(i) 持分投資の認識及び測定

米国においては、持分投資を公正価値で測定し、公正価値の変動は当期利益に認識される。ただし、公正価値が容易に算定できない持分投資は、代替的測定方法として、同じ発行体の同一または類似商品に係る通常の取引において観察可能な価格の変動を加減して減損損失を控除した原価で測定する。代替的測定方法における持分投資に対しては、減損の評価が求められている。

我が国においては、売買目的有価証券は時価で測定し、時価の変動は損益計算書で認識される。その他有価証券は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、純資産に計上し、売却や減損あるいは回収時に損益計算書へ計上するか、または個々の証券について時価が取得原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。非上場株式は市場価格がないため、取得原価で測定する。このような市場価格のない株式については、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損損失が認識される。

(j) 長期性資産の減損

米国においては、長期性資産について、帳簿価額が回収されないことを示す、事象または状況の変化(兆候)が存在する場合、減損テストを行う。減損は、資産の帳簿価額と割引前キャッシュ・フローを比較して判定し、割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、資産の公正価値と資産簿価の差額が減損として測定される。減損損失は、減損が認識された時点で損失計上される。

我が国においては、減損損失は、公正価値に基づかず、資産の正味売却価額または使用価値のいずれか高い額である回収可能価額と資産の帳簿価額との差額として測定される。

(k) 株式を基礎とした報酬(ストック・オプション等)の会計

米国においては、ストック・オプション等が付与された日の公正価値に基づいて、必要な勤務期間(通常は付与日から権利確定までの期間)にわたり、報酬費用を認識するよう求められている。

我が国においては、付与日の公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき会計期間に発生したと認められる額を費用処理する。

(l) 社債発行費用の会計

米国においては、社債発行費用を貸借対照表上、社債の帳簿価額から直接控除し表示することが求められている。

我が国においては、社債発行費用は、原則として支出時に費用処理するが、繰延資産として資産計上することが認められている。

(m) リース

米国においては、オペレーティング・リース取引に係る負債及び対応する使用権資産を貸借対照表に計上することが求められている。

我が国においては、オペレーティング・リース取引は支払リース料を費用処理する。また、ファイナンス・リース取引は通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及び対応する債務を貸借対照表にリース資産及びリース債務として計上するが、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下）または短期（リース契約期間が1年以内）のリース取引は、オペレーティング・リース取引に準じて支払リース料を費用処理する方法で会計処理を行うことができる。なお、日本においては、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が公表され、当該基準では、借手のリース取引をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類するのではなく、借手のすべてのリース取引は使用権資産およびリース負債が計上されることになる。また、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則におけるファイナンス・リースと同様に、使用権資産から減価償却費が、リース負債から利息費用が計上されることになる。当該基準は、2027年4月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

第7 【外国為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、当半期中日本国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

当社は、2026年1月1日から本半期報告書提出日までの間において、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----|--|---------------------|
| (1) | 臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告書)及び添付書類 | 2026年3月16日関東財務局長に提出 |
| (2) | 2025年度有価証券報告書(自2025年1月1日至同年12月31日)及び添付書類 | 2026年6月12日関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当なし。